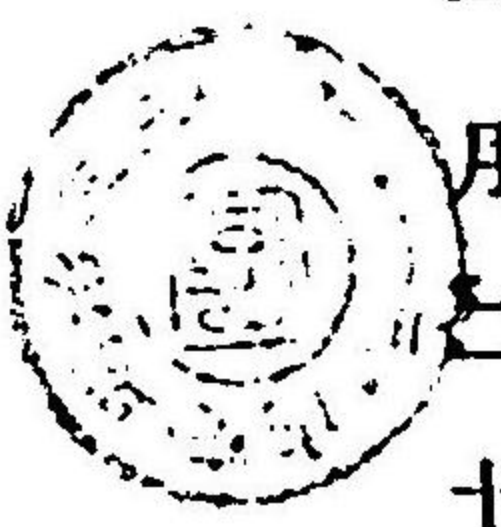


私儀先般南清沿岸航路視察の命を拜し去る一月二十
八日發程四月五日歸社仕候



右視察の結果として本書を調製し供貴覽候間別冊復
命被附録と共に御参照の榮を賜り度奉希望候以上

明治三十三年四月卅日

主事 石原市松

社長 中橋徳五郎 殿

南清航路視察復命書

目次

- 一 上海香港線
- 一 淡水福州線と香港福州線との利害
- 附 福州出入船客表
- 同 出入貨物表
- 同 出入漁船表
- 一 上海福州線
- 一 汕頭營口線
- 附 汕頭出入船客表
- 同 出入貨物表
- 同 漁船出入表
- 一 廈門上海線
- 附 廈門出入船客表
- 同 出入貨物表
- 同 出入漁船表

一 厦門汕頭と南洋及前印度間の線路
一 陸上設備之必要

附 温州出入貨物表及船舶出入表
寧波出入貨物表及船舶出入表
南清各港に於ける三公司の陸上設備表

南清航路視察復命書

上海香港線

上海香港間に定期郵船の寄港するものは彼阿瀛船會社船「エムエム」瀛船會社船、北獨逸瀛船會社船「パンフイック」チーチー」加奈多の三郵船、日本郵船會社の米國線船及浦鹽線船、東洋瀛船會社の米國線等にして定期にあらざるも常設線として航海するものは招商局、怡和洋行、太古洋行、支那沿岸瀛船會社及其他の臨時船にして又單に香港上海間を航行するものあり千八百九十八年の税關報告に據れば右諸會社船出入の合計七百八十二隻に達す然れども該隻數は單に香港上海間を直航したるものに止まるを以て途中汕頭或は厦門福州等に寄港したるものを合算するときは無慮出入一千隻以上に達すべし

上海香港間に輸出入する貨物の數量は確實なる統計に乏しきを以て其詳細を知る能はずと雖香港より輸入する貨物總價は一昨年度二千七百六十二萬五千二百六十六兩にして其品種は綿糸、綿布、棉花、毛織物及鉄類等を大宗とし香港に向て輸出する貨物總價は再輸出と内地土貨輸出額を合算すれば八百六十九萬五千百十五兩なり而して其品種は皮類、麻、絹糸、茶、烟草、油類及藥材等を以て大宗とす故に輸入品は其容積及金額を平均し仮りに一個六十兩と算すれば數量四十六萬〇四百二十個にして一個平均十一才とすれば其容積十二萬六千六百十五噸に達すべし而して輸出品は茶、

皮、油及麻を以て標準とし仮りに一個二十兩と概算すれば總數四拾三萬四千七百二十六個にして一個平均八才とすれば其容積八萬六千九百四十五噸に達すへし之を以てすれば輸出入合計噸數二十一萬三千五百六十噸なり

右輸出入總噸數を出入派船約一千隻に分載すれば每一隻の載量僅かに二百十三噸にして運賃は茶一噸二兩、皮類一噸三兩、綿布類一噸三兩とを平均し一噸二兩六錢と概算すれば片路五百五十三兩復返一千一百餘兩に過ぎず右計算は唯推算に過ぎざるを以て固より精確と云ふべからず運賃の如きに至つても上海香港間ハ其昂低甚しく殆んど一定の標準なきを以て茲には仮りに招商、怡和、太古三公司の協定額を用ひたり而して右各船は前記の如く平均分載するものにあらす或は滿船にて出入し或は「バラスト」にて出入するものあり招商、怡和、太古三公司の如きは此線路の航行に従事すること數十年に至れるを以て能く荷主及問屋との關係を保ち陸上設備も充分なるを以て船移し接続荷物保管の道も亦完全なりと謂ふべし故に他會社の派船にして空艙又は半艙にて航海する場合と雖三公司派船に在りては相當の貨物を搭載するを例とす

支那沿岸航海の運賃は貨物の種類よりて昂低の差を生ずること甚しく阿片、藥材、其他貴重品の運賃は原價に依りて之れを定むるを以て貨物の種類に由りては一噸八十兩の高價あり又低廉の者は一噸九錢六分に過ぎざるを以て前記推算を以て一概に利益過少なりと斷定すべからず然れども陸上の設備を有し諸航路より集合す

船移し契約の荷物を有するに非れば荷主及問屋の手に存する貨物は常に臨時前發船の爲めに奪はれ其相當の利益を収むるを得るは只荷物の夥多なる短期間に過ぎざるへし

然らば温州、福州、厦門或は汕頭に寄航すべしハ收入を増加すへき利あるへしとは直に起るへき疑問なり若し斯の如き航路を開始すれば上海以南は恰かも彼の日本郵船會社の浦鹽、香港線と同一の航路にして郵船會社は從來浦港、解水と共に此航路を開始し結水と共に此航路を中止し相當の利益を収めたりしも近年結水中と雖博愛、弘濟の兩船を以て終年航海を試むるに及んで其結果頗る不長となり竟に右兩船を他に轉航せしめ三河丸一隻を以て此航路を維持することとなり而して福州の如きは出入荷物皆無なるを以て其寄港を廢止するに至れり是畢竟右兩船の此荷物線路に不適當なるに因るへしと雖寄港の各港に陸上の設備なく且つ寄港の數多し過ぐるも亦不結果の一因たるを免れず

翻て怡和、招商、太古三公司の上海、香港間に於ける沿岸航海の經營を見れば温州に至るものは單に上海、温州間に止せり福州に至るものは單に上海、福州間にして厦門に至るものも亦斯の如し獨り汕頭に至るものハ往々上海、香港間の航船をして茲に寄航せしむることあり

先進各社の施設する處斯の如し然るに日本郵船會社は上海、福州、厦門、汕頭に順次寄航して香港に達するの計畫を立て往航すハ厦門、汕頭、香港復航には厦門、福州及上海

に到着するに當て動もすれば後發船に先んせられ竟に荷主の不利を來せしことあり之れを以て支那商賈は相場の打算上より寄港多き瀛船に其荷物を搭載するを好まざるに至れり

右の理由に由り直航船を開始するに當ては必ず完全なる倉庫の設備を有し以て諸線路の船移し荷物を収容するにあらざれば荷主及問屋の手に存する荷物は臨時寄航船の爲めに常に競争割引の困難に遭遇すへきを以て利益を収むること甚だ難し又寄航線は他に競争者なき場合よあらざれば之を開始するも郵船會社の香港線と同一なる運命に終るへし

參 照

三井香港店員は曰く

香港上海線は有利なるへし支那沿岸瀛船會社の如きは殆んど此線路を常航せり然れども運賃は安價なり

同 厦門店員ハ

香港上海線は航海船多きに失し從て運賃安價なるを以て到底利益を収むること難かるへし香港店員か有利なりと答へたるは畢竟實地研究の足らざるより起る云々

厦門領事は曰く

貴社の香港淡水線は厦門に於て多數の荷物を積卸するに反之日本郵船會社

船は何故に貨物の積卸し少なきか

汕頭代理店主は

汕頭と上海及長江北清との關係は厚くして輸出入貨物頗る多し然れども陸上設備を完成せしめざる時は日本郵船會社と同一の結果を得へし予は自力を以て此經營をなすこと能はず云々

郵船會社員の一人は曰く

南清航路の擴張は今日未だ其必要を認めず

同 他の一人は曰く

南清航路は少擴張を試みたれども未だ其時機に達せず竟に船數を減し老船に換ふるに至れり

本社漢口支店員ハ

長江沿岸荷物を日本郵船會社船に接續搭載を試みたりしも船數少なく不便多くして荷主より苦情ありしを以て竟に接續を廢止したりと

福州商人は曰く

日本郵船會社の二周一回線は日本居留民を除くの外未だ支那人の記憶に入らず云々

淡水福州線と香港福州線の利害

六

福州と淡水との關係は厦門の淡水に於けるか如く緊密ならず之を以て此間未だ嘗て直接の航海を企畫したるものなり支那人の言に據れば福州より木材を積載して台灣に至り歸路は米を購入して之を搭載するを得へしと然れども米は西貢米の香港に於ける相場及蕪湖上海寧波米等の相場を比較するに非れば四季不斷の輸入貨物として待むに足らず又台灣在留の本邦人中には福州より石材を伐出して台灣の建築用に充て或は家猪、鶏卵又は雜貨を輸入するの利を説くものあれども果して漁船の載貨とするに足るべきや否やは甚だ不確實なりとす

台灣福州間に於ける船客來往の多寡は未だ統計の微すべきものなきを以て之れを詳悉する能はず然れども福州人の台灣に移住したるもの其數寥寥たるより推算すれば淡水福州間は尤も船客貨物の僅少な線路と謂はざる可らず今此間に航海の業を開き此航路に由りて兩地の關係を密接せしめんと欲するも其收支相償ふに至るは決して容易の業にあらざるべきを信するなり

顧みて福州及香港の關係を見れば福州に於ける輸入額は香港よりする者を以て最も多し船客の數厦門以南を合算す亦第一位を占む然れども其員數は壹ヶ年僅かに五千〇九十五名に過ぎず元來福州は支那人の指して自給自足の地と稱する所にして茶、木材、果物及藥材は餘あるも其他は他省に輸出するもの皆少額にして記するに足らず然れども居民は零碎粗雜の土貨を製出すること頗る夥しきを以て米及外國

品を除くの外は敢て他省より多額の輸入を要せず全く一府獨立の有様にして夫の漳州泉州或は興化の如く土民の産業を失ひ他郷に流寓するか如き慘狀に陥らざるを以て隨て旅客の來往するもの尠きは又免る可からざるの數なりとす

數年前福州に於ける内外商人は日常所用の外國品を獨り「トグラス」汽船會社船によりて香港より輸入するの不得策なるを曉知し招商局及怡和太古の二洋行に交渉し共に上海福州間に常設航路を開きたりしも忽ち競争を惹起し三公司共數十萬元の損失を蒙りたるを以て協会の末同航路を以て招商局の專有に歸し他の二公司は同局より利益の幾分を受ることの約を立て終局せり之を以て同地輸出入の多寡を概測するを得へし

上海より福州に至る貨物運賃は香港に至るものに比し却て高價にして香港より福州に至るの運賃は上海に至るものに比し亦甚だ高價なり是れ香港上海間は貨物頗る多しと雖從て船舶の出入頻繁なるに反し福州は貨物少なくて船舶の出入亦隨て多からず加ふるに厦門及汕頭に至るものに比すれば數十海里の江流を遡り高價の水先料を支拂はざる可からず運賃の昂貴なる亦已むを得ざるの事實なりとす

香港淡水間の航路に於て彼我兩會社併立の餘地なく忽ち競争割引となりしか如く香港福州線を開始するに至らば復兩社併立の餘地なく直に競争を起すべきは勿論の事なりと雖福州淡水線をして數多の歲月を重ね有利なる航路たらしむるの困難より比すれば寧ろ利益ありと謂はざる可からず且全局面に於ける對「トグラス」策とし

七

て必要缺くへからざるものとす
 福州に於ける支那商の語る處に據れば香港より福州に輸入する貨物を厦門經由淡水福州線に由りて厦門に於て接續すと仮定せんか其苦力の手を經る一回を加ふる毎に損失を重ぬるに至るべく假令會社にして其損害を辨償するも直航の船舶ある以上は決して接續船に其貨物を搭載すべからず云々要論すれば「トグラス」會社と我會社の線路は到る處兩社併立の餘地なく盟約を以て運賃を維持し或は合併計算を行ふも到底兩社の缺損を補ふ足らず之れを以て彼れにして其航路漁船を賣與せされは只之れを撲滅するの一策あるのみ香港福州線を開始するは又之れか一階梯たるを信するなり

福州港出入船客 (千八百九十九年調)

港名	出	入	計
上海	一、〇三三	二、四二五	四、四五八
厦門	九七六	一、五九三	三、五六九
香港	一、二九八	一、二二八	二、五二六
汕頭	三二八	四一一	七三八

同 出入貨物 (千八百九十八年調)

港名	出	入	計
香港	一、二七一、九四六	四、九四六、三五三	六、一一八、二九九
上海	六五三、六三八	一、三四〇、二八三	一、九九三、九二一
天津	一、四八七、九七八	五七、一八三	一、五四五、一六一
英國	一、四九六、八二三	一	一、四九六、八二三
汕頭	九五、三二一	二二一、七九三	三二七、一一四
厦門	一七八、二一六	一一、〇五三	二〇〇、〇〇九
鎮江、九江、漢口	一二七、四八四	八、八〇〇	一三六、二八四
牛庄	五五、〇三五	四、一一三	五九、一四八

同 出入漁船 (千八百九十九年調)

港名	出	入	計
香港	八五	一一四	一九九
上海	七五	一〇四	一七九
天津	四	一六	二〇
日本	九	一	九
其他十一港ノ合算	六四	二	六七
計	二三五	二三五	

上海福州線

福州に出入する船客は同地と香港間を以て最多とし上海に往復するもの之より次く然れども千八百九十九年の税關報告に據れば入港船客二千四百二十五名此船數百〇三隻にして一隻平均二十三名強出港船客は總計二千〇三十三人此船數七十五隻にして一隻平均二十七名強の少數なり

輸入貨物の總價は百三十四萬〇二百八十三兩にして曾て上海香港線の條に用いたる推算例によれば二萬二千三百三十八個にして其容積六千四百四十二噸なり又輸出貨物は紙、干筍、茶、荔枝、龍眼、木材類を以て重要品とし總額六十五萬三千六百三十八兩に達す右貨物を平均一個一担とし其價を五兩と假定せば總數量十三萬〇七百二十七個にして容積八千七百七十噸の少量に過ぎず若し之れを出入の各派船より分載するものとせば入港船の載量は平均一隻六十噸に足らずして出港船は平均一隻百〇九噸より過ぎず然れども上海福州間の航業は殆んど招商局の専有に歸し敢て他船侵入の餘地を與へざるを以て假りに同局所有海琛号の一隻に搭載するものとせば該船一ヶ年の航海約三十六回にして入港の際は毎回百七十噸余出港は毎回二百二十七噸弱に當る今若し前記原價見積を以て高きに失したりと假定し之れを四割引として計算すれば其噸數は隨て六割を増加し入港の際は毎回二百七十二噸出港は毎回三百五十五噸を搭載すべし而して上海福州間の運賃は上海香港間に比し高價なるを以て平均一噸三兩と假定すれば一往復の運賃總額は千八百八十一兩一ヶ年三十

六回(一隻のみにして代船を有せされば三十六回の往返をなすことを得ず)として六萬七千七百十六兩の運賃を収入するを得べし而して此總額は船客運賃を算入せざるを以て若し船價低廉なる荷物船を使用すれば相當の利益を収むるを得べし況んや支那沿岸航路の運賃は其貨物の種類に由り一噸八十兩に達するものあるを以て右の計算より減少することあらざるべし

然れども上海福州線ハ三公同競争の結果招商局一社の専有に委し他の二洋行は其利益の配當を受くるの契約あること香港福州線の條に於て述べたるか如きを以て若し同局利益中より之れを扣除すれば充分なる利益と謂ふべからず而して右計算にして大差なくば未だ他船の並航する餘地なきや明なり

福州商賈中往々上海福州航路の利を説くものあり然れども是れ畢竟上海福州線は招商局の専有にして其運賃は上海香港間より高く又香港福州線は「トグラス」派船會社の専有にして其運賃は香港上海間に比し猶ほ高きを以て其實の小なるに拘らず其聲を大にして他船の侵入を懲適し以て運賃を低廉ならしめんとするの底意あるに外ならず

汕頭營口線

汕頭は由來南洋出稼者を以て著名なる地方なるを以て同港に出入する船客は頗る夥しく新嘉坡及磐谷を除くの外は同地と香港間を以て第一と營口線は寥々として

算ふるに足らず
 同地の輸出入貨物は同地と香港間を以て最多と上海之れに次ぎ營口は其第三位を占む右輸出の大部分は砂糖にして輸入品は荳及荳粕を以て宗とす共に其運賃に一定の標準なく夫の三公司か沿岸及長江航船の運賃額を確定するに當りても油頭の砂糖運賃は従約と稱し時々荷主との約束に従ふものにして敢て一定の率を定めず營口より來る大豆の運賃も亦入港汽船の數と遼河上流より降下し來る民船の數と逆比例を爲すの時に於て豆價運賃共に高低を爲すものにして毫も一定の價格を保つことなし

本社長江航路開始の時に當て油頭商人は外人某を介して油頭より長江一帶に輸入する砂糖運賃を一担十六仙と定め全部の運送を一手に引受けんことを申込みたることあり依て之れを買辨に議りたるに同人は之に對へて曰く油頭砂糖の運送は昨年より五公司連合して一切之れか積載を謝絶するに至れり其理由とする所は油頭砂糖商ハ頗る狡猾にして殆んど辨償金を以て一種の利益と見做すの惡弊あり三公司は從來其收得したる運賃の過半を辨償に費すを以て寧ろ之れを積載せざるを利益とし遂に連合して之れを謝絶したるに由り已むを得ず合同して汽船を賃借し自づから運送したりも其借入貨及び各般の雜費を以て従前の運賃に比すれば遙かに不廉なるを發見したり茲に於て我會社か這般の消息を知らざるを奇貨とし竟に前述の申込みをなしたるものにて又十六仙の運賃は非常の低價なるを以て斷然之

れを謝絶すへしと勸告したることあり

油頭巨商の狡猾なること前述の如し加ふるも砂糖、荳粕及豆の運賃は絶へず高低常なく且原價の高低は一時該品の運送を杜絶することあり是れを以て營口油頭間の航海は臨時不定期に適し常設定期の航海に適せざるものとす
 油頭及長江一帶間の運賃も亦一定せざるもの多しと雖營口油頭間の如く太たしきに至らず又北清上海及長江等より油頭に來往する貨物は總て倉庫に於て受授すへき習慣にして怡和太古及招商局は皆完全なる壘船棧橋倉庫等の設備を有せり我か代理店「ブラントレー」商會支配人「リチャードソン」の説く所に據れば同地の航海業は北部(南洋航海は常時自己の汽船を往返せしむるを以て一言も此線に及はず)を以て最も有望なりとす然れども陸上の設備充分ならされは日本郵船會社に貨物少なきか如く到底利益を收得すへからず若し三公司に劣らざる設備をなさんとせば約八十萬元の巨費を要すへし然れども此巨額を費すも海岸は總て他人の占有し歸し到底讓與の望みなく偶に税關の前面に埋立の餘地あるも支那政府は内部の砲臺を茲に移すの計畫あるを以て是又其賣與を望む可からず止むなくば對岸なる我住宅の海面を賣與すへし云々

要するに當地と北部間に航海を開始せんと欲するものは先づ同地商賈の氣質を了得し而して其慣用手段を免るゝを得ば不定期船として侵入の餘地を有し競争の損害を蒙むること少なし若し常設航路として荷物揚卸を機敏ならしめんと欲せば必

先づ完全なる陸上設備を要す

汕頭港出入船客 (千八百九十九年調)

港名	出	入	計
香港	一六、七八三	五四、六〇七	七一、三九〇
新嘉坡	三四、七七五	一	三四、七七五
盤谷	二〇、五八一	一〇、〇五二	三〇、六三三
スマトラ	八、九一六	一	八、九一六
西貢	四、九六二	一	四、九六二
福州	四一一	三二八	七三九
沿岸諸港	三、六〇〇	三、五八五	七、一八五
合計	九〇、〇二八	六八、五七二	一五八、六〇〇
港名	出	入	計
香港	一八、七九五	一一、八六三	三〇、六一八
上海	三、七五六	二、七三八	六、五四四
牛莊	一六九、八五二	三、六九四	一七三、五四六
漢口	一、七四二	一、〇二二	二、七六四
合計	一八、七九五	一六、九七二	三五、七二七

同 出入船客 (千八百九十九年調)

港名	出	入	計
鎮江、九江、宜昌等	一、二七一	二二六、四四六	一、四九七、六六八
蕪湖	九三八、三四九	一、三八五、六七六	一、三二三、九二五
新嘉坡	一、二〇一	八二、六五〇	一、二八三、八八一
盤谷	五九八、六三二	一七三、〇八九	七七一、七二一
西貢	四九二、七三八	七四、一七七	五六六、九一五
福州	一六六、八九六	九三、四五九	二六〇、三五五
廈門	二二、〇五五	五、八七七	二八、九三二
合計	一〇、三七九	二二、三六〇	三三、七三九
港名	出	入	計
香港	三四八	四三七	七八五
上海	二五六	一一五	三八一
臺灣	一四九	一一七	二六六
南清沿岸諸港	一一四	一二三	二三七
新嘉坡	一〇六	四三	一四九
北清沿岸諸港	一九	一一〇	一二九
長江諸港	二〇	九七	一一七
盤谷	四五	二五	七〇

西貢	一九	五	二四
スマトラ	一八	五	二三
其他三港ノ計	二八	三二	六〇
計	一、二二一	一、一一九	二、三四〇

廈門上海線

廈門に出入する貨物は別表に示すか如く其輸出に於て臺灣を最多とし新嘉坡香港之に次ぎ上海は其第四位にありて總額一昨年度は僅かに三十二萬兩に足らず而して其輸入額は亦第四位を占め其總額僅かに百萬兩に過ぎず船客員數は詳かならざれども五位若しくは六位の間に入り故に上海より同地に輸入する貨價總額は福州の上海より輸入するものに比し約三割四分を減し而して同地より上海に輸出する貨物は福州上海間に比し其半に及はず

廈門上海間の關係は斯の如く蕭索たるを以て此間の航路を研究するの必要なし殊に此間は招商局の獨占に歸し一ヶ月間約三回の往復あり而して太古怡和の兩洋行は之れか利益の分配を受くるの約あり加之上海其他北方より輸入するもの若しくは同方面に輸出する荷物は倉庫中にて受授するの習慣なるを以て躉船及倉庫の設備あるを要す故に之れを約言すれば此線路は毫も望みを屬すべからざるものなり

廈門港出入船客 (千八百九十九年調)

港名	出	入	計
新嘉坡	五四、七一一	二七、〇五一	八一、七六一
臺灣	九、三二五	一六、六八六	三六、〇一一
香港	四、五六三	二六、九五九	三一、五二二
マニラ	九、五四四	一、五二四	一一、〇六八
西貢	二、〇二三	八〇	二、一〇三
福州	九七六	一、五九三	二、五六九
沿岸諸港ノ計	一、一五四	一、九七三	三、一一七
合計	八二、二八六	八五、八六六	一六八、一五二

同 出入貨物 (千八百九十八年調)

港名	出	入	計
香港	五一九、八八五	六、六五一、〇六七	七、一七〇、九五二
臺灣	六三四、五六九	三、七八一、四六三	四、四一六、〇三二
新嘉坡	六三四、〇六八	九五六、九七二	一、五九一、〇四〇
牛莊	一三、〇三七	一、六五七、八三七	一、六八〇、八七四

港名	出	入	計
上海	三一九、四三七	一、〇〇二、八四八	一、三二二、二八五
西貢	六七、四七六	八六、八六一	一五四、三三七
マニラ	八八、三六三	六、二九九	九四、六六二
鎮江、蕪湖、九江、漢口、沙市、宜昌	四三、〇五六	二二、九六七	六七、〇二三
合計	二、三二九、八九一	一四、一六七、三二四	一六、四九七、二〇五
香港	一九五	三四〇	五三五
臺灣	一八五	二二五	四一〇
新嘉坡	一〇八	五二	一六〇
上海	三六	三六	七二
西貢	三一	一四	四五
南北沿岸諸港	二二七	二七〇	四八七
其他ノ諸港	一五三	一三	一六六
合計	九二五	九五〇	一、八七五

廈門汕頭と南洋及前印度間の線路

廈門汕頭の両地より南洋及前印度に出稼する土民の数は年々十數萬人に達し隨て貨物の輸出入亦頗る多し今千八百九十九年度の税關報告に據て其關係を表示すれば即ち左の如し

港名	往	返	計
馬尼拉	九、五四四	一、五二四	一一、〇六八
西貢	六、九八五	八〇	七、〇六五
盤谷	二〇、五八一	一〇、〇五二	三〇、六三三
新嘉坡	八九、四八六	二七、〇五一	一一六、五三七
蘇馬圖拉	八、九一六	一、五二四	一〇、四四〇
合計	一三五、五二二	四〇、一三一	一七五、七四三

又船舶出入を表示すれば左の如し

港名	往	返	計
馬尼拉	一八	七	二五
西貢	二二	二	三四
盤谷	四五	二五	七〇

新嘉坡
蘇馬圖拉
合計

一五三
一八
二五六

九五
五
一四四

二四八
二三
四〇〇

千八百九十八年度に於ける貨物輸出入額を表示すれば

港名	項目	往	來	共	計
馬尼拉		八八、三六三	六、二九九	九四、六六二	
西貢		五六〇、二二四	一六一、〇三八	七二一、二五二	
盤谷		五九八、六三二	一七三、〇八九	七七一、七二一	
新嘉坡		一、八三五、二三六	一、〇三九、六二三	二、八七四、八五九	
蘇馬圖拉		一	一	二	
合計		三、〇八二、四四五	一、三八〇、〇四九	四、四六二、四九四	

此航路は經驗を積み熟練を重ねるに至る迄は布哇出稼人搭載の慣習と同しく臨時契約に依りて之れを試むるを良策とす而して該契約は視察復命書附録中厦門の部に於て述ふる所の換手人を介するか或は代理店の手を経由するも敢て差支あらざるべし今假りに新嘉坡に航するに當て登簿噸數千〇三十七噸を有する基隆丸或は淡水丸を以て之に充つるものとすれば其出稼者搭載の噸數は登簿噸數二噸に付三人

の割にして總計千五百二十四人なり然れども荷物方及料理人等は此數内に算入するを以て千五百人を搭載するものと假定せば不可なからんか
右運賃は昨年新嘉坡行最高一名七元最低五元の中數に由りて假りに六元とすれば千五百人に對する運賃九千元より歸路は往路の三分の一即ち五百人を搭するものとせば此運賃三千元にして往復荷物の運賃總額は少くも四千五百元を收得するを得へし然らば船客及荷物運賃總額は一萬六千元に達すへし
厦門新嘉坡間の航程は千七百二十八海里なるを以て平均速力九海里とすれば十六晝夜を以て往返するを得へし更らに之れを細説すれば厦門碇泊二日汕頭碇泊一日新嘉坡碇泊三日往復航海十六日にして歸路汕頭其他に碇泊時四日を加ふれば總計二十六日なり而して漁船の航海に要する諸經費及間接の費目總計一日三百七十元と概算すれば毫も不足を感せざるへし然らば二十六日間の總費目九千六百二十元にして運賃總額一萬六千五百元より扣除すれば六千八百八十元の収益を見るべし(出稼人の食事は換手人の負担なるを例とす)若し引續き三回の航海をなすを得れば殆んど二萬元に達するの純利益を收むるを得へし
然れども此航海に付最も注意を要すべきは前記換手人の身元性質及契約の講究に付遺漏なからしむるの一事なり尙ほ詳細は復命書附録厦門部を参照せらるべし
馬尼刺西貢及蘇馬圖等に出稼する土民は其數比較的僅少なるを以て茲に只主要なる地方に付き概算したるに過ぎず

(南清諸港に於ける陸上設備は殊に其必要なるを認むるを以て茲に之を附記して結論に代ふ)

陸上設備の必要

南清沿岸航路中香港を起点として各港に往返するものへ其輸出入貨物の受授概ね之れを本船内に於て行ふの習慣なりと雖時としては揚陸貨物は倉庫内ニ藏置し茲に其受授を行ふものなきに非らず而して上海を起点とする沿岸線の貨物は悉く(福州に於ける揚陸貨物は馬尾にて解船に積換へ之れを南臺に送り四日間は解船に於て受授し以後は之を藏入れず)陸上倉庫内に於て受授するの習慣なり故に上海を起点として沿岸に航路を開かんと欲するものは先づ棧船の繫置及倉庫の建設を欠くべからず倉庫の必要は獨り發着船の貨物を積卸するに時間を節約するに止まらず船移し荷物を收容し得るの利益あり然るに若し此設備を缺く時は南清諸港に於ける多數の船移し荷物を收容して常ニ載貨を充足せしむること能はず徒らに不定期の他船をして機先を制せしむるの虞あり例之温州と鎮江香港或は廣東間に於て直接に汽船或は帆船の航行したるものなきに拘らず輸出入荷物總額三萬六千八百五十九兩に達したるは畢竟上海に於て船移しを行ひたるに外ならず又寧波と鎮江、蕪湖、九江、沙市、宜昌及ひ芝罘、天津、牛莊、福州、厦門、汕頭との間に於て直接汽船或は帆船の航通したるものなきに拘らず前記諸地よ

り寧波に輸入したる貨物は其總額六十一萬五千四百二十四兩に達せり是れ全く上海に於ける船移し貨物を税關保証倉庫の資格を有する或る倉庫に藏置し然る後寧波線船に由りて同地に運送したるものなるや明なり故に倉庫の設備完全なるものは本船の着發を機敏ならしむるの利あると同時に一方に於て船移し貨物を他船に奪はれざるの利ありと論斷するを得へし別表は右の關係を明瞭ならしむる爲に添付したるものにして福州厦門汕頭等の諸港も固より此例に因るもの頗る多しと雖船舶の出入及關係の港口頗る煩雜なるを以て只其明晰なる寧波及温州の二港を以て之れを證す

温州出入貨物 (千八百九十八年調)

港名	項目	出	入	計
上海		三五一、〇九九	一二八、七五四	四七九、八五三
寧波		二二、二七四	九三、四八九	一一五、七六三
天津		三五、八九二	一	三五、八九二
厦門	上海船移シ	一三、〇一一	一五、二八〇	三八、二九一
同 鎮江、漢口		二〇一	九、八四四	一〇、〇四五
同 香港、廣東		四、一一四	二二、七〇〇	二六、七〇〇
合計		四三六、五九一	二七〇、〇六七	七〇六、五四四

同港出入汽船 (千八百九十九年調)		寧波出入貨物 (千八百九十八年調)	
港名項目	出	入	計
寧波	三〇	三〇	六〇
上海	二	六	八
厦門	二	二	四
天津	四	一	五
合計	三八	三八	七六
上海	三、一四五、五八七	一、二八二、七二二	四、四二八、二九九
漢口	三三一、三五七	五八六、二二一	九一七、五七八
上海船移 鎮江、蕪湖、九江、沙市、宜昌	一八三、二三〇	二、六八八	一八五、九一八
香港	九、九九二	四〇四、五〇三	四一四、四九五
廣東	一六八、八四二	二一三、八六五	三八二、七〇七
日本臺灣	三、六二九	三〇三、一五九	三〇六、七八八
溫州	三三、五三一	一三、二〇一	四六、七三二

同港出入汽船 (千八百九十八年調)		南清諸港に於て殊に陸上設備の必要實に右の如くなるを以て招商、怡和、太古、三公司は皆諸港に倉庫を有せり即ち左の如し 各港に於ける三公司の陸上設備	
港名項目	出	入	計
上海船移 芝罘、天津、牛莊	一〇二、四六七	八四、四七二	一八六、九三九
福州、厦門、汕頭	一一三、三八七	一一〇、二八〇	二二四、五六七
合計	四、二〇一、〇三二	三、〇一一、〇〇一	七、二一二、〇三三
上海	三五六	三四〇	六九六
漢口	三三	四二	七五
溫州	三〇	三〇	六〇
日本臺灣共	三	一三	一六
香港	一	三	三
廣東	一	三	三
合計	四三二	四三一	八五三

港名	社名/項目	菱	船	函	船	倉庫棟數	同上坪數
上海	招商局 怡和洋行 太古洋行		1 1 1		25 2 7	48 21 35	20,036坪 8,732 11,300
寧波	招商局 太古洋行		1 1		1 1	2	280 280
温州	招商局		1		1	2	168
福州	招商局 怡和洋行		1 1		1 1	2	288 226
廈門	招商局 太古洋行		1 1		1 1	2	不詳 936坪
汕頭	招商局 怡和洋行 太古洋行		1 1 1		1 1 1	4 4 8	480 480 960


明治三十三年六月一日印刷
 明治三十三年六月五日發行



發行者 石原市松
 大阪市西區江戶堀北通四丁目
 十六番地ノ二

印刷人 武田貞治郎
 大阪市西區江戶堀北通二丁目
 四十一番屋敷

印刷所 武田石版所活版部
 大阪市西區江戶堀北通二丁目
 四十一番屋敷



先般私共南滿航路視察の爲出張を命せられ去一月二十八日當地を發し四月五日歸社
仕候此間經過せる日數六十有七日往返の里程五千三百裡に達し詳細なる調査は到底
時日の許す處に無之爲一行中手を分つて調査に従事致候場合も有之從て記事紛雜に
涉り候向も可着之候得共調査の條項は大抵網羅致置候に付復命書に於て盡さる箇所
は此附録に於て御參照の榮を賜り度奉希候也

明治三十三年四月三十日

社員 角田 隆 郎

社員 深尾 隆 太郎

社員 石原 市 松

社長 中橋 德五郎 殿



注 意

本冊中にある年月貨幣及度量衡は同一標準を用ゆべきなれども調査の時と處とを異にするに従ひ各國のものを混用し年月には日本、西洋及清曆あり貨幣には元あり弗あり兩あり磅あり從て角、仙、錢、及び志等の別あり度量衡には裡、哩、清里あり又尺寸或は呎吋の區別及担噸等の名稱あれども倉卒の際換算の違なく其儘記載せるを以て通讀の際比較に便せんか爲左に換算表を示す

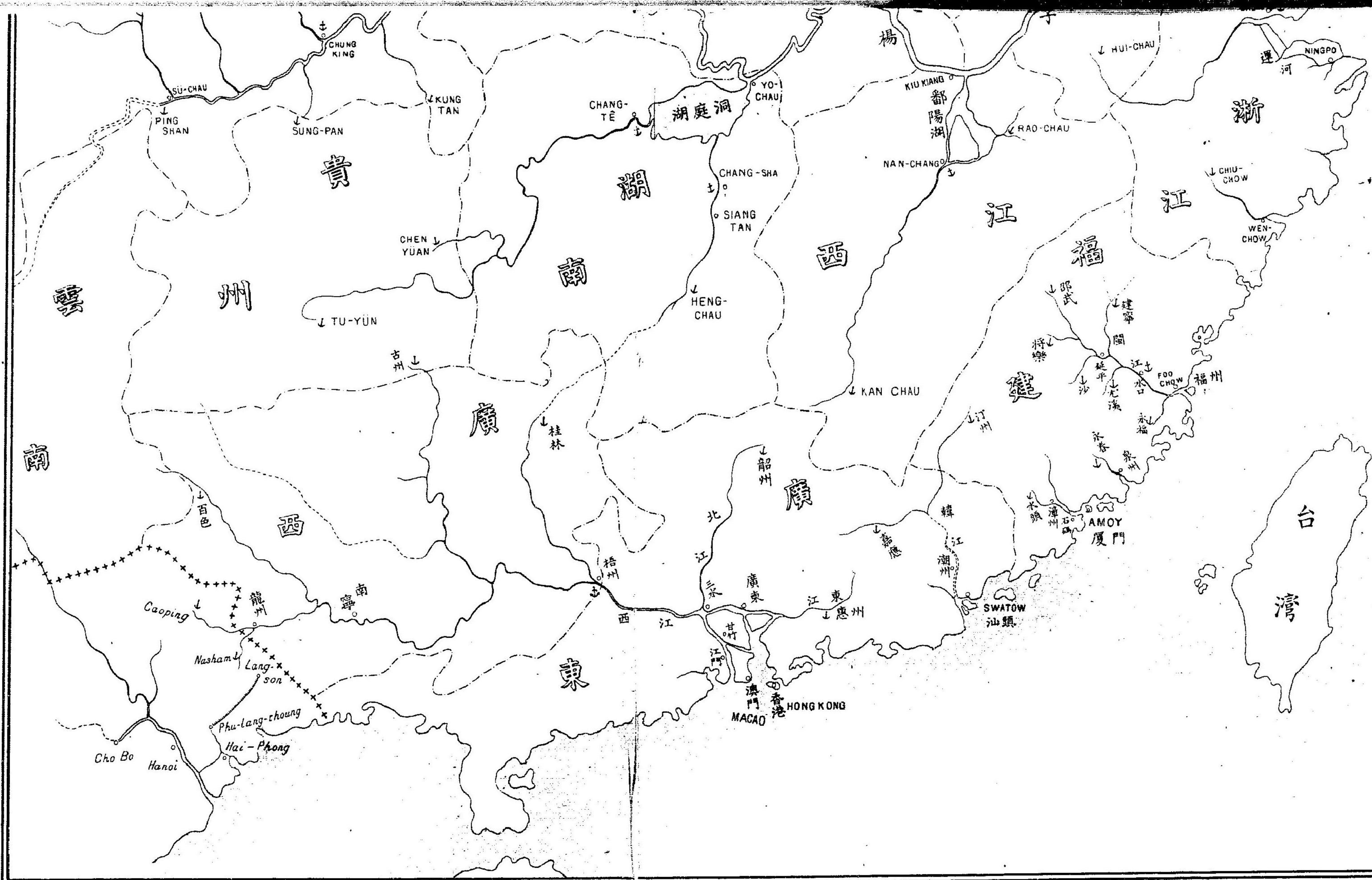
(年月) 千九百年は光緒二十六年、明治三十三年なり

(通貨) 元及弗は同一にして貨は十仙に相當す兩は所に由りて其價格同しからず錢は兩の十分の一、分は其百分の一なり

(里程) 清里一里は我五町十五間哩は我十四町四十五間にして裡は十六町九分六厘七毛に相當す


(尺度) 呎は凡我一尺吋は我八分四厘に當る

(重量) 担は百斤にして凡我十六貫噸は十六担八にして我二百七十貫強に相當す



JU-NING	汝寧	TU-YUN	都勻
KAN-CHAU	贛州	YA-CHAU	雅州
KIU-KIANG	九江	YANG-CHAU	揚州
KUAN	灌	YO-CHAU	岳州
KUNG-TAN	雙灘	WENCHOW	温州
LAO-HO-KOU	老河口		

蘭州	Lan-chau	泉州	Cheng-chow
寧夏	Ning-shia	永春	Yuong-chiu
保德	Pao-tu	水頭	Shui-tow
通州	Tung-chau	漳州	Ching-chow
保定	Pao-ting	石碼	Cho-bē
正定	Cheng-ting	汀州	Tin-chow
彰德	Shun-te	嘉應	Chia-ing
衛輝	Wei-hui	潮州	Chao-chow
濟南	Tsinan	韶州	Shao-chow
蒲州	Pu-chau	桂林	Kweilin
洞庭湖	Tung-tin L.	右州	Ku-chau
鄱陽湖	Po-yang L.	百色	Posé
邵武	Chang-wa	龍州	Long-chau
將樂	Chien-lo	南寧	Nan-ning
建寧	Chien-ning	梧州	Wo-chau
沙	Sha	三水	Sam-shui
延平	Yen-ping	廣東	Canton
尤溪	Yu-ke	甘竹	Kum-chuk
水口	Shui-kow	江門	Kon-moon
永福	Yuong-foo	惠州	Hui-chow



北江
西江
至梧州百二十二哩

SAM SHUI

東廣 CANTON

FAT-SHAN 佛山

CHAN TOUN 陳村

石 SHEK LOONG

東江



西江下流
流域圖

0 1 2 3 4 5 6 7 8 12 16
MILE (Nautical)

西江

獅子洋

虎門

蕉門

橫門

香山 HEUN SHAN

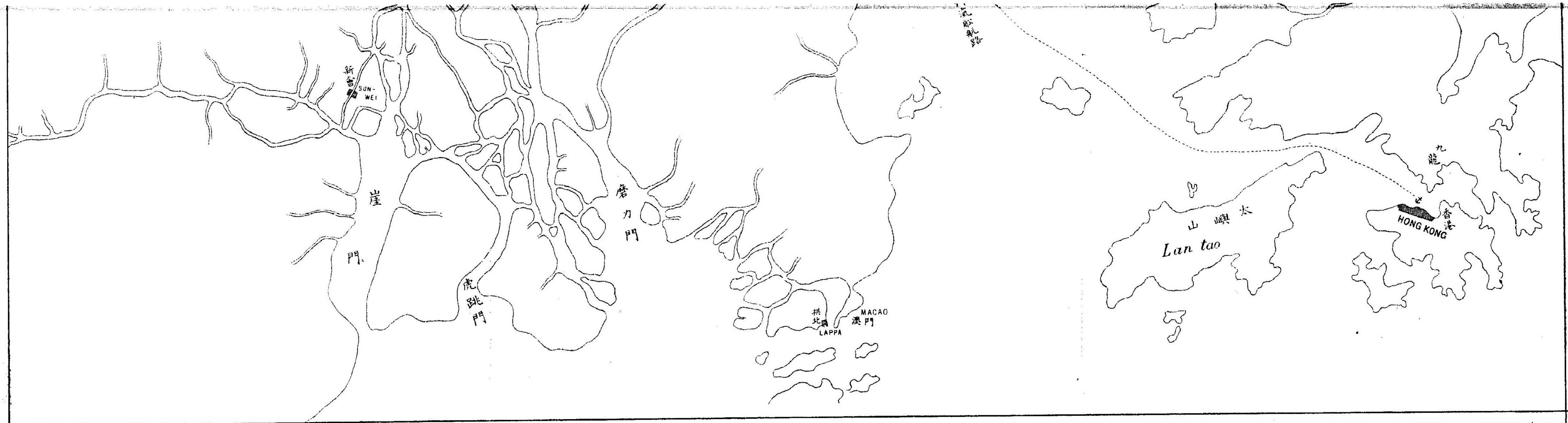
新會 SUN-WEI


崖門

磨力門

山嶼太 Lan tao

九龍 香港 HONG KONG





27

26



福建全省海山

福建全省海岸圖



南清視察復命書附錄

目次

一 南清の稱及政治區域	一	全頁
一 南清の水路	三	頁
一 南清の外國直貿易	四	頁
一 南清の金融	六	頁
一 支那人との共同事業	七	頁
一 南清に於ける清人の潜勢力	八	頁
一 南清各港の小漁船	十	頁
一 南清の航海業	十一	頁
一 南清沿岸の海賊	十二	頁
一 龍州	十四	頁
一 梧州	十四	頁
附西江の現況及將來		
一 德慶及肇慶	二十四	頁
一 三水	二十五	頁
一 甘竹及江門	二十九	頁
一 香港	三十	頁
附香港の漁艇製造業		

一 汕頭	ドグラス瀛船會社の現況	五十頁
一 廈門	附南洋出稼者事情	五十六頁
一 漳州		七十六頁
一 福州	附閩江内に於ける小瀛艇 水口驛	七十八頁
一 興化		八十七頁
	附同地附近見取圖	
	清國內河瀛船航行規定沿革	
	福州輪船公司貨物聚散取調書	
一 三都		百頁
	附同島見取圖	
一 温州		百四頁
一 寧波		百十頁
一 杭州		百十六頁

南清諸港貿易統計

一 梧州	輸出入額ニケ年間比較表	全一頁
	輸出入額港別表附比較表	全一頁
	輸出入重要品對照表	全一頁
	船舶出入對照表	五頁
	船舶出入港別表	六頁
	船舶出入表	七頁
一 肇慶	輸出入額ニケ年間比較表	全八頁
	輸出入額港別表附比較表	全八頁
	船舶出入表	九頁
	輸出入重要品對照表	十頁
一 德慶	輸出入額ニケ年間比較表	全十一頁
	輸出入額港別表附比較表	全十一頁
	船舶出入表	十二頁
	輸出入重要品對照表	十三頁
一 三水	輸出入重要品對照表	十四頁

輸出入額二夕年間比較表	全	頁
輸出入額港別表附比較表	全	頁
輸出入重要品對照表	十五	頁
船舶出入對照表	十八	頁
船舶出入港別表	十九	頁
船舶出入表	二十	頁
船客出入表	二十一	頁
一江門		
輸出入額二夕年間比較表	全	頁
輸出入額港別表附比較表	全	頁
船客出入表	二十二	頁
輸出入重要品對照表	二十三	頁
一甘竹		
輸出入額二夕年間比較表	全	頁
輸出入額港別表附比較表	全	頁
船客出入表	二十六	頁
輸出入重要品對照表	二十七	頁
一汕頭		
輸出入額三夕年間比較表	全	頁
輸出入額港別表附比較表	三十	頁

全	頁
全	頁
十五	頁
十八	頁
十九	頁
二十	頁
二十一	頁
全	頁
全	頁
二十二	頁
二十三	頁
全	頁
全	頁
二十六	頁
二十七	頁
全	頁
三十	頁

輸出入重要品對照表	三十一	頁
船舶出入對照表	三十六	頁
船舶出入港別表	全	頁
船客出入表	三十八	頁
輸出入通貨及地金銀表	全	頁
一廈門		
輸出入額三夕年間比較表	三十九	頁
輸出入額港別表附比較表	四十	頁
輸出入重要品對照表	四十二	頁
船舶出入對照表	四十五	頁
船舶出入港別表	四十六	頁
船舶出入表	四十八	頁
船客出入表	全	頁
輸出入通貨及地金銀表	四十九	頁
一福州		
輸出入額三夕年間比較表	全	頁
輸出入額港別表附比較表	五十	頁
輸出入重要品對照表	五十二	頁
船舶出入對照表	五十六	頁
船舶出入港別表	五十七	頁

三十一	頁
三十六	頁
全	頁
三十八	頁
全	頁
三十九	頁
四十	頁
四十二	頁
四十五	頁
四十六	頁
四十八	頁
全	頁
四十九	頁
全	頁
五十	頁
五十二	頁
五十六	頁
五十七	頁

船客出入表
輸出入通貨及地金銀表

五十九頁

一 三都

輸出入品對照表

六十頁

船舶出入表

六十一頁

出入船舶港別表

全頁

船客出入表

全頁

一 温州

輸出入額三夕年間比較表

六十二頁

輸出入港別表附比較表

全頁

輸出入重要品對照表

六十四頁

船舶出入對照表

六十七頁

船舶出入港別表

全頁

船客出入表

六十八頁

輸出入通貨及地金銀表

全頁

一 杭州

輸出入額三夕年間比較表

六十九頁

輸出入港別表附比較表

全頁

輸出入重要品對照表

七十一頁

船舶出入對照表

七十四頁

船舶出入港別表

全頁

船客出入表

七十五頁

輸出入通貨及地金銀表

全頁

一 寧波

輸出入額三夕年間比較表

七十六頁

輸出入港別表附比較表

全頁

輸出入重要品對照表

七十八頁

船舶出入對照表

八十一頁

船舶出入港別表

全頁

船客出入表

八十二頁

輸出入通貨及地金銀表

八十三頁

南清航路視察復命書附錄

○南清の稱及政治區域

南清とは唯邦人の慣用する稱呼を濫用したるものにして敢て一定の區域を有せるに非ず茲に南清と稱するは今回視察したる地方を一括したる總稱にして香港は英國に屬するも其地形運輸及び貿易上緊密の關係あるを以て之れを南清の部に於て併論す今回視察したる地方は廣西、廣東、福建、浙江及江蘇の六省に跨るを以て其境域南西は雲南及佛領安南に接し西北は貴州、湖南、江西、安徽及河南の一部に接し北方は山東に接す其面積は大約二十八万平方哩人口一億一千万と稱す而して右五省は之れを大別して四十八府十一直隸州三直隸廳とし又之れを細別して十州三百〇七縣十一廳二十一土州八土縣四土司となす

之れを統ふる者は廣西、廣東を合して兩廣總督とし廣東省廣州府に治し福建は浙江を聯ねて閩浙總督と稱し福建省福州府に治し江蘇は安徽、江西を合せて兩江總督と稱し江蘇省江寧府に治す而して總督の下には概ね一省一人の巡撫、布政使、按察使、督學及數名の道臺あり又府に知府、州に知州、縣に知縣ありて各其政務を分掌す

○南清の水路

南清の水路中特に運送業と密接の關係を有するものを擧ぐれば兩廣に西江、北江、東江、珠江及韓江の五水あり福建に甌江、閩江及他遊の運河あり浙江に甌江、瓊江、甬江、錢塘江、天餘姚の運河あり江蘇に大運河、杭申運河及長江の長流ありて其舟楫の便を述べれば左の如し

西江は大体に於て北盤江、南盤江、柳江及桂江の四派あり南盤江は其水量尤も多しと雖所々急灘あるを以て舟楫の便あるは唯潯州の下流なりとす南盤江は亦頗る航行し易からざる所あれども夏期は百色及龍州より太平南寧を通して西江の本流に至るを得へし柳江は夏季多水の時は古州廳より以下柳州を経て本流に漕下するを得桂江は夏季に於て吃水二三呎の民船を桂林府に遡航せしむへしと云ふ右四派は共に輕吃水の民船を通するに足るのみ西江本流は小瀛艇を以て江口より五百五十裡の上流南寧府に航行するを得へし又下流は江河縱橫蟻網の如く以て佛山陳村廣東等に通すへし北江に於ける舟楫の便は韶州より以下にして三水に於て西江本流に會し從是下流に於て無數の小支流に通するを得へし東江舟楫の便は龍川より起ると云ふものあるも詳かならず惠州以下は普通民船を航行せしむへしと云ふ珠江は東西北三江の水流及び無數の江水を會するを以て下流は一大港灣をなし瀛船民船の航行するもの頗る夥しく實に兩廣の關門たり韓江は上流汀州府治より嘉應に至るの間を航行すべきも潮州府に通する能はず潮州より汕頭に至るの間は又舟楫の便あり鷺江は其上流龍溪を遡て遠く水頭に達するを得へし閩江に於ける舟楫の便は遠く上流の邵武建寧延平及支流の沙縣に通するを得へし福州より水口に至るの間は小瀛艇を通すへきも其上流は閩々激灘航行し安からざるものありて民船を除くの外は航行し難しと云ふ

仙遊の運河は仙遊より起り埔尾に終るの間延長約八十浬を漕行するを得へし甌江に於ける舟楫の便は江口より温州に至るの間は吃水十二呎の瀛船を通し該地より上流青田縣を経て處州府に至るは普通民船の航行に適す靈江は江口海門鎮より臺州に至るの間は小瀛艇を通すへきも其上流の水路は詳かならず甬江に於ける水路は江口鎮海より寧波に至るの間は水深十五呎に達するを以て普通の航洋瀛船を通すへく同地より奉化府の間は普通民船を通し支流姚江には小瀛艇あり上流餘姚に達し之れより上流は運河にして民船は百官鎮に達するを得へし錢塘江本流に於ける舟楫の便は遠く安徽の徽州に通すへく又支流を遡れば衢州に達するを得へし西興の運河は同地より曹娥鎮に至るの間は水深僅かに三呎に過ぎざるも尙貨物運搬の通路たるに適せり大運河及蘇申、抗申の二運河は年々泥沙の堆塞する所あれども航行上未だ至大の不便を與へず

○南清の外國直貿易

南清地方に開かれたる通商港は其數十有六ヶ所の多きに達すれども直接外國貿易を營む主要港は只北に上海あり南に英領の香港あるのみ其他の諸港は概ね輸出入とも此兩港を經由するものとす然れども細かに之れを調査すれば時に他港に在りても又外國貿易を營むことなきに非らず龍州は佛領安南と直

接貿易をなし又製茶輸出の期に當りては廈門福州の兩港は直接外國船に由りて輸出するものあり又春期労働者の出稼期に在りては汕頭厦門の二港は安南暹羅新嘉坡其他南洋諸島の間に直接輪船を航行せしむるとあり又間々我國より各港に向て石炭の直輸をなすとありと雖要するに以上の事實は之を喋々するの價値なく概して上海及香港を經由して外國貿易を營むものと視て不可なかるべし

○南清の金融

南清の金融は香港上海を除くの外各港皆資金豊富ならず隨て金利頗る高し然れども細微に之を研究すれば香港及上海以外の各地に在りて尙其金利に高低の兩極端を有するものゝ如し今其利率低きもの若しくは金利に介意せざるやを疑はしむるものを擧ぐれば左の如し

- 一 賣買は概ね延期拂ひなり
- 二 上等等社會の預金には利子を付せざるものあり
- 三 銀行及錢莊に於ける貸金及預金の利率相同しきものあり
- 反之利率の尤も高きものを擧ぐれば左の如し
- 四 高利貸利子は壹ヶ年七割を超過するとあり
- 五 典舖の利息は一ヶ年二割四分以上なり
- 六 普通の商人か仕拂ふ所の金利は一ヶ年一割二分乃至一割八分なり
- 一 支那相互の賣買取引は殆んど即時現金の支拂をなすものなし概ね端午中秋歲晚の三期拂にして毫も金利に介意せざるやを疑はしむ

二 上流の官吏社會か其役徳金を山西銀行に預入するに當ては太た薄利にして間々無利息のものあり又労働者は総て預金をなすものなく商店雇人の賤利を争ふものも其報酬若しくは給料は無利息にて自己の信用する人に預入れをなすもの多し

三 銀行並に錢莊は其取引商人の預金に對し月九厘の利子を附するときは其貸金に對し概ね月一分の利息を收む然れども間々貸預共一分の利なるとあり是等の場合に當て銀行或は錢莊の利益は唯貸金には即日より利子を收め預金に向ては一週日若しくは十日以後より利子を附する約あるに過ぎず又貸預とも即日より利子を付するとあり此場合に當ては授受の際に於ける銀質の善惡に對する割合若しくは交換相場の寄附数を左右するの利益あるに過ぎず

四 高利貸利率の制限は月二分なるも其實際に至ては証書と金錢とを交換するの際に於て早く已に年二割四分の利を控除し夫れより毎月末二分の割合に相當する利金を收むるを以て彙に扣除したる月二分の金を同一の利息に運轉し得るものとすれば一ヶ年七割四分四厘の利息に相當すべし

五 典舖の利息は一ヶ年二割四分に制限せられたるも又第四項に於ける高利の方法に據り夫より以上の利を收むるを得べし

六 は別に説明を要せず然れども茲に一言すべきものあり即ち抵當貸は利息高く無抵當の信用貸は抵當貸に比し常に一ヶ年約五六分低利なるの一事なり

此事實は一聞して我國と反對なるか如しと雖仔細に之れを講究すれば又然らざるべからざるの事實を發見すべし何となれば支那は我國の如く公債又は株券の如き

讓與に容易なるものを有せず抵當品中尤も單純にして面倒少きものも尙ほ且つ地券沽券の類にして其他は零碎紛雜なる品物を一括したる質物の外好抵當品を有せず故に信用取引の發達と謂はんより寧ろ抵當品に適當したるものを有せざるを以て竟に斯る習慣を養成したるものならんか

○支那人との共同事業

若し清人と我國人として共同商業を營むものありと假定せんか將來に於ける結果は果して如何是れ頗る吾人の研究を要する所なりとす
現時我邦の有志家にして往々清人低利の資本を我邦に利用すべきを論ずるものあり然れども其所謂低利なる資本は清國中何れの地方にありて如何なる種族の有なるや又如何なる方法に據て之を我に利用し得べきやに至ては未だ一も聞く所なし
今日迄予等の聞き得たる處は山西省の素封家か其信用する人に資金を貸與するに當ては頗る低利にして清國官吏の山西銀行に預金する際は大概低利若くは無利息なり又滙豐銀行が清人より低利の金を預りし額は鉅萬にして同銀行の融通する金は大半清人の預金なり等の數件あるに過ぎず其他の金利に至りては素より貸借の多寡信用の如何及地方の状況とに因ると雖概して我國の金利と大差なきものゝ如し福建地方の如きは概して我國の金利に比し低廉ならず特に福州地方に在りては頻りに我れど共同事業を企望するものありて其表面は我國が條約上得たる特權の利用にあれども其裡面を窺ふ時は比較上低利の我資金を利用せんと欲するものゝ如し
共同事業をなさんと欲するものは低利の地方と低利の資本家とを撰まざる可からず

又清人の氣質果して我れと興廢浮沈を俱にするに足るべきや否やを研究すべきは勿論の事なりとす

彼等は社會的自由競争に放任せられたるが爲め辭令に巧にして交際の術に嫻み排外侮他の氣内に熾んなれども敢て之を辭色の外に顯さざるの耐忍あり強者に阿諛するは全家安身の基たりと思意する遺傳あれども道義に據て權門に抗し百跌に堪へ萬難を排する勇往の氣あるや否やに至ては未だ容易に斷言すべからず要するに清人の性たる安樂は之を共にすべきも艱難は之を共にすべからざるものと云ふべし

想ふに其制度の完全ならざるが爲め鐵莊及票莊の如きも一定の制裁なく從て手形亂發の冒險を試むるもの多く其極民間に於ける信用を失し商賈は唯信用の如何に由て貸借をなし敢て利子の多少を顧ざるの現況なるを以て若し我巨商の所行能く彼れの信託を買ふを得は或は彼我共同の新事業を見るに至るべきも彼の性質實に前述の如きを以て歐米人の爲す所に倣ひ先づ彼れの利益を保証せざる可からず細説すれば彼れは社債所有者視すべくして出資株主視すべからず又政變の如何に關繫なく終始事を共にすべき種類の者を撰まざるべからず之に適するものは新嘉坡、香港、澳門、呂宋或は臺灣等に籍を有する多少の教育ある政變無關係者なりとす然れども斯地方に國籍を有するものは概輕薄狡猾の輩にして一家數個國に分屬するものあり斯る輩中より善良なる者を選まんとするは又實に至難中の難事なりと云ふべし

○南清に於ける清人の潛勢力

南清に於ける清人の商業上に對するの潛勢力は年を逐ふて増加するものゝ如し

各地に於ける金融機關は重に外國銀行の掌握に歸し香港上海銀行即ち滙豐銀行は之が魁首の位置にあり然れども今日彼れが鉅萬の資を廣大なる範圍に融通するに至く清人低利の預金を利用するものにして表面の主權固より銀行に存するは論を待たずと雖其裏面に於ける清人預金主の潛勢力も亦決して之を輕々看過すべきものにあらず是等の金融機關を利用して外國貿易を經營するもの多くは外國人にして其表面の主權は固より店主にある論を待たず然れども店主と清人との間に立ち隠然貿易の利を左右するものは「コンプラドル」と稱する一種の伴頭にして清人の所謂買辦なり彼等は往々其主人に資本を貸與し太甚しきに至りては自己が所有の家屋をも貸與するものあり又は店主にして當初買辦の資金に及技倆の如何に依り其事業の計畫をなすものあるに至る

香港上海の如き洋人得意の地方に於て尙ほ且つ高樓大廈の清人の有に歸し洋人の却て租借するもの年々増加し廈門福州の如きは一二有力者を除くの外其一裏面の商權と土地家屋の所有權は清人の手裏に歸しつゝありと云ふ
彼等は耐忍保守の氣象に富むも比較的低位ならざる資金に依り商業上の新知識を缺き世界の太勢に暗らく而して勇往奮前の元氣なきに拘らず如斯好成绩を顯はすは其原因果して何れにあるか吾人の研究を要する所なり

○南清各港の小汽船

南清に於ける小汽船の航路は香港廣東汕頭廈門福州寧波及上海等の諸港を起点とし附近沿岸又は遠く内河を航行するものにして其航程最長のものには二百五十哩に達し

最短の者は僅かに一二哩を有するに過ぎず右小汽船の数は頗る紛雜にして列舉し難しと雖之を通計するときは無慮數百艘に達すへし今其主要なるものを舉ぐれば左の如し

香港を起点とする者は同港より西江の上流江門甘竹三水德慶肇慶等の諸港を經由し廣西省梧州に達するものを以て最長の航路とし其他香港廣東間香港澳門間及同港々内又九龍に航行するものとの數線あり此等は皆定期の航運をなすと雖其隻數頗る夥多にして互に一起一倒の有様たるを免れず

廣東附近に於ける小汽船は亦頗る多數にして西江下流に於ける無数の運河を航行し又は佛山を経て西江の上流三水より梧州に達するものあり是等は重に船客運送を事とし間々拖船を業とするものあり隻數總計約五十艘に達す

汕頭附近に於ける小汽船は同地より揭陽潮陽達濠松林及和平に至る五線の航路を有し總數十一艘なり皆毎日各地を發着すと云ふ其中汕尾に使用するものは船形稍大なり以上諸線は重に船客を運搬し營業の形況概して旺盛と云ふへからず

廈門を起点とする者は同港より石碼石潭安海及鼻塗に至るの四線にして總數十三隻孰れも毎日各地を發着す廈門石碼間航業の景況は概して良好と云ふを得へし

福州附近を航行する小汽船は總計十三隻にして外に修繕中に屬するもの二隻あり航路は洪山橋水口間南臺壇頭間南臺潭頭間及南臺尙幹庄口間の四線を有し孰れも兩地を日發す航業の景況は洪山橋水口間及南臺壇頭間を除くの外概して好況にあらず然れども此十有五隻は悉く福州輪船公司の所有にして他に競争者なし

寧波附近には餘姚寧波間及寧波鎮海間に各一線あり小漁艇三五隻を有し毎日兩地を獲
着す其他鎮海を経て舟山定海普陀山象山石門及臺州の咽喉海門に航するもの又三艘
あり是れ等は小形なるも皆航洋船にして小漁艇と云ふべからず普陀山に詣る佛教の
來往は期節により頗る多數なりと雖も未だ貨物搭載の道開けざるを以て盛況と云ふ
へからず

杭州に於ける小漁艇は上海杭州間及杭州蘇州間の二航路を有し杭州硤石間は毎三日
一回小漁艇の曳船航行あり其船數は總計十三隻と之れに相應する豫備船あり而して
上海を起点とし蘇州に至るの航路は船客大部分を占むるに反し杭州に至る二線は共
に貨物の線路なり是れ近年杭州の通商港たるに及んで蘇杭及杭申間に於ける輸入額
を増加すると同時に徽州府の製茶の寧波に出づる者を杭申線に由て上海に出たすに
至りたるに原由すと云ふ

要するに南清に於ける小漁船航海業は何れも小資本を以て經營すべきものなるを以
て到底本社の從事すべき價値なきものとす殊に廈門附近の小漁艇主は概ね我荷主に
して若し此範圍内に侵入競争するか如きとあらは忽ち荷主の衝突を來たし意外の不
利を招くに至るへし

○南清の航海業

南清の航海業上海香港に寄航する外國郵船を除きては香港海防間に東京瀛船會社の
瀛船あり西江に西江瀛船會社の瀛船あり香港廣東澳門間及西江に香港廣東及び澳門
瀛船會社の瀛船あり香港臺灣及び福州間に得忌利士瀛船會社の瀛船あり之れと稍同

一線路に航海する我社船あり上海福州廈門汕頭香港に航する日本郵船會社の瀛船あ
り上海廈門間上海福州間及び上海温州間に招商局の瀛船あり上海寧波間に招商局太
古洋行の瀛船あり長江には我社船及び招商局太古洋行怡和洋行麥邊洋行鴻安公司獨
商瑞記等の瀛船あり

是等は定期航海或は常設航海をなすものとす此外に期節を限り汕頭廈門より南洋諸
島間を航海する太古怡和兩洋行船及び「ブラッドレー」商會船あり印度及び南北清間に
航海する蘇姑士東洋瀛船會社船あり遼東及び長江より福州廈門汕頭間に穀物を輸送
する臨時船あり我國より石炭を輸入する臨時船ありと雖終年利益あるものは長江航
路と上海寧波間航路及び香港廣東澳門の三角航路とに過ぎず其他は概して好況と云
ふへからず然れども期節を限り廈門汕頭より南洋諸島に勞働者を輸送するものにし
て換手人の確實にして客頃の機敏なるものを得る時は頗る利益ある航路なりと云ふ

○南清沿岸の海賊

南清の沿岸は古來海賊の侵掠を蒙ると夥しく殊に西江の下流一帶及廈門汕頭の附近
は其巢窟を以て著名なり之を以て廣東附近に於ける支那民船は皆多少の武備を有せ
ざるものなく舟筏の小なるも亦銃砲を裝載し以て海賊威嚇の用に供す香港梧州間を
航行する西江輪船公司瀛船は皆て海賊の船客に扮し船員を強迫して載貨を掠奪する
とあるを以て之を豫防するが爲め船員及船客の間に網を設けて其交通を斷ち夜間
は哨勇をして戒嚴せしめたることありと云ふ目下は大に此患を減したるものゝ如くな
るも廣東稅關員の報告に據れば秋冬二季の間は此患を蒙ると尤も甚しく以前民船の

み航行せるの時に當ては船舶の發着不定にして且其載貨僅少なりしに由り海賊各港に散漫して其所行亦小範圍に止まりしも近來該地に於ける小涼船業の發達に伴ひ海賊の運動亦頗る機敏となり多數の團體を以て巧に涼船到着の時日及水流の便否を按し最も敏活なる舉動を以て一舉にして巨額の載貨を略奪すと云ふ廣東總督は目下嚴重なる告示を出して匪類を戒め一方に於ては七艘の小涼艇及附屬の護衛船を出して重要なる水路の警戒に従事せり

福州以南汕頭沿海に於ける民船は西江附近の者に比し武裝に注意するもの多からざるを見れば海賊の抄掠亦比較的稀少なるが如し然れども例年年末に當ては其橫梁頗る甚たしと云ふ彼等は數十の艘手を有するの外慄悍なる多數の兇漢を有し其出沒亦甚た敏活なりと云ふ

○龍州

龍州は廣西省太平府龍州廳治にある所の互市場にして北緯二十二度二十一分東經百〇六度四十五分の所に位す南寧府よりは左江を遡る約百七八十里佛領安南より發源する「スンキ」河及び高平河の會流する北岸にあり

地勢は峽々起伏する丘陵を以て圍繞せられたる溪谷の平原にして城郭は千八百八十七年に造んで修築を完成したるを以て外觀甚た美麗なり

當地は佛領諒山に接し河内府に通ずる咽喉にして軍政上頗る重鎮に属す故に支那政府は數多の軍隊を駐屯せしめ特に提督を派遣して之れを統總せしむ城内には提督衙門及び駐屯軍隊の兵營あり

居留地の制定なしと雖も外國人の居住するもの佛國領事館員四人海關吏五人宣教師十三人佛國鐵道會社員九人計三十一人あり

當地の開港は千八百八十九年八月一日佛領安南と陸地貿易の目的を以て安南條約に由りて決定せられたるものなれども諒山鐵道の龍州太平を経て南寧に完通するにあらざれば貿易は微々不振を免かる能はず

該鐵道の布設は支那政府の承認したる所にして千八百九十四年九月に於て着手し漸を以て歩を進めつゝあり

水路の關繫は龍州より北路を遡航すれば佛領安南の高平に達し南路を遡航すれば佛領「ナシヤム」に達す龍州より東下すれば太平南寧の兩府に達す又南寧府の上流三十海里なる合江鎮の三江口より西洋江即ち右江を遡れば百色廳に至るを得べし百色は雲南廣南府下より流出するものと泗城府下より流出するものとの會流点にあり

現時佛領安南との貿易荷物の通路は海防或は河内より「フランソン」に至るには涼船を用ひ「フランソン」より諒山迄は鐵道に由り諒山より「ナシヤム」迄は荷車を用ひ「ナシヤム」より龍州迄は河船を使用すと云ふ

電線は龍州より沿江の諸要地を経て廣東香港に通し又百色廳を経て雲南の蒙目に達す

當地の戸數は二千四百戸人口は約二万二千人なりと云ふ

千八百九十八年の輸出入總額は十三万四千八百八十五兩同九十七年の輸出入總額は十萬〇八千九百四十七兩同九十六年の輸出入總額は十一万三千三百二十八兩にして輸

出のみの全額を擧ぐれば同九十八年は一万四千五百兩同九十七年二万五千八百兩なり又輸出の物産は其、薯、八角油、木材の類なり
 通貨は墨銀銅錢にして墨銀壹元の換算は壹千文より九百五十文の間を昇降す
 諸物價は漸に騰貴の傾向あり光緒十九年の頃は糯米一担の相庭は一元二十五仙なりしに同二十四年に至りては二元五十仙乃至四元の相庭を顯はすに至れり
 人民の氣象は一般に勤勉ならず苦力の如きは我勞働者の性質に類似し宵越しの金銭は使用せざるの習慣なり乃ち金銭を得れば忽ち酒食と賭博とに費し毫も翌日の計をなさず

○梧州

梧州は廣西省梧州府蒼梧縣に屬する五市場にして香港を距る二百二十海里三水より西江を溯る百二十二海里江の北岸桂江の會流する所にあり
 當港は千八百九十七年六月緬甸條約條款に依り開港せらるる古史に舜南巡して蒼梧に崩すとは即ち當地のこにして府治を距る三哩の大雲山に其跡を存すと云ふ
 梧州府は兩廣の中央桂江の會に踞し廣西の咽喉に當り頗る重鎮に屬す故に明は重臣を茲に置き兩粵の襟帶を固ふせり清朝は桂林府の屢々賊手に歸し大患をなしたるに鑑み廣東廣西兩省に分つに迫りて桂林府を以て省城の地となし梧州を以て府となせり
 千八百五十七年の秋長髮賊の蜂起するや所在の海賊疊に乗して起り殆んど二年間當地方は彼等の侵掠に委したると千八百九十四年の火災に當りては市街の過半は祝融

氏の跋扈に委したるとに由り當時未だ其舊觀に復する能はず
 鋪地は桂江の會流点より下流にして市街の前面に當る江中なり冬期減水の候鋪地に於ては船より市街を望見する時は市街城郭丘陵上にあるかど疑はる然れども西江夏期の増水は毎年六十呎に達し稀れには七十呎以上に及ぶとあり此際に當りては市街の家屋其大半は浸水し居民は二階三階に難を避け市街を來往するものは小船を用ひるを常とす

西江は例年十二、一、二の三ヶ月を以て最低の水量となし六、七、八、九の四ヶ月を以て最高
 の水量とす而して最低水量の時に當りては吃水七呎六吋を有する輪船は諸水路を測量しつゝ航行を要す又増水は最低に比して五六十呎を増すを常とすれども今より五ヶ年以前に在りては七十呎以上に達したるとありと云ふ

西江は數派の會流するものあるを以て随つて交通の及ぶ所廣しと云ふ夏期水量増加の候に在りては南寧府梧州の上流三百二十海里を経て太平府南寧府の上流百三十海里に遡航するを得又桂江を遡航すれば二百八十餘海里にして省城桂林府に達するを得柳江を遡航すれば柳州及び貴州省黎平府の古州廳に達するを得べしと云ふ

英國西江專用砲艦「サンドパイパー」號は測量のため南寧府に遡航したるとありと云ふ其他の江流は到底支那形船にあらざれば上下の航通を企ふする能はざるならんと想はる

電信は廣州府より二線を通し一つは梧州を経て省城桂林府に達し一つは潯州より南寧太平兩府を経て百色廳に至り夫れより雲南省の廣南府に達す

電信料は支那暗號文なれば廣東每語一角三分江西福建每語一角六分安徽湖北四川浙江每語一角九分江蘇湖南每語二角二分山東每語二角五分直隸每語二角八分盛京每語三角一分同省内は每語一角同府州内は每語五分洋文なれば十字綴を一語として信料加倍なるを以て日本への通信料は每語一元〇八分なり

信書の發送は支那郵政局に依りて支那各地に通信するを得べし其量は約我が二匁につき郵便二匁の割合なり英領香港どの郵便互送は毎周二回なり

定期として瀛船の當港に出入するもの中西江瀛船会社に属する梧州三水の二隻は香港を起点とし省港澳瀛船公司にする龍山龍江の二隻は廣東を根據とす其他廣東を起点となすの瀛船は和富和貴二隻の外六隻の小瀛船あり尙支那形船に機關を應用するものを合算すれば其數十五隻に達す而して梧州號は登簿噸數百六十噸吃水五呎十吋三水號は登簿噸數百七十四噸吃水七呎六吋速力十二海里にして共に容積三百噸内外の蘆船を拖帶するも尙輕に七八哩以上の速力を有す(三水號は百七十四噸なれども我會社の安寧より少にして武庫川より大なり)西江瀛船會社は右の外後外輪瀛船二隻の築造中にて其噸數は遙かに三水梧州の兩號に比し大なるを以て竣工の後には拖船をなさずして獨行を行ふの計畫なりと云ふ

香港より梧州に至る航程は香港八六江門一七廿竹二六三水三〇肇慶五〇德慶四五梧州計二五一海里なり

香港梧州間の船客運賃

江	門	甘	竹	三	水	肇	慶	德	慶	梧	州
上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
三	二	一	三	二	一	三	二	一	三	二	一
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇
二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇	二	一	〇
五〇	四〇	三〇	五〇	四〇	三〇						

の計二十七万〇八百四十七反鉄二万〇二百十九担二万担に満ちざるもの之れを略すなり

千八百九十八年の輸入總額は二百九十七万六千八百〇七兩同輸出再輸出の總額は百二十五万九千九百〇一兩にして輸入の超過額は實に百七十二万四千九百〇六兩なり千八百九十七年度輸入超過額は九十六万六千九百〇七兩にして斯く輸入の超過するあるも貴州雲南兩省及び佛領安南と貿易の關繋あるを以て其結果は容易に斷言する能はず

當地日常の通貨は日本銀貨は大小ともに流通せず其最も多きは廣東香港墨西哥銀貨なりとす銀貨と銅錢との關繋は千八百九十七年即ち開港の年は銀貨甚だ拂底なりしより平均一元の換算は一千百文の割合を保ちたるに地方農家は豊作の結果は頗る餘裕を生し千八百九十八年に至りては一元の換算は九百六十文に下落せり是れ銀貨饒多なる一斑を示すものと云ふべし

海關兩は梧州兩に九分三厘を増加したるもの是れなり又海關兩を墨銀に換算すれば一元五十三仙梧州兩を墨銀に換算すれば一元四十仙なり

一般の地價地稅貢金家賃等は之れを開くを得ざりし隣邑との關繋の粗密は其密なるは香港廣東及び南寧府なり然れども遠船運航上の關繋は香港廣東に止りて南寧府に及ばず

八夫賃は荷物一噸につき九仙の割合なり西江航行遠船の船内買辦は大概月俸二十五元にて別に口錢を與へず且つ船客の食料

をも請負はしめず然れども同地荷主の言ふ所に依れば船客運賃或は荷物運賃の上にて別に三四十元の隱密なる收入ありと云ふ

香港梧州間の貨物保險料は原價の千分の五にして其千分の五に對して尙ほ三割五分の戻し口錢あり故に實際の保險料は千分の三、二五に當る

當地には船行及報關行の設なし唯々客棧十余軒あり其中稍上等に屬するものは泰安人安、廣安、萬安の四軒にして宿泊料は食料を併せ大概三十仙船客を遠船に周旋する時は其運賃の百分の五を受領す

遠船代理店は支那人に委託するもの及直接店員を派遣したるものとの二種あり西江遠船公司は英人(三水港は支那人)を派出し之れが業務を處理せしむ

○西江の現況及將來

西江本流に於ける小遠船の交通は遠く廣西の南寧に達するを得べし梧州より該地に至る間は間々急流激湍の航行し易からざる者あるも些少の勞費を以て容易に之を開通するを得べしと云ふ同江一帶に於ける通商港は上に龍州あり下に梧州三水あり其他長江に於ける停船所と同一規定の下に開かれたる特別輸出港は德慶肇慶甘竹及江門の四港なり上流なる龍州は佛領安南と陸地貿易の爲に開港せられ一昨年度の貿易總額は僅かに十三万四千八百八十五兩に過ぎず而して輸出入貨物の通路は海防河内の兩地より「フランソン」に至るの間は遠船の便に由り同地より諒山に至るの間は諒山鐵道に由り諒山及「ナシヤム」間は貨車に由り「ナシヤム」より龍州に至るの間は河舟に由りて交通する者にして運輸の煩雜なると斯の如し貿易發達の遅々たるは亦毫も怪む

に足らず

梧州及三水は反之香港及廣東より瀛船に由て貨物轉載の煩勞なく直接に貿易を營むを得へし故に一昨年に於ける兩地貿易の總額は梧州二百九十七万六千八百〇七兩三水百四十三万三千九百五十兩に達し其輸入外貨は殆んど英國の獨占する所なり之を龍州の安南貿易に比すれば梧州は約二十倍三水は約十倍の多額を占むるものにして英佛兩國の西江に於ける商業の程度は之を以て概測するを得べし

然れども諒山鐵道は將來龍州に通ずるに止らずして尙太平を経て南寧府に開通すべきは支那政府の允諾する所にして又佛國の刻苦經營する所なれば早晚該鐵道の完通を見るを得べく從て西江上流に於ける貿易の現況を一變するに至るべし又英國は西江の上流なる百色及其中央南寧の開港を企て砲艦サンドハイパー號を派して頻りに水路を測量せしめ機を待て發せんと欲するものゝ如し英國の留意する所己に斯の如くなれば其勢力容易に南寧鐵道に因りて減退すべきものに非らざる可し要するに香港及海防は共に廣西の關門にして兩路の便否は直ちに該省に於ける兩國勢力の消長に關するものとす

更に西江に於ける貿易の現況を細説すれば該江一帶の商業は外國輸入香港經由外國輸出内地貿易及一旦香港に輸出し更に通過證により内地に再輸入するのとの四種に區分す曾て怡和洋行派遣の視察員佛山に至り同地商賈と會談の末佛山より南寧に輸出する貨物の意外にも先づ北海に輸出し之れより再び内地に入るゝの事實を發見したり之れ即ち盤金の關係上最も費用を要せざる通路なればなり此通路に由て南寧に

至るの貨物は一旦に付厘金運賃及苦力費計三元四十七仙を要す若し之れを香港に出だし通過證に由て南寧に輸入せば洋海關に輸出入税及通過税として其二半の税金合計二元四十四仙を要するのみなるを以て前金額との差は其間の運賃及苦力賃を支拂ひて猶餘りあり該派出員は此理由を商人等に細説したるに由り其結果として香港を通過するの貨物は逐時増加するに至れり實に三水税關の報告に據れば輸出の全部及之れに相當する輸入額は皆此通路に由て出入するものなり

西江に於ける運輸業は第一内地と香港間及其通路に於ける諸港間貨物の運搬に従事するもの第二香港に關係なく只内地に向て運搬をなすものとの二種に分つを得而して第一に屬するものは英属の瀛船及帆船、支那民船、米國瀛船(一隻)及小瀛船に拖かれたる無國旗の民船等にして第二に屬するものは英國瀛船少數の支那小瀛船及小瀛船に拖寄せられたる特種の形式を有する支那民船等なり此支那民船は半官半民の性質を有する會社に屬するものにして盤金局の吏員中之れに關係するものありと云ふ前記無國旗民船の由來を尋ねるに西江開始に當り海關は此種の舢舨の必要を感じ左の規定を作りたるに起因す

○西江章程第二節第一款

外國人所有の瀛船又は瀛船に非る船舶にして本國又は殖民地に於て登録を受けざるものと雖西江通過證により西江の航行をなすことを得

此規定は直に香港在留支那人の利用する所となり彼等は之を以て清國旗の下に在りて徴收せらる厘金税及外國旗の下にありて生ずる出費及責任の双方を免るゝの手段

とせり、此西江通航券は銀百元を海關に納むれば之れを受るを得而して彼等の之れを爲す手段は外國人(從來多く英人なりし)の名を籍り船及び貨物の大半を其所有とし其外國人は各關係港に於ける領事及税關に向て該船は自己の所有にして支那人某(資本主)を以て代理人となす旨を届出て且つ支那資本主の店頭に自己名義の看板を掲げしむ茲に於て支那人は此名義を利用して税關の手續をなし通過證を受く若し厘金局の故障に遇へば直ちに領事より公然の交渉をなさしむ現今梧州税關を通過する洋人所
有貨物の非常に多數なるは全く茲に原因するものと云ふべし然とも此法は支那の異議多きを以て領事も近時嚴重の調査をなすに至れり

西江に於ける外人汽船業の著大なる進歩をなさずして無旗民船の獨り跋扈する原因は西江開放以前該江一帶に於ける厘金過重にして南寧に入る貨物は北海又は河内龍州を經由し西江の捷路を取るもの稀少なりしに由り在清外國汽船會社は西江開放の効力を算出し經由貨物の多寡を知るに難かりしを以て遂に此水路に注目するもの少なきに因る然れども爾來漸く右の理由を曉得し目下該江専用の汽船を造するものあり西江開放に當て英國汽船二隻は廣東梧州間の航行を開始したるも支那官吏より積載貨物に對し不當の取扱を受け積貨の減少を來し意外の失敗を招きたるとあり又香港内地間は稍好況なりしも充分の荷客に乏しく著大の利益なかりしを以て一層外人の放資を鈍からしめたりと云ふ

○德慶肇慶

德慶は廣東省肇慶府德慶州治のある所にして内河章程に由りて特に開かれたる西江

航路の一停船場なり隣港との距離は梧州は茲を距る上流四十二海里肇慶は茲を距る下流五十海里の所にあり

州治城郭市街は西江の北岸に臨み戸數四五千人口四万人と稱す

肇慶は廣東府肇慶府高要縣にありて是れも亦内河章程に由りて特に開かれたる西江航路の一停船場なり隣港との距離は三水は茲を距る三十海里の下流にあり甘竹は同じく五十六海里の下流にあり又三水に至るの間肇慶を距る七海里にして一峽路あり其延長五海里其幅四分の一海里兩岸は絶壁をなし其高さ貳千呎に及ぶ之れを過ぐれば又江流廣闊なり

府治城郭は西江の北岸にありて内外に分れ戸數五六千人口五万人と稱す

德慶肇慶の二港は素と内河章程に依りて特に開かれたるに由りトランプトバツスを以て輸入するものを除くの外は拖帶船にても獨行船にても其貨物に對しては悉く釐金税を課らるゝものとす

○三水

三水は廣東省廣州府三水縣治にある所の五市場にして甘竹より西江を溯ると二十六海里肇慶府より西江を下ると五十海里にして遠す縣治は西江北江潭河三流會合の點に位し北江の東岸潭河の北岸にあり

地勢は西江北江の流域に在りて坦々たる平野の耕地に屬し唯た諸所に孤立散点する丘山を視るに過ぎず

水路の關係は是れより東南は水派脈絡蛛網の如く一々枚舉するに暇あらず其重要な

るものは西江及び北江潭河にして潭河の本流は佛山を経て廣州府に達し北江は靖遠英德を経て韶州府に達す然れども實際商品の通路は三水より北江を遡ると七十海里なる靖遠地方に止り夫れより百三十海里を隔つる韶州は長江の九江より南昌吉安贛州南安を經、梅嶺を越へて達す而して其輸送品中綿糸の如きは千八百九十七年に在りては其量貳萬貳千担に及びたりと云ふ

此年四月、下流三十海里ヲ隔つる甘竹に於て座蓋、經費、益金を課するに至りたるを以て支那商人は皆三水に貨物を送り海關稅及び座蓋即ち落地稅を納め夫れより九江(三水を距る三海里の上流)の地に輸送したるを以て大に甘竹の輸入を減少せり

同地方商人の語る處に依れば以上の障害あらざる時は殆んど綿布綿糸毛織物總額の三分の一は同地(即ち甘竹)に集むるを得べかりしと云ふ西江の通路は既に梧州府の部に述べたるを以て茲に略す

電線は佛山を経て廣東に通し肇慶德慶を経て梧州に通じ又靖遠英德を経て韶州に通す
電信料は支那暗號文なれば每語同府州内は五分同省内は一角一省を越ゆる毎に三分を加ふ洋文十字綴一語に付支那暗號文の加倍額なりとす

支那郵便は其量約我二匁迄は郵稅二仙香港直送便は詳かならず
定期として漁船の茲に出入するものは梧州に航通するもの概ね寄航せざるはなし廣州府より三水を経て北江を遡り蘆荻三水を距る三十六海里に至るものあり又靖遠に遡るありて頗る盛なりと云ふ

三水縣治の戶數は二千余人口約貳萬江口に江根司あり戶數貳百に足らず人口も亦た二千に過ぎず

三水縣治は城郭あれども頗る頽敗に屬し民家も亦た粗陋にして居民は貧賤なり縣内商業の中心は茲を距る三哩の地にある西南司の掌握する所なりと云ふ

居留地として劃定せられたるもの三水江根其にあるとなし然れども三水には英國領事館あり各漁船公司の代理者はあれども外國商人の居住するものなし

荷物受授の有様は舂け船に由り本船に就きて受授を行ふ其舂け船は多く洋人の名義を用ひ渣甸(即ち怡和)洋行等の文字を記したる旗章を樹つるを見る

輸出多額の物産は草袋、團扇、蔗、紙、爆竹、米鳥、の類にして千八百九十九年の稅關報告に依れば草袋二百七十八萬四千五百八十五個團扇九萬千〇三箇二萬三千八百八十六担紙一萬〇九百六十三担爆竹一萬四千四百四十五担米鳥二十二萬〇七百二十八羽一萬に滿ちざるものは略す)なり

輸入多額の物産は石油、綿糸、燐寸、金巾、綾木綿、花布、綿布の類にして千八百九十九年稅關報告に依れば石油四十九萬八千九百八十九瓦命、綿糸四萬七千三百三十九担燐寸三十四萬三千七百四十二ダロス金巾、綾布、花布、綿布の計二十一萬五千百〇八反(其他一萬担に滿ちざるもの之れを略す)なり

千八百九十八年の輸入總額は百三十四萬三千九百五十兩輸出二十七萬五千〇四十三兩再輸出四千〇八十一兩にして輸入ノ超過は百〇六萬四千八百二十七兩なり又千八百九十七年の輸入總額は六萬千〇六十八兩輸出總額は四萬二千四百九十二兩にして

輸入超過は僅かに一万八千五百七十六兩なり這の状況に依りて未だ貿易の前途如何を運ぶる能はず
 貿易の大体は右の如し尙ほ内部の状況を述べんに土産品中、木綿、爆竹、紙、絹、煙草の類は年々増加發達の傾向あり
 木綿は孟買糸に由りて婦女農園の事業として機械せらる一反と稱するものは幅一呎四吋長百四十呎乃至百四十五呎重量九斤乃至六斤價格は二兩乃至一兩六錢之れを機械するに婦女の勤勉なるものは一ヶ年約五十反を製す染色は西南司にて行ふ百呎の染色代價は二錢乃至二錢五分なり
 紙は佛山にて箔塗り染色等の工を加へ紙質寫字紙及掛物等に製し以て福建省の汀州及び其他の各地に販賣す
 絹絲の製作は十五年前より行れたれども機械を應用したるは僅かに五ヶ年以前なり現時工女の數は三百余名にして熟練の工女は一日十一時間の操業にて上等絹糸四十九下等二百匁を製造し一ヶ月の賃銀は僅かに四元五十仙なり
 浙會地方の刻煙草は先づ香港に輸出し西洋煙草と詐稱して上流なる梧州及び雲南貴州地方に輸入す
 絹絲を除くの外右の製作品は廣州府と佛山との間にある所の鹽歩及び大良の兩部落より出すもの多し三水の未だ開かれざる以前に在りては小河を下り廣州及び陳村を経山して香港に輸出したるに今尙ほ舊路に依りて輸出をなすもの一ヶ年三万担に至ると云ふ

以上内部貿易生産の有様大略斯くの如し若し將來南寧府及び百色廳にして開港場たる上は當地方土貨輸出の増進を見ること必然なりと云ふ
 當地日常通貨は日本銀貨を除くの外香港廣東新嘉坡銀等大概流通す
 銀貨と銅錢との換算相庭及び海關兩と地方兩との差は之れを聞くを得ざりしも同じく廣州府下に属するを以て廣州府と大差なきものと想はる
 支那銀行及び錢莊貸借の利息預金の利息其他金融の状況は遂に聞くことを得ず

○甘竹江門

甘竹は廣東省廣州府順德縣に屬する一市街にして内河章程に由りて特に開かれたる西江航路の一停船場なり而して其位置は約北緯二十三度五十分東經百十三度五分の地にあり隣港とは距離は茲を距る二十六海里の上流に三水あり又下流は茲を距る十七海里の所に江門あり
 市街は江の北岸にありて運河に沿ふ戸數は二千に足らずと雖も人口は略二万を超過すと云ふ
 江門は廣東省廣州新會縣に屬する商業旺盛なる一市街にして是れも亦た内河章程に由りて特に開かれたる西江航路の一停船場なり而して其位置は約北緯二十二度三十分東經百十三度七分の地にあり隣港との距離は十七海里の上流に甘竹あり江を下り海に出て香港に至る航程は八十六海里あり
 市街は江より小運河を廻ると三四海里の地に在り戸數二千餘人口三万に垂かしと云ふ
 德慶肇慶甘竹江門の四港は楊子江に於ける停船場と同一なるものなれども彼は未だ

荷物の輸出入をなさず専ら船客の上下をなすに過ぎざるも是れは船客荷物どもに上下するの便あり而して德慶肇慶の二港は釐金局にて徵稅の事を管し甘竹江門の二港に在りては新海關ありて外人を以て關吏に任じ他の洋海關と同一なる收稅の事を管するの相違ありとす

江門と香港との間は船客非常に多し而して該船客は香港に於ける勞働者にして最初二隻の漁船を以て兩地間の運送を開きたるに船客充満足を容るゝの餘地なきの有様なりしを以て更らに二隻の漁船を増加したるに其盛況毫も相減せざるより外國の各漁船會社船の西江に航行もの悉く茲に寄航するに至り始めて毎航船客の充満するごとなきに至れり然れども其後漸を以て貨物の出入に頻繁を加ふるの傾向を生したり

○香港

香港は廣東河の河口に近く澳門を距ると四十哩廣東を距ると九十哩にある一小島にして、全島山にして平地なし島の西端北面にヴィクトリア市あり香港の市街として知らるゝ所なり其南面にアベルパインあり造船所のある所なり其他四五の家屋工場島中に点在す

此島と千八百四十一年英領となり翌年自由港の制を採りしより商業日に盛に移住の民年を逐ひて多く開港の當時寂寥たりし漁村今は二十四萬有餘の人口ヲ見るに至る其内譯を擧ぐれば左の如し

(一八九七年調査)

歐米人(葡葡人除く) 三、二六九

葡萄牙人

二、二六三

印度人 一、三四八

支那人 二〇〇、〇〇五

商船に乗込める歐米人 三五六

水上に生活する支那人 一三一、七五二

合計二十四萬千六百七十八

歐亞雜種人 二七二

其他 八八二

商船に乗組める支那人 一、五二三

錨地はヴィクトリア市街と對岸九龍との間にありて水深く四時風波の虞なし港口は東西二口あり共に安全に船舶を通すべし

市内市外及諸外國との交通の機關は殆んど間然する所なきに至れり島内道路は至る所コンクリート及瀝青を以て固め雨後泥濘の患なし市街は山に沿へるを以て馬車東洋車を通するの距離少なしと雖輪は至る所にありて二十仙を投すればヴィクトリア市中欲する所に行くを得べし又市の背後に聳ゆるヴィクトリアピークに至るには鋼索鐵道ありて十五分毎に發車す、電話は島内及九龍に通じ、郵便電信は世界至る所に通す

水路の交通は極めて頻繁にして對岸九龍とはスターフェリー商會の渡船ありて毎十分に向地を發着す、廣東及澳門間には省港澳火船公司の漁船ありて香港廣東間は日曜を除くの外朝夕二回の發着あり、香港澳門間は日曜を除き一日一回(運賃は廣東に至る一等五弗二等一弗三等五十仙澳門に至る一等三弗二等一弗三等五十仙食料は別にして一等一食一弗五十仙とす)西江を浜り梧州に至るものは太古洋行、怡和洋行、及省港澳火船公司の三會社の組合にて西江輪船公司なるものを作り一週三回の發着あり、其他

支那人所有の汽船にて廣東三水甘竹江門等に赴くもの一日二三隻あり、香港を其点とし若くは經過して諸外國に赴く定期汽船々主及線路は大略左の如し

船主	代理店	線路
日本郵船會社	三井洋行	香港より長崎に至る 香港より汕頭に至る 香港より厦門に至る 香港より安平に至る 香港より淡波に至る 香港よりサンフランシスコに至る
大阪商船會社	山打威刺商會	香港よりサンフランシスコに至る
東洋汽船會社	劫公司	香港よりメルボルンに至る
彼阿汽船會社	太古洋行	香港よりメルボルンに至る
法國輪船公司	禮和洋行	香港よりメルボルンに至る
支那航業會社	旗昌洋行	香港よりメルボルンに至る
蘇國東洋汽船會社	怡和洋行	香港よりメルボルンに至る
北獨逸ロイド汽船會社	天津洋行	香港よりメルボルンに至る
伊國汽船會社	マリーチー	香港よりメルボルンに至る
オレゴン鐵道太平洋汽船會社		香港よりメルボルンに至る
印度支那航業會社		香港よりメルボルンに至る
北太平洋汽船鐵道會社		香港よりメルボルンに至る
東京航業會社		香港よりメルボルンに至る

萬記洋行	沙宜洋行	香港より白南に至る
輪船招商局		香港より上海に至る
トグラス汽船會社		香港より福州に至る 香港より安平に至る 香港より淡波に至る
花旗東西輪船公司		香港よりサンフランシスコに至る
呂興火輪船公司	旗昌洋行	香港よりバンクハブに至る
支那真並汽船會社		香港よりマニラに至る

其他ハンブルグ、アメリカライン、モガルライン、ソーラックスライン、ストラスライン、ナルライン、ソブライン、ペンライン、グレンライン、インドラライン、シャライン、及露國義勇艦隊等の汽船及前記各社の不定期船の出入枚舉に違わらず
貿易税は税關なきを以て確實なる數を得難と雖推算によれば一ケ年五千萬磅を下らざるべし、一八九八年に於ける出入の船舶は

國名	入		出	
	隻數	噸數	隻數	噸數
英吉利	三七三四	四、三六二、八三七	三七二二	四、三四二、八一
獨逸	七四六	八九八、〇一二	七四〇	八九一、五六三
日本	二四〇	五〇二、六一八	二四一	五〇二、八三七
支那	二一三	二六二、八三五	二一一	二六〇、八三二
諾威	二〇七	一九〇、六一一	二〇三	一八七、二八二

佛蘭西	一五八	一七六、三四一	一五六	一七五、四五五
北米	一一三	八六、七九八	一一八	九二、七三六
澳大利	二五	六六、一五九	二六	六六、二三六
丁抹	六九	四三、四二七	六八	四三、〇二四
伊太利	一四	一九、七八九	一四	一九、七八九
布哇	七	一三、八五五	七	一三、八五五
和蘭	六	八、八三九	六	八、八三九
露西亞	二	三、八九八	二	三、八九八
白耳義	一	二、一七四	一	二、一七四
西班牙	三	一、二〇〇	三	一、三九三
暹羅	一	三〇九	一	三〇九
シャング	二九、四六六	一、八一四、二八一	二九、七四〇	一、八一二、四七三
合計	三五、〇〇五	八、四五三、九八三	三五、二五九	八、四二五、五〇六

右の外パラストにて入出港せしは

入港 一五、九三六隻 一、一六一、〇七二噸
 出港 一六、七七三隻 一、一五七、一六七噸

にて輸出入の商要なる商品は阿片、棉花、砂糖、鹽、麥粉、油、綿織物、毛織物、綿糸、燐寸、金屬、陶器
 琥珀、象牙、蘇木、野菜、檳榔、花崗石等にして支那労働者の海峽殖民地、蘭領印度、ホルチ

非列賓、暹羅、交趾等へ出稼するもの年々非常の數なり
 香港より汕頭、廈門、福州、臺灣、馬尼刺への貨物運賃は大略左の標準による

港名	鴉片	綿糸	布	麵粉	蠟	魚	燐寸	雜貨
汕頭	一・二五	三・三〇	五・五〇	〇・二二	一・一〇	一・一〇	三・三〇	二・一〇
廈門	二・二五	三・三五	五・五〇	〇・二二	一・一〇	一・一〇	三・三〇	二・一〇
福州	七・〇〇	一・〇〇	七・〇〇	一・一〇	三・三〇	一・〇〇	一・〇〇	三・三〇
安平	七・〇〇	一・〇〇	七・〇〇	一・一〇	三・三〇	一・〇〇	一・〇〇	三・三〇
淡水	四・〇〇	四・〇〇	八・〇〇	〇・二五	一・一三	一・一三	四・〇〇	一・一三
馬尼刺	一・〇〇	一・二五	一・二五	一・一五	八・〇〇	一・三五	一・三五	八・〇〇

香港は商業盛なるを以て金融機關完備せるか故に貨幣の交換手形の賣買は毫も不便
 を感ずる事なし洋銀行に於ける利子は左の割合なりとす

貸附金 七歩より八歩
 預り金(通常預り金) 二歩
 定期預金 三ヶ月 二歩半
 全 六ヶ月 三歩半
 全 十二ヶ月 四歩
 支那銀行即銀莊に於ては 一割より一割二分
 貸付金

する貨物は荷受主に於て船を持ち來り本船の舷側に於て受渡しを爲すを通例とし適々荷主に於て手配遅延し本船出港を急ぐ場合に於ては荷受主に代り之を陸揚して倉庫に入るものとする但上海貨物は總て倉庫渡を習慣とするを以て上海線の汽船は九龍棧橋及倉庫を使用するを常とす
倉庫は香港九龍棧橋倉庫會社最大にして九龍に棧橋及大倉庫を有し又香港にも倉庫あり會社と契約して倉庫に入るよときは棧橋料を徴せず沖繫のときは會社より船を持参り積取去る其重要商品藏敷料左表の如し

九龍倉庫藏敷料

品名	數量	一ヶ月
硫酸	一担 (四十立方呎)	八
棒鐵 (新)	一担	一
樟腦 (臺灣産)	一箱 (一担入)	一
セメント	桶又は罐入 (四百磅)	一
全石炭	袋入 (三百磅)	一
綿花 (印度産) 壓搾せるもの	一噸 (重量噸)	一
麻 搾壓せるもの	一捆 (四百磅)	一
鉛	一捆 (二百八十磅)	一
	一塊 (百八十三磅)	一

機械類	種類	數量	一ヶ月
燐寸	一箱 (六哥入)	一	七
蓆	(廣東産) 一巻	一	一
阿片 (印度彼斯産)	一箱	一	七
古金物類	一担	一	五
米	全	一	三
白檀	全	一	二
硫黄 (袋入)	全	一	三
全 (マラ)	全	一	四
窓硝子	一箱	一	三
絲類	一捆 (四百磅)	一	二

*印は露天積とす

一、右の倉敷料は大略の標準を示すものに過ぎざれば時宜に應じ直上げするところあるべし

二、常取引先にわらざる荷主の預け入れらるゝ危険品は定額の二倍を請求すべし

三、一個二百五十弗を超過する貨物は藏入に先ち其價格の申出なきときは其紛失毀損に付き其責に任せず

四、一個五百弗を越ゆるものは一ヶ月其價格の千分の五を申受くるか或は重量又は

才量により申受くるやは當社の撰擇によるべし
 納其他ワシヤイ倉庫會社等の二倉庫會社あり
 造船所は九龍及アベルチーンにあり其船渠は左の如し

九龍アドミラルチー船渠 (九龍)	長	五〇〇呎	幅	上部 八六呎 下部 七〇呎	深	二九呎
一號船渠	全	三四〇呎		七四呎		一八呎
二號船渠	全	二四五呎		四九呎		一三呎
パチントスリツプ	全	二五〇呎		六〇呎		一一呎
コスモポリタン船渠 <small>(タイコクチン 九龍半島西側にあり)</small>		四六五呎		八五呎		二〇呎
ホープ船渠 <small>(アベルチーン)</small>		四三三呎		八四呎		二四呎
ラモント船渠	全	三四〇呎		六四呎		一六呎

右各船渠に於ける船渠料は左の如し

造船者測度法總噸數にて	二千噸以上	二千五百噸以上	千五百噸以上	千五百噸以下	千噸以上	五百噸以上
検査の爲入渠(二十四時間以内)	一噸二付 二五仙	一噸二付 二五仙	一噸二付 三五仙	一噸二付 三五仙	一噸二付 三五仙	一噸二付 三五仙
借巻一日	一噸二付 九仙	一噸二付 九仙	一噸二付 九仙	一噸二付 九仙	一噸二付 九仙	一噸二付 九仙
入渠の上船底掃除	一噸二付 三〇仙	一噸二付 三〇仙	一噸二付 三五仙	一噸二付 三五仙	一噸二付 三五仙	一噸二付 四〇仙
附着物除ケ塗料(一回塗)	一噸二付 一五仙	一噸二付 一七仙	一噸二付 一七仙	一噸二付 一七仙	一噸二付 一七仙	一噸二付 二〇仙
防鏽塗料(一回塗)	一噸二付 一〇仙	一噸二付 一〇仙	一噸二付 一〇仙	一噸二付 一〇仙	一噸二付 一〇仙	一噸二付 一〇仙

五百噸以下の船舶は別に相談のこと

以上の割合にてペンキ一回塗毎に一日の入渠、ブロットトッピング一回塗及漁船片途の引船帆船出入の引船共無代價のと

香港に於ける印紙税の内必要なるものを舉れば

船荷證券(船荷證券を用いざるときは船の受取) 十仙

備船契約證書(航洋船貸借原簿に關する證書)算定運賃百弗に付 十仙

副狀(原書に印税を要するもの) 同額

原書一弗以下 同額

全 一弗より十弗 一弗

全 十弗より二十弗 二弗

全 二十弗以上 三弗

保險證書(書替も等し)

生命保險 保險金額千弗又ハ其端數ニ付 二十五仙

船体保險 保險金額千弗又ハ其端數ニ付 十仙

其他(火災海上等)保險金額千弗以下 二十五仙

同 千弗以上 二仙

諸受取類 金額十弗以上

○香港の汽艇製造業

近來香港に於ける小汽艇製造業は長足の進歩をなし現時築造中に係る者無慮四十余

後あり是れ蓋し呂宋の米領に歸し糧食運搬の爲め夥多の需要あると内河章程に依り
粵江附近に小漁艇航行業の繁盛に赴きたる結果に外ならず而して香港に於て獨り斯
く多數の漁船築造をなすに至れるは其位置の利便なると造船價格の低廉なるとの兩
因相俟て然るものとす其價格低廉なるの理由は種々あるへしと雖概括すれば左の三
点に歸着するものゝ如し

- (一) 堅材のみを使用すると
- (二) 造船所に經費を要すると甚きと
- (三) 工匠從順にして賃銀低廉なると

(一) 香港附近には木材を産出せず家屋建築及船舶築造用として南洋及暹羅緬甸のチ
ク及「ヤカロ」を輸入すると多額なるを以て堅材の價我國に比すれば甚だ廉なり現時香
港に於ける堅材の價格は「カーマイカー」氏(今回我が會社より小漁艇の注文を受たる人)
の言に據れば「ヤカロ」一立方尺は一元五十仙チクは同三元なりと而して目下大阪に
於ける檜材椶材の價格は一立方尺に換算すれば一圓三十二錢乃至一圓九十二錢なる
を以て其價を比較すれば我國の椶材の價廉なるが如しと雖之を船材に使用するに當
ては不用の部分を生ずると甚だ多く技師工匠の言に據れば肋材を作るに正味使用の
三倍を要すと云ふ然るに香港造船所の肋材を作るを見れば先づ肋材の厚さに相當す
る木板に墨打し幅一二寸の鋸を使用して彎曲傾斜意の如く挽割し其組立に當りては
殆んど鋸を用いず之れ工數を減ずると不用材を生ぜざるとに就て非常の利あるもの
とす而して斯の如くにして作りたる肋材は木理の彎曲に従はざるを以て一見脆弱の

觀あれども現に築造中の漁艇を見れば内龍骨、姉妹龍骨及船底彎曲材を有するの外其
兩側に一條の彎曲材を附するを以て毫も脆弱の憂なしと云ふ又「チク」及「ヤカロ」の材身
は非常の肥瘦なきを以て我國の椶材を用ゆるの際瘦拂と稱する不用の木片を生ずる
となく且つ斷片寸塊と雖も皆使用の途あるを以て之を計算すれば我國の椶材等を用
ゆるに比し却て廉價なるものとなるなり

(二) 造船所に經費を要すると甚き實例を舉れば前記「カーマイカー」氏の如きは一方に船
具食料品賣込の業を営み一方に於て小漁艇築造の請負をなし若し注文を受けたるど
きは店主は其設計をなし書記は仕様書を作り支那人手代は製圖をなし之を終れば船
体と機器との二部に分ち一は之れを木匠に一は之を鉄匠に請負はしゆ氏は時々巡視
して之を監督するに過ぎず又右木匠及鉄匠總て支那人なりは別に製造所を有し技師
を聘するものなく只經驗ある職工に命じて築造に従事せしむるのみ而して其他の小
漁艇製造請負者も亦之れと大同小異にして極めて簡單なるを以て從て經費を要する
と少し

(三) 支那は都鄙に論なく苦力及工匠の賃銀は殆んど同額にして(機關工匠は稍高價なる
へし)各造船所及船渠の定價表に示す工匠賃は常に苦力賃の數倍に上ると雖實際の支
給は斯くの如く高價なるものに非らず故に其賃銀は我國に比して非常に低廉なり加
るに支那人は長上に對し頗る從順にして能く其命令を墨守し設計の巧拙工程の順逆
は毫も之を意に介せず反之我國の工匠は監督技師又は工長の設計指揮する處にして
自己の意見に相異するとあれば忽ち之を誹議して止まず若し其説を採用せざれば忽

ち不平を起し工事を怠るとあり要言すれば支那人は技倆に拙なるも却て能く工事を進捗せしむるものなり

○ドグラス瀛船會社の現況

ドグラス瀛船會社の現況を述ぶるには勢ひ其成立の略歴をも述べざるべからずドグラス瀛船會社の略歴は今を距る四十余年若くは五十年前に在りて香港にドグラス商會なる一個の時計商あり其營業は日々旺盛を極め富鉅萬を重ね夫より二拾年を経て店主ドグラスは故ありて郷里倫敦に歸住せり其香港を去るに臨み年來忠實に營業を補佐したる店員數名に數十萬元の資本を遺贈せり其遺贈を受たる店員は相議して現存せる「アールズ」外一二の瀛船を購ひ香港淡水の間に之を使用したるに年を逐ふて航業發達し其後福州安平等に其線路を延長せんと企圖したるも資力之に協はざるを以て今を距る十七年前更に株式組織とし之をドグラス瀛船會社と稱し瀛船數隻を増加し現時の航路に於ける航業を専有せり其株主は第一ドグラス、ラプレック商會之れに亞くものは怡和洋行嘉士洋行德記洋行等にして此際約すらくドグラス、ラプレック商會は瀛船會社永續期中總支配役たるべく其の報酬は年額一萬元たるべし又ドグラス、ラプレック商會は香港の代理店たるべく怡和、嘉士德記等の諸洋行は汕頭、廈門、福州淡水、安平の代理店たるべし香港代理店の手數料は荷客運賃上り高の三割他の代理店手數料は總べて二割たるべしと、加るにドグラス、ラプレック商會始め怡和、嘉士、德記等は夫々自己の營業あるを以て其商品は悉く安價なる割引運賃を以て運送する特約をなせり

目下「ドグラス、ラプレック」商會は店主の外英人書記「ヘッド」氏と葡人書記二名ありて細務は悉く買辨に委任して處辨せしむと云ふ同商會は別に煉化の販賣業を營み其運賃は前記の特約に依り一萬枚に對し僅かに十元を拂ふに過ぎずと云ふ

「ドグラス」瀛船會社の内情を略述すれば左の如し
外人中の大株主にして代理店の業に關係なきものは該社の將來に對し二様の希望を有す一は我會社と平和の契約を結び永久に斯業を繼續せんとし一は利益を得るの見込なき時は目下の業務或は船舶を賣却せんと欲するものなり支那人株主は將來の趨勢を見頻りに不安の念を生し其極該社の業務を賣却せんとを希望するもの多しと云ふ

然れども大株主「ドグラス、ラプレック」商會及怡和、嘉士、德記の諸洋行は代理店の手數料及其他の利益を贏得するを以て株式より來る損失は毫も之を念頭に置かず是を以て今俄かに該業を他に賣與するを欲せず然るに支那人株主及小株主は株式に對する利益を享有するのみにして自己の商品運送に對し毫も運賃割引の特約を有せざるに由り今や利益の配當を得る能はざるに及んで其損失を償ふの道なし而して該業賣却の案を總會議場に提出するも其權利割數は半數に満たざるを以て止むを得ず怨を呑んで瓦解を待つの有様なりと云ふ

船	長	最初一ヶ月	三十磅
		一年以上五年以下	三十三磅十五志

一等運轉士	五年以上	全	三十七磅十志
	二ケ年以下	全	十五磅
	二ケ年以上	全	十八磅十五志
二等運轉士	二ケ年以下	全	十磅十志
	二ケ年以上	全	十三磅十志
三等運轉士	二ケ年以下	全	八磅五志
	二ケ年以上	全	十磅十志
機關長	二ケ年以上五年以下	全	二十六磅五志
	五年以上	全	二十七磅十五志
二等機關士		全	三十磅
三等機關士		全	十八磅
四等機關士		全	十二磅
		全	十一磅五志

右之外洋人船員は食料として四十弗乃至六十弗を會社より給與し支那水夫は一ヶ月十八元火夫二十二元水夫長三十元にして食料は總て自辨なり又買辨の給料は其部下共合せて一ヶ月六百弗なりと云ふ

トクラス瀛船會社第十六回株主通常總會報告(千八百九十九年九月三十一日)

一八九八年七月一日より一八九九年六月三十日に至る第十六營業年度の總收入より總經費保險金相談役及監査役の報酬を差引き純益金九萬六千七百七十二弗八十八仙

を株主の同意を以て分配すると左の如し

三萬九千六百四十七弗六十四仙 財産減價消却金

但し積立金瀛船海澄號代價及新碼頭代價を除きたるものに對し年八分の割

五萬七千〇二十五弗二十四仙 積立金

積立金總計二十三萬千八百八十七弗三十八仙となる

本營業年度の成績は昨年に比して非常に不成績なるは總支配役及相談役の深く遺憾とする所なり而して今日の場合に於ては此僅少の純益を以て株主に配當をなすは甚不利益なりと信す

本營業年度の初に於て米其他食料品の淡水に赴くものを主とし荷物の増加非常にて會社は之に應ずる爲社外船の借入をなすに至れり然れども其結果甚不長にして殊に冬季は暴風臺灣海峡を鎖し適度なる東北信風の候には常に利益を得るに反し航海遅延の爲缺損に終りたり

此不幸に加へて我が淡水航路には去る四月より日本政府の獎勵及保護を受ける大阪商船會社所有瀛船二隻の競争あるを以て平年最有利の時季なるに關らず收支相償はざるに至る迄運賃引下げをなすの止むを得ざるに至れり

此競争は今猶繼續するを以て總支配役及相談役は前後を熟考して今回の利益は配當せざるに決したり

グラスコーマンシップ會社に於て造築せられたる海澄號は三月九日を以て到着せり同船の亞丁を經過するに至る迄は無事なりしも出港後爐部に損傷あるを發見したる

を以て亞丁に返て修繕を施し十五日を経て工を竣へ其後恙なく當地に着するを得たり而して當地に於て漁鱸の總検査を行たる際検査官の注意に因り爐部を變換したるを以て尤も完全のものとなれり此損害は決して機關部員の責任にあらずとす該船の來着は實に我會社に一大勢力を附加したるものにて必要に應じ何れの線路にも之れを用ゆるを得べし

工事者ど久しく紛紜中なりし新碼頭は去る六月一日より使用するとを得其内一側は本社に於て使用し他方は太古洋行に於て使用するととなれり

「フォモイサ」號は先日大修繕を行いたるに由り今は各船共に完全なるに至れり終に臨んで一言すべきは六月三十日限の掛運賃及受取勘定は終て收入済とされることなり

○資産負債勘定

○負債之部

資本金勘定	二萬株一株五十弗	一〇〇,〇〇〇
積立金		一七四,一六三
保險金		四七,四四六
諸口支拂勘定		八六,六六四
未拂配當金		三六一
未拂賞與金		一三八

損益勘定

九六,六七二
一,四〇五,一一九

○資産の部

所有汽船	海龍、フオルモサ、海澄、テールス、海門、海澄、油頭、厦門、淡水、香港、浮標、香港、棧橋、小蒸、滄代、價	一,〇九六,六二九 五四,五四四
抵當貸金		一,一五一,一七四
香港上海銀行勘定		五三,三三八
貯藏石炭		一三,一八八
未收運賃		八六,一一二
諸口受取勘定		四九,〇七四
現金		七三二
○損益勘定		
○支出の部		
総支配役報酬		一〇,〇〇〇
相談役報酬		二,〇〇〇
監査役報酬		六〇〇
爲替金勘定		二,一七〇

利子勘定	七七七四九
差引残高	九六、六七二八八
○収入の部	
船利益	一一二、二二〇六三
石炭利益	七二、九三一四八
抵當貸利子	二、六六八七五
割戻金	五、四六七八六
所有株式配當金	八四五九六
不用物品賣却利益	七、六〇七五四
株式賣却利益	二二三一八
ラッセル商會清算配當金	二一、六五九三〇
	八一六五六
	一一二、二二〇六三

右の通り相違無之候也

監査役

セーラムス、エイチコックス
グアリュール、エイチガスケル

○汕頭

汕頭は廣東省潮州府澄海縣に属する互市場にしてグッドホープ岬の燈臺より韓江を溯ると十一海里江の北岸にあり

汕頭港の未だ開港千八百五十八年天津條約に依りせられざる以前外國との阿片貿易は南澳島に於て行はれ其後汕頭より四哩を隔つる雙島に移れり當時外人は土人を拐帶して賣奴に供せるより土人の激昂甚しく外人は殆んど島外に出づる能はざる有様にして過去數年前迄は毫も排外思想を失はざりしと云ふ

北岸は韓江の沖積層に属するを以て地勢平坦耕耘に適すれども江を隔て對岸を臨めば一面に山岳を以て圍はれ奇巖怪石累々として横はり其間に榕樹は綠葉を垂れ白堊の洋館山麓に散在する風景は頗る佳絶なりと雖其地は碣嶼にして耕耘に適せず山岳は蟻々起伏して港外に延出し海員の稱する汕頭喜望岬に達す韓江は其水原を福建省汀州府長汀縣英竹山觀音巖に發し曲折南流して廣東省に入り平和武平鎮平平遠より來るもの及び長樂より嘉應直隸州を経て來るものと相會し又曲折南流潮州府治の東方より流下し汕頭を経て海に注す其舟楫の便は汕頭潮州府治の間及び汀州府治と嘉應州治の間に通し潮州府治の上流は急灘にして水路曲折行舟に便ならずと云ふ支那電信料は支那略號文なれば江西廣西福建每語一角三分安徽湖北浙江は每語一角六分江蘇陝西四川湖南は每語一角九分山東は每語二角二分直隸は每語二角五分盛京は每語二角八分同省内は每語一角同府州内は每語五分洋文なれば加倍にして日本へは洋文每十字綴一元〇八分なり

支那郵政局に依りて各地支那の()に信書を發送するものは郵券貳仙を貼用すれば足れりとす然れども日本に通信するには萬國聯合郵便に依らざるへからず萬國聯合郵便に依りて英國領事館内の郵便局に發送を托するには其量目半タンスに付十仙の郵券

を貼用するを要す

定期として滿船の當港に出入するものは我會社の香港淡水線日本郵船會社の香港浦
 鹽線得忌利士滿船會社の香港淡水線香港安平線香港福州線にして其他招商局怡和太
 古兩洋行船の北清及び長江より出入するもの及び印度南洋より出入するものあり
 汕頭附近に來往する小滿艇は其數十一隻其中金山號一隻のみは百噸以上のものにし
 て他は悉く二十噸乃至六十噸位のものに過ぎず其船名は金山、南海、江東、利濟、海安、宏安
 富安、湘生、保生、と外に貳隻船名を開き漏らしたるものあり
 其航路は揭陽航二隻、達濠航二隻、潮陽航二隻、東隴漳林寄航松林航二隻、和平航二隻、汕尾
 航一隻なり
 船主を區別すれば汕潮揭船公司に属するもの四隻、雨記に属するもの三隻、行名を開き
 漏したるものに属するもの三隻、德記に属するもの一隻にして其中清國旗を掲ぐるもの
 の六隻、英國旗を掲ぐるもの五隻なり、尙ほ之れを表示すれば

航路	國籍	船主	船名	隻數	運賃
揭陽	清	汕潮揭船公司	湘生 保生	二	二十五仙
潮陽	全	全	利濟 海安	二	五仙
達濠	英	雨記	宏安 富安	二	全
松林	全	全	江東	一	松林三十仙 漳東十五仙
全	清	德記	南海	一	全

和	平	英	不詳	不詳	二	三仙
汕	尾	清	全	金山	一	一元

當港には水先二人あり水先料は喫水十二尺以上のもの喫水一尺に付三元其以下のものは喫水一尺につき二元五十仙なり汕頭の戸數は四五千の間にありて人口は三萬五千と云ひ或は四萬五千と云ふ

當地の居留地は千八百七十七年に於て二十一平方哩半の海面を埋立て築造したるものなり税關敷地と招商局倉庫の敷地及び官用地は千八百九十四年新たに埋立てをなしたるものにして相應の餘地を存すれども砲臺建築敷地なりと稱して支那政府は之れを賣却或は貸與することを欲せず

居留地は各國に區別せず其經營は總て支那政府の負担する所なり
 居留地に於ける招商局怡和洋行太古洋行の陸上設備は上流より算すれば太古洋行の倉庫八棟怡和洋行の倉庫四棟招商局の倉庫四棟太古の躉船二隻怡和の躉船一隻招商局の躉船一隻なり倉庫一棟は縦二十間横六間百二十坪凡そ六万二千五百担の荷物を藏置するに備ふと云ふ

長江及び北清と當地との間に常航路を開かんと欲するものは陸上の設備なかるへからず然るに陸上には是等に適當したる餘地を存せず
 荷物受渡しの習慣は概して南に來往するものは得忌利士、我會社及び日本郵船等の如き香港を起点若しくは終点とするもの本船に於て之れを行ひ北に來往するもの招商局、怡和洋行、太古洋行等の如く北清、上海、長江との間に輸出入をなすものは倉庫内に於

て受け渡しを行ふ其期限は二週日なれども大概一ヶ月以内なれば別に藏敷料を要求せずと云ふ

輸出重要物産は砂糖、麻袋、蜜柑、鹹菜、陶器、藍、糖蜜、紙の類にして千八百九十九年の税關報告に依れば砂糖百八十二万五千二百二十八担、麻袋二百三十五万四千〇九十二個、蜜柑十五万四千八百〇八担、十四万九千四百一十一担、陶器九万六千五百七十四担、七万八千〇七十八担、糖蜜六万八千〇八十五担、紙六万四千八百九十七担、六月担に滿ちざるものは凡て之れを略すなり

輸入重要物産は米、豆、麥、麥粉、石油、綿糸、金巾、花布燐寸の類及び阿片等にして同千八百九十九年税關報告に依れば米百六十二万九千七百四十三担、豆餅二百六十万四千二百九十九担、豆餅〇四万六千三百三十五担、麥及び麥粉二十六万五千八百八十九担、石油五百〇四万五千四百四十五ガロン、綿糸十七万五千三百八十担、金巾、綾木、綿印花布は計六十万九千反燐寸は七十六万三千六百八十三クロス、阿片は六千八百八十二担、阿片を除くの外十七万担に滿ちざるものは凡て之れを略すなり

同千八百九十八年の輸入總額は二千三百九十六万五千三百二十兩、同輸出の額は千九百九十六万五千〇六十四兩及び再輸出五十四万六千三百八十六兩にして輸入の超過額は實に千四百四十五万三千八百七十兩なり、千八百九十七年の輸入超過は七百七十七万九千四百二十五兩、千八百九十六年の輸入超過は九百五十六万五千六百六十二兩にして年々斯く輸入の超過するは毎年新嘉坡、檳谷、香港、スマトラ、西貢等の出稼人の利益に依りて相償ふものとす

汕頭日常の通貨は我が小貨即ち五拾錢以下のものを除くの外總て流通に差支なし最も流通高の多きは廣東、香港、新嘉坡、墨西哥銀貨なり

洋銀行の貸附利息は年七歩八歩の間を昇降し、當座預金は年二歩定期預金は三ヶ月なれば年二歩半六ヶ月なれば三歩半一ヶ年なれば四歩支那銀行及び錢莊の貸附利息は年一割乃至一割二歩の間を昇降し、預金は七八歩の間を昇降す

銀貨と銅錢との換算相庭は十年以前にありては銅錢饒多にして銀貨不足なりしが爲め一元の換算千〇三十文乃至九百八十文の間を昇降したりしが光緒二十二年には銀貨饒多のため九百八十文以下に降り、同二十三年には八百七十文に降り、同二十四年には八百五十文に降り、爾來銀貨は益々増加の傾向あり

隣港との商業上の關係は冊尾に附する輸出入表に詳かなり、苦力賃は三人につき一元なり而して苦力の操業は香港の苦力よりは劣るも厦門の苦力に優ると數等なり

船行は二種あり一つは内地と離島との間を航通する帆船を扱ひ一つは内河を航通する帆船を取扱ふものとす然れども其數詳かなり

報關行は之れを營業とするものなし、客棧は普通客棧と海外出稼人客棧との二種あり又海外出稼人客棧に出稼客入客棧の區別あり出客に屬するもの其數約九十軒あり之れを三幫(三組合)に分つ而して彼等の利益は宿泊料にわらずして船客運賃の差額なり例すれば新嘉坡迄の船客運賃をば船客に對しては九元を請求し輪船公司又は漁船々長に對しては七元を支拂ふが如き即

ち是れなり入客棧の利益は宿泊料なるを以て其數寡く漸く二三十軒に過ぎずと云ふ製造所は砂糖、荳油、麥粉、製造會社あり怡和洋行の製糖所は建築をなしたるのみにて原料の買收掛々敷からざるより遂に機械の運轉をなさずして終れりと云ふ

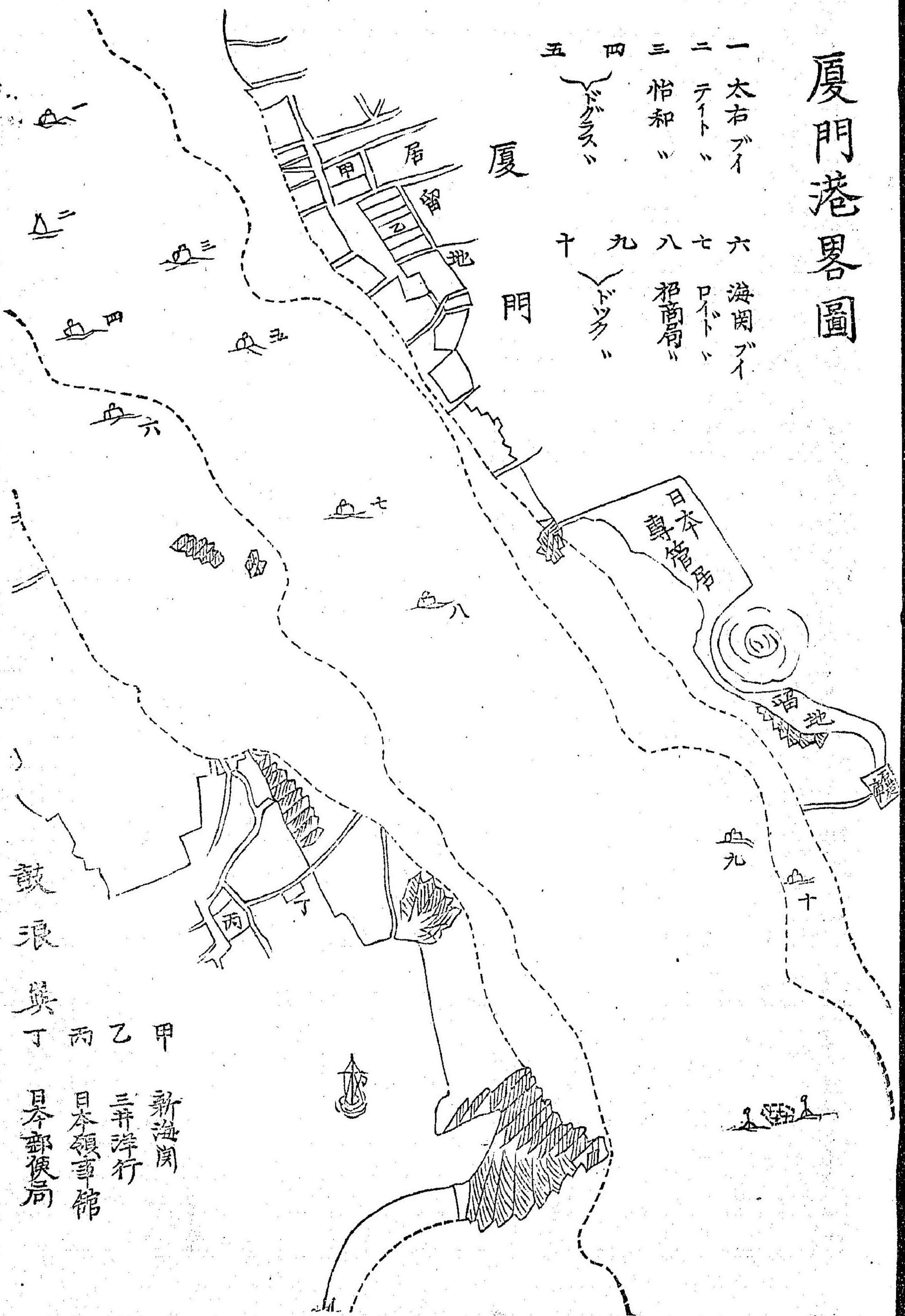
汕頭に入出入する民船は六蓬船、囉朥、頭、海、波、紅、頭、青、頭、等の名あり六蓬船は特種の形をなし平底にして艀部十尺程高く専ら川溪に使用す洋人之れをペーパーボートと稱す其載荷製紙多きより起るものにして囉朥は合の子船頭猛以下は普通の支那形船なり民船保險の習慣は其遭難船に搭載したる荷主の全体にて商品の損害を分担す船体の損害は船主の幫に於て之れを分担す海洋に運送する商品の仕入元金貸附の利息は海上に出づれば月百分の三の割合なれども港内にある間は百分の一半の割合なり而して海上に於て其仕入金を貸與したる商品が難に罹るも辨償を受くる能はず其理由は壹ヶ月百分の一半に當る利息は自から海上危険に對する料金に相當するを以てなり

○廈門

廈門は福建省泉州府同安縣廈門廳に屬する互市場にして金門島より鷺江に入ること十一海里廈門島の西端にあり居留地及び市街は海を隔てて鼓浪嶼に對す港は内外を區別し内港の錨地は鼓浪嶼と廈門島の中間に在りて頗る良好なり

廈門島は周回四十哩に過ぎざる島嶼にして至島殆んど巖石より成立し耕耘を施す所甚だ少なく市街附近は概ね墳墓を以て繞らし新たに市街を擴張すへき餘地を存せず對岸にある所の鼓浪嶼は周回漸く三哩に過ぎず然れども不潔なる支那市街と隔絶し風景も亦た佳良なるを以て外國人は多く商店を廈門居留地に置き住宅を鼓浪嶼に置

廈門港畧圖



五十六

けり

厦門附近にある河流は龍溪なりとす龍溪は龍巖州寧洋縣の九鵬溪及び同州の鴈石溪より發源し曲折南流南靖縣の雙溪より來るものは漳州府治を流下し三汊に會し遂に海に注ぐ漳州府治は厦門を距る二十四海里なる龍溪の上流にあり中間石碼司と海澄縣治の二市街ありて水路運送の業は甚だ盛んなり

電信は支那陸線の外大北大東兩電信會社の海底線ありて香港及び上海に連絡す日本との通信料は毎語一元〇八仙なり

支那郵政局あり英國郵便局あり万国聯合郵便に依り各地に發信するを得べし又日本郵便局あり總て内地と同料に依りて日本の各所に通信をなすの便あり

定期として瀛船の當港に出入するものは我會社の香港淡水線日本郵船會社の香港浦鹽線得忌利士瀛船會社の香港淡水線香港安平線香港福州線にして其他招商局の常設上海厦門線あり怡和太古兩洋行船の印度南洋に出入するもの及び北清より出入するものあり製茶期節にありては北米の郵船にして臨時寄航して之れを搭載するものあり

厦門附近に來往する小瀛艇は其數十三隻にして左の四線路に別る

一厦門石碼線(漳州府治を距る十海里の所にあり)瀛艇五隻英商太古洋行の順發號同商臺灣記の新馬號同商捷記の海棠號同商芳記和順共有の雲電號清商捷記の海珠號にして其噸數は二十一噸乃至二十八噸何れも普通毎日一來往の航海なれども時どしては石碼に一泊するとあり

二廈門石灣線(同安縣治を距る三海里半の所にあり)瀛艇三隻英商太古洋行順利號同商芳記和順共有の逐電號同商臺灣記の金溪號にして其噸數は二十六噸乃至三十一噸何れも普通毎日一來往の航海なれども時として石灣に一泊するとあり

三廈門安海線(泉州府治を距る六十海里の所にあり)瀛艇三隻英商萬發の萬發號同商臺灣記の仁和號清商陳阿順の順德發號にして其噸數は三十一噸乃至三十六噸何れも毎日一來往の航海なれども時として安海鎮に一泊するとあり

四廈門泉塗線(泉州府治を距る陸路五十海里水路約八海里の所にあり)瀛艇一隻清商陳阿順の順戎發號噸數四十五噸隔日兩地着發

各港間の運賃は石碼石灣行何れも下等十五仙外人一元安海行下等三十仙外人一元泉塗行下等五十仙官船は甲板下にあるを以て殆んど一人の乗客を見す

民船は晉江縣、銅山、及雲霄の三地に於て舊海關吏員の手に由て登記せられ其印章なき限りは出港するを許さすと云ふ

民船の種類は祥芝北、大北、小北、及駁仔等の數種にして年々當地に出入する者一万二千餘噸に達し其内七割七分は泉州を經由して臺南に往復し五分は澎湖島に至り八分は北清に向ひ五分は泉州に航し五分は南澳島及汕頭に往復す廈門より北清に至る民船は大概商買の所有に係り往路は砂糖及雜貨を輸送し歸路は綿、落花生油、穀類及薑餅を輸來するを常とす一航海約四ヶ月を要すと云ふ又當地より臺南に至る民船は往復共雜貨を積載し一航海二ヶ月を要すと云ふ

噸税は半々年毎に海關に納むるの規定にして大橋の下に於ける橫梁の長さ一呎に付

銀五匁を收むるものとす而して其長さ十呎迄は税額の四割を減し十呎以上は其五割を減す

當港には水先人三人あり水先料は登簿六百六十噸以下の瀛船にありては片道十元なり登簿六百六十一噸以上の瀛船に在りては每一噸一仙五厘水先人は其收入金の一割を港長に納むるものとす故に港長との圓滑を望まば航路を熟知するも水先人を雇ふを以て利益なりと云ふ

廈門の戸數は概略八九千の間ありて人口は九万六千乃至十万と稱す居留地として現に存在せるものは英國居留地の一つあるのみにて港外に接したる所に日本專管居留地あれども海面の埋立てをなすにあらざれば其用をなさず地價は其居留地區内に於て地主たる土人との間に協議し之れを買収するの約定なりと云ふ鼓浪嶼は宛然居留地の實をなすも表面上未だ居留地にあらす排水工事道路修繕等は在住者の協議に依りて一戸毎月五元を捐金して之れを行ふと云ふ

廈門に於ける招商局太古洋行の陸上設備は太古の倉庫は二層建ちにして縦二十六間横九間のもの二棟と容積千噸前後の躉船一隻を繋ぐ招商局の躉船の容積は太古と稍同積のものにして倉庫は太古に比し遙かに小なりとす

荷物受渡しの習慣は汕頭と稍同一なり然れども上海以北より來るものは倉庫内に於て受渡しをなすの期限を一周日と定め之れを經過する時は一日につき平均一個の倉敷料は兩の五分を取立つる規定なりと云ふ

輸出重要物産は砂糖、麻袋、煙草、陶器、玉葱、茶の類にして千八百九十九年の税關報告に依

れば砂糖十六万三千九百十九担、麻袋七十一万〇八百五十個、煙草一万四千九百七十九担、陶器一万四千四百六十三担、玉葱一万千〇三十七担、茶一万〇五百九十四担(一万担以下を略す)なり

輸入重要物産は米、苳餅、苳麥、麥粉、石油、綿糸、金巾、印花布、阿片の類等にして同千八百九十九年税關報告に依れば米百三十万九千〇五十四担、苳餅六十四万三千五百五十九担、苳六十三万三千九百三十六担、麥及び麥粉二十六万七千八百八十九担、石油三百一十一万二千二百十八ガロン、綿糸六万千八百十八担、金巾綾木綿、印花布十八万四千八百二十六反、阿片三千五百八十担(其他十万担に滿ちざるものは之れを略す)なり

同千八百九十八年の輸入総額は千五百十六万八千八百〇五兩、同輸出の額は二百二十九万七千〇五十七兩、再輸出四百二十万七千五百〇二兩にして輸入の超過額は實に八百六十五万七千二百四十六兩なり、千八百九十七年の輸入超過は八百〇九万五千五百五十四兩、千八百九十六年の輸入超過は七百三十六万六千六百二十一兩にして年々斯く輸入の超過するは種々の方面に依りて補償せらるゝならん然れども新嘉坡、馬尼羅、臺灣、香港西貢の出稼人の利益を確かに其一財源なるべし

廈門日常の通貨は何れの銀貨にても大小に論なく悉く流通せざるはなし、其中尤も流通高の多きは我が一圓銀なり、當地三井物産會社員の推算にては福建廣東の兩省中に流通する日本銀貨は殆んど四百萬元ならんと云へり

支那銀兩と日常通貨の換算相庭は滙豐銀行券百元は七十三兩三錢に當り、日本銀貨百元は七十二兩九錢乃至七十三兩二錢、墨銀英一銀(新嘉坡通貨)百元は七十二兩五錢乃至

七十二兩七錢なり

海關兩と普通兩との差は一割なれども中間に立つべき墨銀の換算に海關と民間とは相違あるを以て遂に一割二歩六厘の差を生ず例すれば新秤にては七一、六なるに市秤七三、三なり、此の差に一割を加へたるものは海關兩なり、即ち墨銀にて百五十三元六十三仙七厘は海關百兩に相當し、百三十六元四十一仙は民間兩に相當するを以て其差一割二歩五厘九毛強なり

洋銀行の貸附利息當座定期の預金利息は香港汕頭と大同小異なり、支那銀行と錢莊とは其數大小二十餘あり、上海、香港、福州、汕頭等の各地へ爲換の取組をなし、其他普通銀行の業務を營む貸附の利息は年利一割乃至二割半、預金は當座にして尙ほ年利六分乃至八分のものあり、又習慣に依れば一ヶ月の預金にして五月十二月の二ヶ月は利息を附せざる例なるを以て、這二ヶ月間は預金を取戻して他に融通を圖るもの多しと云ふ、且つ當地錢莊は概して投機的のもの多く爲めに年々破産するもの多し

船渠は廈門新船渠會社にて一個を有し、乾燥門扉装置にして凡て花崗石より成り、長さ渠底三百四十呎幅(渠口)上部六十呎下部三十二呎水深は高潮にて約十六呎とす、機械其他の設備大船の修繕をなすに適せず、入渠料は一日

船舶総屯數	料	金	(滯渠毎一日に付)
二〇〇噸及其以下	八〇弗		五〇弗
二〇一噸至三〇〇噸	一〇〇弗		五五弗
三〇一噸至四〇〇噸	一二〇弗		六〇弗

四〇一噸至五〇〇噸	一三〇弗	六五弗
五〇一噸至六〇〇噸	一四〇弗	七〇弗
六〇一噸至七〇〇噸	一五〇弗	七五弗
七〇一噸至八〇〇噸	一六〇弗	八〇弗
八〇一噸至九〇〇噸	一七〇弗	八五弗
九〇一噸至一、〇〇〇噸	一七五弗	九〇弗
一、〇〇一噸至一、一〇〇噸	一八〇弗	九五弗
一、一〇一噸至一、二〇〇噸	一八五弗	一〇〇弗
一、二〇一噸至一、三〇〇噸	一九〇弗	一〇五弗
一、三〇一噸至一、四〇〇噸	一九五弗	一一〇弗
一、四〇一噸至一、五〇〇噸	二〇〇弗	一一五弗
一、五〇一噸至一、六〇〇噸	二〇五弗	一二〇弗
一、六〇一噸至一、七〇〇噸	二一〇弗	一二五弗
一、七〇一噸至一、八〇〇噸	二一五弗	一三〇弗
一、八〇一噸至一、九〇〇噸	二二〇弗	一三五弗
一、九〇一噸至二、〇〇〇噸	二二五弗	一四〇弗
二、〇〇一噸及以上	二三〇弗	一四五弗

南洋出稼者事情

船体塗色及船底金具仕替に對する特別工料は此他たるべし

廈門及汕頭より南洋に出稼するものは年々幾万なるを知らず其搭載の爲出入する船舶亦頗る多し是の事情に關し在廈門三井物産會社店員の取調られたるは左の如し

廈門及汕頭港より海峽殖民地地方に出稼するものは一ヶ年凡十萬に及び歸航者亦七八萬に至り又該地方に永住の計をなせるものは既に四百萬に達するの有様なり

當航路は従前より概ね新嘉坡在住の英籍支那人に由りて營まれ洋商も時々之を試みて支那商等の妨害に遇ひて利益を得ざりしも近來に至り太古洋行徳記洋行(英商)は新嘉坡英籍支那人なる鴻記洋行と同盟し若し三行の漁船同時に該地方に向て出帆する場合に於ては運賃を一定し競争を避くるの締約をなせり然れども常に該地方の航海をなすは右三行の中に於て鴻記洋行のみにして他の二洋行は出稼時期に臨時廻船をなすに過ぎざるを以て勢力の過半は鴻記洋行の掌裡に歸するものとす鴻記に次て常航海をなすものは振昌萬記あり共に新嘉坡英籍支那人にして前記三行同盟の外に立ち廻船す

第一出稼人の概況

廈門及汕頭より海峽殖民地行乗客を區別すれば

(1) 自費渡航	ROI	全	補償契約未済
(2) 前貸渡航	ROI	全	被償契約未済

(1) は各自宿料運賃其他諸費用の全部を自辨し渡航するものにして被償契約未済者多の二種にして

分を占め換手人即取扱問屋より船切符を買受け乗船するものとす然れども其数は第二の渡航者に比すれば極めて甚なし

(2)は客頭即周旋人か海峽殖民地地方より労働者注文の無有に係らず内地に於て出稼労働を爲し相當の應募者を得て厦門汕頭に連來り客館即旅府に投せしめ換手人より其人員に對する乗船切符を借受け出稼人と同船し脱船なき様監督して白南又は新嘉坡に渡航するものにして注文ありたる労働者なれば直に其注文主へ引渡し立換諸費用及手数料を得て直に歸港するものとす若注文主なきものなるときは普通新嘉坡に住する客頭に讓渡するものにして直段の相談不調の場合には労働者の需用地に進み賣渡代金を得て直に歸港の上前の乗船切符代を換手人へ仕拂ひ更に第二の募集に着手するものとす

汕頭よりの出稼人は純然たる人身賣買にして新嘉坡に着するや否や悉く客館に賣渡され牛馬に均しき待遇を受け各地に配付護送せらるゝものなりと云ふ故に右客館を稱して猪仔館とも稱す

第二種の出稼人は總乗客中十分の九を占め其内被備未済の分多分なり

如此にして各々労働に従事し暹羅及磐谷地方に於て錫の採掘染料の採取新嘉坡地方スマトラ等にては芫葉、檳榔實と甘密と混和せし一種の豫防薬にして臺灣に多量を輸入するもの(染料製其爪哇にては製糖業を主なる業とせり)

出稼人の大部分は無一文の徒にして各其任地に到着し職業に従事する迄に十五弗以上二十弗の借金あるを以て勞銀を以て之を拂ひ一ケ年にして漸く四十弗乃至五六十

弗を貯蓄して歸國するものとす

其労働地は

錫及染料 吉籠、大白蜡、小白蜡(白南)

咬脚、鄰喇、暹羅

煙草、芫葉 スマトラ、ホルチオ

砂糖 爪哇

等にして汕頭出稼人は主にスマトラホルチオに行き耕作に従事し厦門出稼人は十中七迄錫採掘の業をとる

換手人とは乗客問屋の如きものにして小なるを棧間と稱す換手人は船主若くは汽船代理店と乗客の數及運賃を契約し約定時日中に到着せば即日若くは翌日迄は出帆せしむる様實行すへきの責任を有するものにして各客頭を使用して出稼人の乗船を勉むるものとす故に相當の信用資格を有すへきは勿論なりと雖其收益極めて多く時に或は客頭へ貸流れ或は乗客數豫定に充たす損失を招くとあるも平均にて餘あり従前外商等は此換手人を用ひす直接客頭を使役して廻船を試しと雖も換手人の妨害と客頭の不信用なりし爲乗客集らず且貸倒れ多く悉く失敗に終りたり而して今は鴻記、振昌の二店を除くの外英籍支那商も是を用ひ

現今厦門に於ける主なる換手人を舉れば

德記洋行 (英商)
萬記號 (新嘉坡)

仁記	資記洋行	(獨商)
錫記	怡和洋行	(英商)
太古洋行	太古洋行	(英商)
德記洋行	德記洋行	(英商)
資記洋行	資記洋行	(獨商)
怡和洋行	怡和洋行	(英商)

客頭は労働者の注文有無に係らず資力融通の可及的全力を擧て内地より出稼人を募集し厦門、汕頭の客館に引連れ最悪き最低廉なる濠船の換手人に就て相談を爲し運賃は歸航の上仕拂ふの約を以て船切符を借入れ出稼人を監督して乗船し需要地に向ふものとす故に船主と雖此周旋人に對しては運賃を免除するを例とす此數厦門のみにて實に百四名の多きに達せり

第二航行濠船

該地方は厦門汕頭より常航海をなすは左の七隻なりとす

船名	登簿噸數	船主	取扱店
豐盛	一、一七四	新嘉坡	厦門 鴻記
豐裕	一、一七一	新嘉坡	汕頭 福昌棧
豐隆	一、四三四	豐源	香港 裕德盛
豐楊	九八四		白南 孟記
			厦門 振昌

漳福建	九五六	新嘉坡	汕頭 福昌
		合隆	香港 恒盛
			白南 萬喚
漳州	一、二一三	新嘉坡	厦門 萬記
雙隆	不	明	汕頭 福昌
			香港 恒盛
			白南 瑞週

太古、德記、其他の洋商は三月より六七月迄の間即出稼最多の期間のみ回航するものにて汕頭德記洋行も亦之に倣へり

第三貨客運賃

乗客運賃は常に換手人と船主にて取極むるものにして兩三年の平均は新嘉坡行内六弗内外白南行七弗半内外とす食料は總て換手人の負擔にて若船賄となすの場合には一人前一弗(昨年迄七十五仙なりしも今春より増額せり)を船主に仕拂ふべきものにして船主は船内買辨に一任するの慣例なり

昨年中の最高運賃は新嘉坡行七弗半にして最低五弗なりき
 本年は新嘉坡行二隻五弗二十五仙二隻五弗五十仙にて約定を見るに至れり
 貨物運賃は該地方に四百万人の移住者を有するを以て其日常品、陶磁器、鉄器、茶、紙、酒、雨傘、麻、袋、木綿、及建築用煉瓦、石材等の多くは是を厦門汕頭に仰くと雖船脚を作る位に過

さすして甚多からず

廈門油頭より新嘉坡行貨物運賃は今年多少上騰して

包種茶	一箱	廿五仙
敷煉瓦	十二吋×十二吋千枚	八 弗
全	十四吋×十四吋千枚	十六弗
石材	一才	五十仙
傘	六立方呎	一 弗
陶磁器	三立方呎	六十仙
紙	百斤	七十弗
雜貨	一噸	五弗半

等なりとす

復航貨物は米、錫、海産物、木材、煙草、籐、砂糖等にして香港に輸入するもの極めて多量にして常に滿載の好況なりとす

第四乗客の數

年	廈門より 海峽殖民地 行	廈門より 「マニラ」行	廈門より 香港及支那 諸港へ	合 計	海峽殖民地 より廈門へ	「マニラ」よ り廈門行	香港及支那 諸港より 廈門へ	合 計
千八百九十年	四、七三三	一、五五九	一六、四一五	七〇、六九七	二七、九七七	七、九九五	一八、三六一	五四、三三三
千八百九十一年	四七、九三四	九、八三六	二四、五三三	八三、〇三三	二七、四〇〇	六、九三六	二〇、八五六	五四、一五四
全 九十二年	四八、六六六	九、七三三	二四、九四八	八三、三四四	二〇、五五九	一〇、〇六〇	一九、五九三	五四、二七七

昨年度廈門より出稼乗客及海船噸類を月別に表示すれば左の如し

月次項目	海峽殖民地へ	全地より香港及支那各港へ	合 計	海峽殖民地より	香港及支那各港より	合 計
一 月	五、〇〇〇	九、三三四	一四、三三四	三〇、四五四	二、八三九	三三、二八三
二 月	七、二九九	一六、一五四	二三、四四三	六、七四三	五、五六一	一二、二五四
三 月	六、〇三三	二一、〇四六	二七、〇七九	一〇、六五五	五、一三三	一五、七八八
四 月	五、九六四	一八、〇三三	二四、九九七	九、八三三	四、八七六	一四、七〇九
五 月	五、〇〇〇	一八、〇三三	二三、〇三三	九、八三三	四、八七六	一四、七〇九
六 月	七、二九九	一六、一五四	二三、四四三	六、七四三	五、五六一	一二、二五四
全 九十二年	四八、六六六	九、七三三	八三、三四四	二〇、五五九	一〇、〇六〇	三〇、六一九

七	月	九	一〇、二九一
八	月	四	四、九三〇
九	月	七	九、二三九
十	月	一一	一三、九一五
十一	月	八	一二、〇二二
十二	月	七	一四、三七八
			四、五八八

第五寄港地

厦門を起點として出發前汕頭香港に於ける貨客募集の見込を問合せ兩港に寄港すべきものなりと雖も汕頭は必ず寄港せしむるを習慣とす夫は同地より不絶相當の貨客あるに由るとするも香港の如きは假令幾分の貨客あるとするも新嘉坡地方行漁船にして清國移民を搭載するの場合には移民條例に於て種々の面倒を蒙るを以て普通寄港を見合すべきものとす

而して新嘉坡に進航し瓜哇及近傍行貨客を卸し更に同地にて白南行貨客を積取り同地に向ひ同地より錫、染料、籐の貨物と歸郷乘客を搭載し新嘉坡に立寄り米、綿、砂糖及乘客を搭載して歸航の途香港に廻航し砂糖の全部及米綿並に汕頭行乘客を卸し更に厦門行麥粉綿糸米其他の雜貨を積取り歸航するを常とせり其復航の際は汕頭行貨物少量なるを以て大抵香港に於て貨客を卸し寄港せしむる事極めて稀なりとす此航海日數を略記すれば十哩の速力を以てせば白南往復二十五六日を要し十二海里なれば二

十三日を要すと云ふ

又各寄港地の碇泊時は貨物の多少により一定せずと雖も普通

往航の際

汕頭	半日	(其朝入港午後出帆)
香港	一日	(往航には寄港すること稀なれども若し寄港せしときは入港の翌日出帆)
新嘉坡	一日	(入港の翌日)
白南	三日	(積卸共)
復航の際		
新嘉坡	二日	
香港	二日	
厦門	四日	(積卸共)

にして復航の際は貨物多量なるに由り荷役碇船を要する事多しとす故に此碇船を各港に要せし際は大抵一航路三十日内外を費やすべものとす

右は英籍支那人の現に廻船しつゝあるものにして洋商は普通新嘉坡を以て一方の起點となし白南に廻航せしむる事極めて稀なりとす要するに新嘉坡は出稼人の集散地とも稱すべき地位に立ち各出稼地とは不絶小形漁船の往復あるを以て船主は白南より雜貨積取るよりも猶ほ且利益なる瓜哇糖或は新嘉坡より雜貨及乘客を積んで歸航する方法を取るべきものとす而して此航路臨時廻船の方法は

歐洲經由米國行漁船を厦門に寄港せしめ米國行烏龍茶及新嘉坡行乘客を搭載して

- 香港を経て新嘉坡に寄港せしむ
- (二) 西貢盤谷行にして新嘉坡行石炭を搭載せしめ中甲板に客貨を積取る事として厦門に寄港せしむ
- (三) 瓜哇行砂糖積取船の往航を厦門汕頭に寄港せしむ
- (四) 牛莊より厦門汕頭に入港せしものを新嘉坡に廻船せしむ
- 太古洋行、德記洋行、寶記洋行、怡和洋行等の廻航方法は略は前記四種の方法を出てざるものとす

(一) の場合には汕頭に寄港せしむる事皆無なりとす是れ船体大にして汕頭入港に利便を欠くるか故なりとす

第六船主の注意及準備

- 船主は新嘉坡地方へ清國移民を搭載廻船せしむるときは
- (一) 船窓多き漁船を廻航せしむること
- (二) 可成大形なる事
- (三) 藥料を完備すべき事
- (四) 船内を清潔にする事
- (五) 厦門と汕頭より乗客を區別し同一室に乗込ませざる事
- (六) ロイドの検査合格船を廻航せしむる事
- 若し是なきときは厦門に於てサーベヤーの証明を有する事
- (七) 飲料水、白米、薪炭、魚類(鹽漬)野菜を充分用意べき事

(八) 新嘉坡到着の上船内検査吏、醫師、及支那出稼人保護官の三名へ内密に收賄を爲すべき事

但船内検査吏

- 醫師 十弗より二十弗
- 支那出稼人保護官 二十五弗より五十弗
- 十弗より二十弗

(九) 便所の準備を爲すべき事但し百五十名に對し一個の割

(十) 臨時船内買辦を厦門にて雇入れ乗込ましむ乗客の監督及本船賄を要するものあるときは是を引受せしむ一航海百弗を給與せば五六名の支那人を引連れて雇入せらる

(十一) 漁船入港の上は直ちに貨物而已の積取を爲し税關官吏へ其旨を通知し承諾を得之始めて乗客を積取るべきものとす一方には出稼労働者の人名簿を支那字にて明記し婦人及十二才以下の童子は英文にて記し調製すべきものとす乗客の積取完了すると同時に英領事指定の醫師の來診を請ひ藥料及人体検査を受けて後英領事より健康証を得ざるべからず同時に日本領事館より官吏の出張を乞ひ船体及食料其他の準備品の検査乗客の過大なるや否やを判定し後別記サーチャージト及出港免狀を得て本船の出帆を爲すべしものとす

今英獨領事の食料品其他の準備制限を示せば新嘉坡自南行漁船は左の用意を要すべし

旅	客	米	魚	鮮	菜	薪	水
---	---	---	---	---	---	---	---

五〇〇	六〇	一五	六〇	九〇	六、〇〇
六〇〇	七二	一八	七二	一〇八	七、二〇〇
七〇〇	八四	二一	八四	一二六	八、四〇〇
八〇〇	九六	二四	九六	一四四	九、六〇〇
九〇〇	一〇八	二七	一〇八	一六二	一〇、八〇〇
一、〇〇〇	一二〇	三〇	一二〇	一八〇	一二、〇〇〇

今若し船賄となす場合は少なくとも右の割合にて準備を要すべしと雖も各洋商は普通換手人賄となすべきに由り唯た飲料水の準備を要すべきものにして他は換手人に於て調達すべきに由り船主は是れを監督調査するに止まるなり

第七引合並取扱方法

海峽殖民地地方行乗客の引合を爲さんとせば必ず先づ廈門、汕頭に於て換手人の手を経るにあらざれば非常の失休を醸するに至るべし何となれば廈門殊に汕頭よりの出稼人は其出發前赤手無一文の徒にして普通客頭即ち周旋人の保証を以て換手人より運賃の立替を爲さしめ出發するものとす故に假令確實なる客頭を得るも換手人なき時は運賃不渡の危険に陥入したる前例甚とせず故に先づ確實なる換手人即ち問屋と永くとも二週間の先きに幾名以上一名に付運賃幾弗と云ふの約を爲し締約時日に該船の入港あれば一日中に出帆せしむるを常とす而して若し乗客が締約人夫に満たざる時は換手人は締約人員に對する運賃を負担すべきものにして超過したる際は其超

過人員に對する分も共に船主の收得なりとす

荷物は普通船主自身にて蒐集すべきものにして換手人を經るを要せず

運賃の受授は少くも一ヶ月以内にて定了すべきと雖も當初の契約如何に由るべきは勿論なり而して廈門或は汕頭にて充分の引合口を有せざる時は其他の諸港に於ける見込を問合せ若し廈門及汕頭に於て兩港にて同一條件の下に契約するを得ば元より十二分の成算あるべしと雖ども廈門或は汕頭の一港に於て相當の成算あるを得ば其他の一港は該船廻航の際に於て猶且つ相當貨客を蒐集するを得べき現狀なりとす

○出稼人搭載規定

支那出稼人搭載に付清國海關より左の法令を發布せり

一、新嘉坡、暹羅、交趾支那、及海峽殖民地へ支那出稼人を運搬せんとする船主又は代理者は其旨所在の税關に届出べし

一、如何なる船舶と雖登簿噸數二噸に付乗客三人を限りとし之に超過せしむるを得ず税關に於て船舶客積を再測せんと欲するときは之を拒むを得ず而して其費用は船長の負担とす

支那人料理番及荷物方も旅客人數中に計算す

一、中甲板は全積を存し貨物及貯藏品を積載すべからず中甲板なき船にありては全船を通して高さ七尺の空積を設け旅客及手荷物の積とし其以上貨物の積載を許さず

一、上甲板には貨物を積載すべからず船の運用に差支なき限り旅客の積とすべし

一、新嘉坡及柴棍に赴く船舶は乗客の爲に十分の清水米及適當の食料を廿日分備ふべし

暹羅白南、及海峽殖民地に赴くものは全上三十日分を備ふへし而して何れも適當なる
装置の厨房及庖厨を十分に備ふべし
一、貨物積切に至らば船主若くは代理人は税關に旅客積載の準備整頓せるを報知すべ
し税關は此報告により検査吏を派出すべし、而して此検査未済の間は旅客及手荷物の
積載を許さず

一、税關より乗客の數を示せる認許證を船主に交付するを以て其以上搭載するを得ず
又旅客は悉皆抜鋪前に本船に乗組ましむるを要す
認許の數を超過したるときは一人に付十弗の罰金を徴すべし

○漳 州

清 國 海 關

漳州府は龍溪縣に治し福建省に在りては興化に亞て比較的開潤なる地方とす九鵬溪
は遙かに縣治の東方を流れ雙溪は縣治城壁の西方に沿ふて流下し三汊に會流して始
めて龍溪の名あり之れより石碼海澄を経て海に注ぐ
城郭の北方雙溪に架するものを古橋と稱し南方に架するものを新橋と稱す是れより
雙溪を下る約三十清里にして石碼市あり石碼市より廈門に至る十四海里毎日小漁艇
の往來あり漳州より雙溪を溯る約三十五海里龍山あり川船を使用するを得べし龍山
より約十五海里水頭あり小川船を使用するを得べし
九鵬溪俗に北溪と稱するもの其流域は雙溪よりは遙かに長大なれども舟楫の便は詳
かならず却て其支流に在りては二三十海里舟楫の便ありと云ふ

早路即ち陸路の交通は北東に同安、安溪、永春及び泉州府を通する道路あり南方漳浦の
道路あり西方平和の道路あり北西永定及び龍巖州に通する道路あり
廈門石碼間小漁艇は支那人十五仙歐米人及び日本人は一元石碼漳州間舢板貨は乗合
支那人五六仙に過ぎず外國人片道借切一元往返借切一元六十仙石碼に於て小輪船よ
り上陸する舢板貨五六文
漳州の人口十萬と稱す戸數は目測によれば城内五千戸城外三千戸都合八千戸位とな
るべし石碼の人口は二萬と稱す戸數は二三千には足らざるべし
漳州府城内の間屋にして重立ちたるものは油、砂糖、錫釜、麻布、紙、薪炭、竹葉、間屋等にして
取引甚だ盛と見ゆ然れども當地は唯た附近の市街村落より茲に集め、茲より散するに
過ぎずして廈門とは直接に取引をなさず必ず石碼の商人を介して諸品を交換するの
習慣なり近來に至りて始めて外國取引の必要を感し府内に中西書院なる英語學校を
起し日本人清水某氏を聘して其教師となせり
城内は夫の髮賊南下最終の地にして城内は兵燹に罹り其三分の一は空地たるに拘ら
ず興化泉州(泉州は聞くが儘記す)に比較して商業には生意勃々たるものゝ如し
又聞く處に依れば廈門を經由して諸方に輸出する砂糖の製造高は一ヶ年四五萬担
なりと云ふ四五萬担の量は少しく誇大に失するの嫌ひあれども兎に角砂糖問屋
が廣大なる店舖を構へ壯大なる倉庫を有するもの軒を並べたるより視るも隨分多數
なる製造品を引取るの資力あるものと思はる
當地方日常の通貨は銅銀と圓銀にして圓銀は日本銀貨を以て最多數とす小貨は湖

北、日本、福州、のものを嫌ひ香港、廣東、銀を喜べり

○福州

福州は福建省福州府閩縣治下の通商港にして千八百四十二年の南京條約に依りて開港場となり其位置は閩江口を距る三十四哩の處にあり外國人居留地は南臺と稱し對岸にあり江に石橋を架す萬壽橋と云ふ城内の人口約三十万城外三十万合計約六十万と稱す市街は狹隘不潔なりと雖も厦門に比すれば遙に勝れり且城外は菜園田圃相連り樹木多く甚た風景に富む東門外には硫黃質の温泉ありて浴客常に絶へず氣候温和にして頗る健康に適すれども只夏季稍暑きに過ぎ六七八月間は九十八度に達するとあり

廣東、兩廣、江西、江蘇、安瀾、浙江、安徽、湖南、山陝、及奉直の十會館あり、廣東會館は會員の商業高の万分の五を會費として徵集し兩廣會館は普通會館事務の外宗教上の集合及懇親會等に用ゆ江西會館は重に財務上の事を處分す各館の會費は太抵商賈より其業務の大小に應じて徵收するのみならず福州に出入する總べて文武官よりも徵收すと云ふ、漁船碇泊地は下流九連の馬尾にあり(羅星塔、錨地と稱す)閩江の潮流は急激なるが爲めにジャンク船及舢板の往來甚だ困難なりと雖漁船は此患なし然れども馬尾の上流は水淺くして低潮二呎に充たざることあるを以て小漁艇と雖も時に膠砂の處ありジャンク船は太抵潮に従ひて上り萬壽橋下に碇泊す帆檣林立の觀あり福州附近及内地は山岳重にして車を通ずると能はず又牛馬を以て貨物運送を爲すものなく僅に人背に因り運搬するに止るを以て通路亦從て狹少なり然れども土人は能

く之を修築し大道は總て花崗石を敷き蜿蜒數十里に亘る河川の交通は閩江及其支流は建寧、邵武、將樂、沙尤溪、及永福に舟楫を通ずるを得又閩江を遡ること五十哩の水口に至る間は小漁艇の往復するあり

郵便は支那郵便局及英國郵便局あり電信は大北電報局及中國電報局ありて各地に通ず電話も又南臺に住する洋商等の組合にて架設し相互の利便に供せり

海路の交通は甚だ不便にして定期發着船はトクラス漁船會社の(代理店義和洋行)海澄海壇の二隻一週一回厦門汕頭を経て香港に至るものと招商局漁船と海琛か凡そ十日一回上海に往復するものにと止る日本郵船會社の香港浦鹽線は當港に寄港しつゝありしも本年三月頃より之を廢せり其他上海若くは香港に至る船舶の臨時に寄港するもの屢々あり殊に茶期に至れば歐米に廻航する漁船も寄港し出入の數此時に於て年中の半を占めり

ジャンク船の交通は頗る多く精確の統計なしと雖年々の出入二千隻内外に及ぶと云ふジャンク船は其所屬地方により塗色に別あり

- 一 寧波ジャンク(烏舳)
- 一 廣東ジャンク(紅頭)
- 一 福建ジャンク(綠頭)
- 一 臺灣ジャンク(白底)

出入船舶の五割は寧波船して土船廣東船之に次ぎ臺灣船は僅少なり寧波船は福州、寧波、膠州間を一ケ年に三航海す其積載貨物の輸出は木材、紙、符等にして輸入は綿布、米、油、蠶魚等なり福建船は主に北方天津牛莊に至り一航海殆んど一ケ年を費せり主要の輸出品は木材、紙及符等にして輸入は果物、薑、薑餅及藥材等なり泉州船は亦綠頭の部に屬

し主として福州臺灣の間を航海し木材雜貨を以て砂糖及鹽等と交換し來る廣東船は從來南部の運送に従事せしも近時南方の海船業の發達に伴ひ其業務を奪れたるが爲め福建船の獨占航路たりし北方に向ふて漸次侵入するに至りたりと云ふ而して臺灣船は北部臺灣と福州とを連絡し米砂糖を賣して木材と交換するなりと云ふ、水夫の定員は船の大小に由り一定せざるも小船は二十名大船は三十名位なり其給料は一ヶ月二弗にして私有の分として船積の幾分を受け船頭は利益の配當に與り定りたる給料なきを常とす

福州に於て最も重要なる産物は茶及木材兩種とす

茶は閩江の上流建寧地方及北福寧地方に産し一ヶ年三四十万担に達し建寧其六分を占む其福州市場に出すには建寧よりすれば閩江に由て搬下す運賃一箱六十仙を要す福寧より來るものは人肩に因るを故に運賃極めて高く一箱七十仙より一元七十五仙に至る其買入は生産地に於ける茶客(問屋)と福州に於ける仲買との媒介により行はれ福州にある外國茶商は仲買より庭受取にて買入るゝを常とす而して各自製茶場を有し再製して英米に輸出するなり又露商の磚茶を製し本國に送るものあり此地に於ける茶業は近來漸く衰運に向ひ目下は其産額最盛時の三分の一に降り其原因は福州に集むるに費用多く従て原價の低廉ならざるに其製法の不完全なるに由る近來英國に於ける需用者は強き粘質ある茶を嗜好し隨て印度錫蘭等の機械製茶が最も好評なり元來ロール機を用ひて製出したるものは一槩の燃を有し且手製に比し破碎するに甚しく殊に茶葉の粘汁を失はず光澤を帯ひ外觀頗る佳なり然れども支那製茶業者

は如何なる勸誘を受くるも是等新式の製法に由るものなし福州製茶改良會社は數年前一の輕便なる機械を輸入し福州の東方北嶺に於て試製せしに頗る好結果を奏し該地方に於ける粗雑なる茶葉を變じて一担七兩の高價を得てメルボルン市に輸出したるとあり是より福州に於ける洋商及支那商は合同して一の製茶會社を起し一方に於て茶葉の培養及肥料等を講究するに至るも内地製茶業者は更に之を顧ざるか故に年々其販路の縮少を見るに至れり、木材は閩江上流より下るものにして太抵之をシャック船に積載して天津上海其他各港に出せり其シャック船に積載するに當て音に其船艙内に充たすのみならず尙兩舷側に附纏し其容積船体の三倍に等しきものを運搬するを以て運賃は亦從て低廉なり其材木取扱商人は多く密波人にして之を浙江幫と稱し當地又は山元に於て材木を買取し代金は當地錢舖より借入れ之に對して手形を振出す之を木票又は木期と稱す之に次て多額なるを千符、紙、密柑、龍眼、等とし昨年の税關報告に依れば輸出品は茶三十五万五千〇七十四担、木材三十六万六千二百二十三本、木板三十一万二千二百五平方呎、干笋六万四千五百八十八担、密柑五万八千九百九十二担、紙五万四千四百七十六担なり輸入品は綿糸、綿布、阿片、石油、錫、鉛等を主とし多くは香港若くは上海を經由し入り來れり、香港上海とは約四と一の比なり、昨年の輸入高は綿糸三万二千瓦、錫七千二百十二担、鉛二万〇六百五十六担なり而して昨年輸入總額は七百六十四万二千五百九十五兩、輸出は八百二十四万二千五百七十三兩、再輸出十五万九千二百六十兩にして出入の差七十五万九千二百三十八兩なり即ち此統計によりて見るときは輸

出超過なりと雖福建は山岳多くして米を産する少きにより此超過額は「シャック」船によりて輸入する米の價に當るものなり一昨々年の如きは氣候不順にて凶作なりしより香港より巨額の輸入ありしにも係らず一石(百四十斤)四弗五十仙より七弗五十仙の高價を現すに至れり

福州は茶期を除けば殆ど取引なきを以て金融機關も十分ならず外國銀行は只香港上海銀行(匯豐)及渣打銀行の二店あるのみにして貨幣手形の賣買亦甚不便なり橫濱正金銀行の代理店は太古洋行之を營めども只日本よりの爲替金の支拂を爲すに止る土銀人の銀行は錢樣店(兩替店)錢舖、小銀行(匯兌局)大銀行の三ありて錢樣店は銀行券の引換又は銀錢を銅錢に換ゆるを業とし不正の銅錢を混合して暴利を得たるも近來其取締を嚴重にせしかば稍其數を減するに至れり是等の店は至て小資本にして稀に五百弗に達するものあり、錢舖は其數六十内外にして二万弗より五万弗に至る資本を有し手形を發行する權を有せり該手形は小は四百文を極とし大は五百吊に至る又抵當貸を爲し年一割五分より三割の利子を徵す、匯兌局の數は六戸にして北京及各重要なる都府と聯絡を有し注として官金を取扱ふ此店にては手形は發行せずされども商品其他の抵當品に向て八分乃至二割五分の利子を以て貸付を爲せり

通貨は弗銀、小銀貨銅錢及手形にて日本圓銀五分、墨銀二分新嘉坡銀三分の割合にて通用す墨銀は之を光洋、光鷹、鷹洋と稱し(福州新議稱にて量るに七錢四分四厘)日本圓銀は之を龍銀、新洋と稱す(新議稱にて七錢四分二厘)新嘉坡銀は英一又は英洋と稱す(新議稱にて七錢四分二厘八)又市中にては棒銀又は毛洋と稱し以上の銀貨に刻印を施し或は

磨滅し又は削り取りたるもの通用す銀行其他多數の授受には秤量して受授せり銀行にては七十四兩一六を百弗とし普通取引には七十四兩〇六六を百弗とす而して海關兩は一兩五三八四とす故に海關兩は普通兩の一割三分餘を増したるものとす小銀貨は福州、廣東、香港鑄造のもの使用せらる、福州銀は福州銀元局(孫葆璽の總辦たる所)に於て請負鑄造するものにして本年より一ヶ年五萬元の税金を上納し鑄造高は僅に百萬元内外なるを以て二割の混合物を爲すの已を得ざるに至り隨て信用少なく附近一日程の處に通用するのみ同局總辦は此税を過重なりとし請負を解かんことを請願せしも許されず今後尙四ヶ年間繼續の後官業となすの約なりと云ふ銅錢の當地に流通するものは現錢と稱するもの二分市錢と稱するもの八分の割合なり而して現錢は千個にて約八斤市錢は約五斤の重量ありて銀貨一元は市錢千六十文に相當す又此他に粗惡なる私錢流通せり手形は臺伏又は番票と稱し長約八寸三分巾約三寸二分の粗紙に印形を捺せしものにて一元、二元、三元、五元、十元、二十元、五十元、百元、及千元の十種あり

福州は商業の不振と共に地價家賃の低廉を來し居留地に於て一ヶ月三四十弗を抛たば壯大なる家屋を借り得べし我專管居留地は上中下の三等に分ち上等一畝百六十元中等百四十元、下等百元とす(專管居留地は南臺各國居留地の下流河岸にあり)水先人 福州に於ける免許水先人は洋人四名支那人四名あり其水先料は左の如し

- 海よりシャープピーク迄(又は其反對) 一呎四弗
- 海より馬尾迄(又は其反對)吃水十八呎及其以下 一呎五弗

吃水十九呎以上	一呎六弗
一呎	二弗
一呎	一弗
一呎	一弗
二呎	二弗

但此漁船は潮流及通常の風に逆ひて引舟をなすを得へきものなるを要す然らざれば

上航	三弗
下航	四弗

漁船は小漁船の外總て馬尾に止まるを以て是より貨物を福州に送るに當て舢を使用するを要す而して福州にある舢は税關の登録を経たるものにして漁船より積込終れば税關出張員の封鎖を受け福州に來りて税關の検査を受ける規定なり荷受主は太抵其舢を以て積取ると雖若し遅延するときは荷受主に代りて福州に送り税關の検査を受ける後再び舢に積載し以て荷受主の來るを待つ而して舢は積取後四日間は別に料金を徴せざるを例とす然れども上海より來る貨物は船主に於て福州に送り夫より倉庫又は舢渡となす習慣なり

馬尾には税關出張所おれども貨物の陸揚を許さず但し船政局に納むる物品石炭若くは鮮魚其他腐敗し易きものは特に同地に於て陸揚するを得舢賃は一屯に付二十二仙借切一日(五十屯積)三元若力一屯に付七仙一日雇切のときは三十仙内外なり舢板はバコメより福州迄六十錢一日雇切も略ぼ等し

倉庫は大概個人の所有にして招商局は凡百四十四坪二階建怡和百十六坪の平屋造り棧橋は義和洋行にて小漁船の爲に設けたる小形のもの一あるのみ舢は波止場に横付となし貨物の揚卸を爲せり

船渠は馬尾に船政局あり船渠を有すれども官設にして軍艦の建造修繕を主するを以て商船の修繕をなしたるとなしと雖も特に依頼すれば修繕を承諾すべしと云ふ義和洋行は嘗て馬尾に船渠を有せしも今は荒廢して用を爲さず

○閩江内に於ける小漁艇

福州府に於ける閩江附近に來往する小輪船航路は左の線なりとす

其一 洪山橋水口線にして小輪船江庚江辛江癸の三隻を使用す其噸數は八九噸乃至二十三噸にして毎日兩地日發着

其二 壇頭線にして小輪船江乙一隻を使用す其噸數は五十二噸毎日兩地發着

其三 潭頭線にして江中一隻を使用す其噸數は四十二噸毎日兩地發着

其四 尙幹線其五は珠湖にして江丁江巳の兩隻を使用す其噸數は四十噸と二十八噸兩地毎日發着

水口驛は福州府古田縣に屬し其分廳の所在地にして約北緯三十六度五十分東經百十八度五十二分の所にあり洪山橋より閩江を溯ると二百浬にして茲に達す其實五十海里に足らざるべし

洪山橋は南臺居留地より大略十二浬なり南臺と福州との間閩江支流に架橋を行ふニテ所下流にあるものは萬壽橋と稱し上流にあるものは即ち洪山橋なり橋下水高ふ

して小瀛艇の之れを通航するに適せざるを以て水口通航の小瀛艇は洪山橋の上流を以て定繋場となし之より水口に溯航するものは江辛(二十三噸)江庚(二十噸)江癸(七、八噸)三隻にして孰れも福州輪船公司に属するものなり
 其中江辛江庚の二瀛艇は毎日兩地を發し常航に使用し江癸號は臨時代船又は拖帶船用に供す
 水口驛は延平福州の中間にありて夏時増水の候は古田に通ずるの咽喉なり然れども戸數僅かに三百に足らず
 洪山橋との間には毎日小瀛艇の便ありて其價四十仙陸路は諸所に斷岸絶壁をなす所ありて交通不便あり電線は延平建寧に通ずるものあれども唯た其線路お當ると云ふに過ぎず
 建寧に溯航するには風力に依ると人力を用ひて之れを拖曳するとの二方あるのみ而して水口建寧間は上航大概一週日を費す
 古田重要な産物は銑鐵にして馬尾の船政局は之れを使用すと云ふ其他は木材薪炭紙の類に過ぎず
 水口驛は船夫が日用品を賣求すると地方土産の海産物其他の雜貨とを交換するの場所に過ぎず
 日常の通貨は銅小錢にして銀貨は湖北小貨日本小貨を除くの外は福州貨と雖も此地迄は流通差支なし
 小瀛艇の船客は少なきも五六十に下らず多きも百五六十を超へざる間にあるものの

如し相應有利の航路なれども閩浙總督は此少航路に對し毎年九千元の納金をなさしめ未だ荷物の運搬を許可せずと云ふ

○興 化

興化は福建省興化府莆田縣にあり其他勢三面は遙かに山を負ひ一大灣を擁し灣口は南東に開きラムイット島を始めとして無數の島嶼は灣口に羅列す
 海壇海峽南端の「サンド」島より約十五海里にして興化灣に達し夫れより二十五海里にして三江口に達す目下支那形船の錨地にして干潮の時は一條の狹路を通し餘は悉く沙洲を露出す窄路水深は三江口に在つて干潮十尺を有し海口に在つては却て同時六尺に足らずと云ふ
 三江口より窄水路に依り若くは堤防を越へて運河に入れば七滯里にして涵江司に達す其市街は戸數四千余を有し興化府の船舶貿易を司掌する所なり之れより運河又は陸路を利用すれば興化府に達す故に興化府は海港にあらず
 現時三江附近に於ける海路の交通は舢板を使用する個所は薛及海壇島興化灣内なり(昔時は臺灣との航通盛んなりしが同島割讓後は太た寥々たりとは土人の語る所なり)戎克船を使用する個所は臺灣廈門等なり荳、荳餅、糯米の輸入は山東省の戎克船を以て最多數なりとす三江口海關吏の語る所に依れば山東戎克船は一ヶ年大略百二三十隻の出入なり而して該船が三江口に來航する順路は閩江の瑸頭に寄港し導水者を雇ひ海壇海峽を通過して茲に至るを常とす其水先料は瑸頭三江口間出入一回二十五元なりとは水先人李七徳の語る所なり

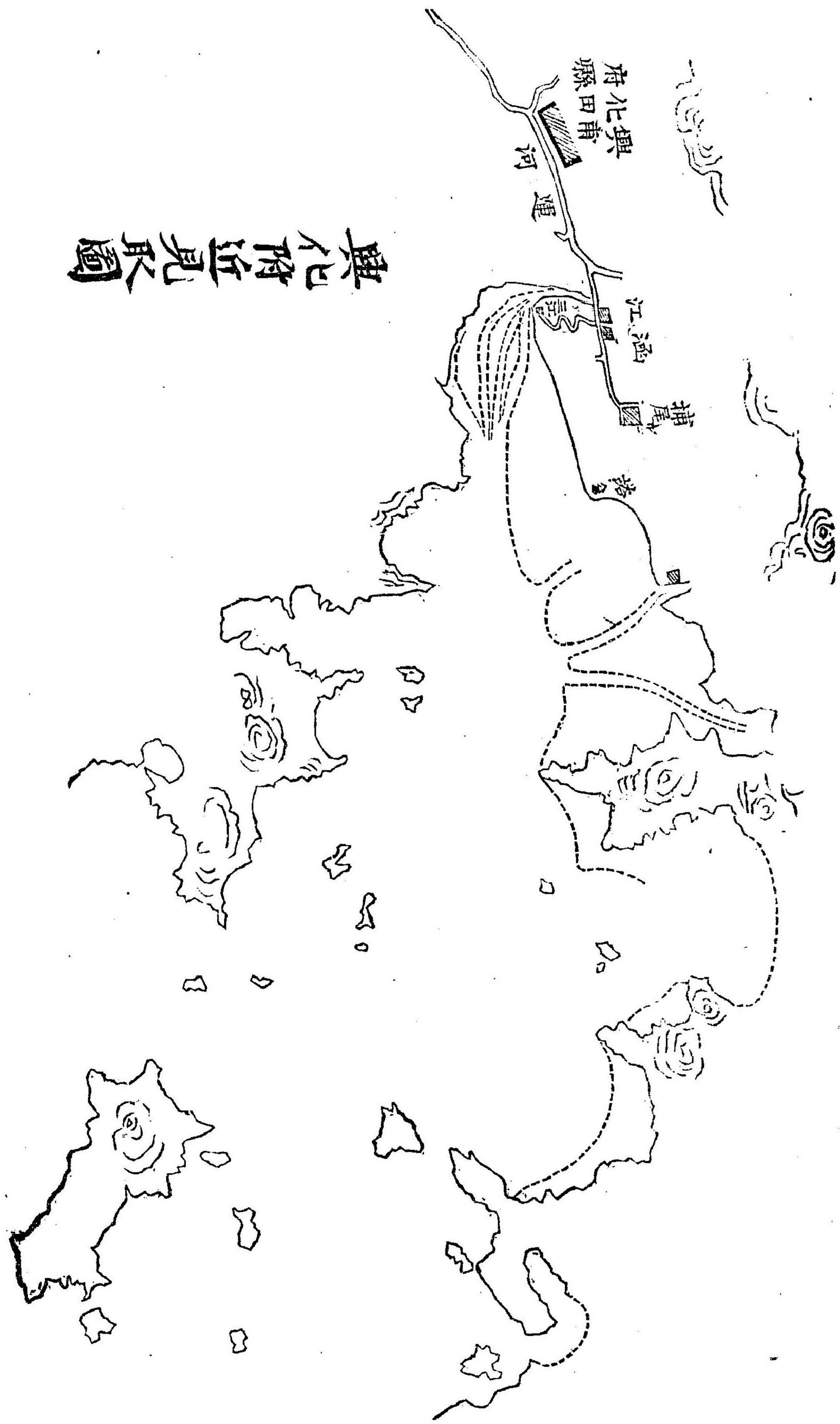
福州興化間には既に汽船の航海を試みたるものありと説く宣教師あり同説をなしたる支那官吏あり又日本人あり然るに之れが實否を確むるには數次の面倒を見たるに其結局左る事實は勿かりし模様なり

福州興化間の旅客は海路に由らずして悉く陸路に由れり故に沿道宿驛には輪あり馬あり騎馬賃は一哩二三仙の間輪夫賃は一日一人四十錢にして宿泊食料は彼等の自辨に歸す

馬尾の對岸より興化に至る沿道の宿驛及び里程を列記すれば庄口、一〇、防口、一〇、尤糗、五、相思嶺、五、埠口、八、磨石、五、船庭、四、狗吠庵、四、太平、五、火燒橋、三、高車、五、宏路、七、金印、四、下曹、三、波離嶺、五、白鶴寮、四、水返橋、四、漁溪、五、石頭路、五、蘇溪、五、銀埕、五、蒜嶺、五、頂關帝浦、七、仙嶺、五、江口埠、一五、埔尾涵江司、二〇、莆田即ち興化府治なり然れども實際の里程は是れより短からんと思はる興化府の市街は人家稍稠密なり然れども其戸數は六千を超へず人口も亦五六万の間なるべし涵江司の戸數は四千六百と稱すれども其實三千を過ぎず然れども興化府には電報局あらざるも涵江司には電報局あり三江口は興化灣の盡頭にある村落にして民家は諸所頗壘敗砦の間に散在し錯地に接する塘上には海關、監政局、鹽金卡、守備汛の四局と外に四五の民家軒を並ぶるに過ぎず

重要なる産物は砂糖、煙草、落花生、種油、乾薯、龍眼肉、荔枝、箱の類なれども其産額は詳かならず砂糖の産地は仙遊地方を以て尤も多き地方と稱す興化以東は甚だ乏なし

重要なる輸入品は米穀、豆、餅、糸、燐寸、石油、福州製作品の類にして米穀の輸入は從來臺灣よりしたるも現時は安價なる地方よりす豆、豆餅は遼東より山東船の輸入する所



興化附近見取圖

石油は厦門船の輸入する所綿糸、燐寸、福州製作品等は福州より陸路輸入し絹布及び婦人の簪、簪、化粧品等は寧波人の齎らす所なりと云ふ

興化附近の農民が農事に勤勉なるは北清長江沿岸に比較して實に霄壤の差あり然れども地勢山岳に富み平地稀れに人民多く耕地寡なきを以て糧米は居常に他方に之れを仰ぎ蠶桑興らず漁業進まず礦物を發見せず工藝に習はず輸入超過の差は福州臺灣の勞働者となりて出稼し之れを補償するの有様なり

人民多く耕地寡なきを以て土地の價は非常に騰く壹畝の價一百二十元乃至六十元なり米の收穫は一ヶ年二回して糯米五担を得るを普通とす糯米の五担は玄米の三担半に當る密柑園、荔枝龍眼肉林の地價は遙かに安價なりと云ふ

一元銀は福州銀を除くの外大概流通せり然れども小貨は廣東香港新嘉坡に限る福州銀の流通區域は四方一日程以内限り其以外に流通せずと云ふ全く混合物多く粗惡にして流通の區域廣からざる所以なり

當地錢莊間相互の取引は年利八分を超へざるも一般普通の貸借は無抵當信用貸借なれば一割二分抵當貸借なれば二割位ひなり

典舖の貸借金利は普通年利二割四分にして稀れには四割八分のもあり高利貸借は七割四分四厘のものあり福建省の規定利息は年利二割四分を超過するを許さざるを以て其以上の利息を要する時は元金授受の際其超過の利息は元金より之れを控除すると云ふ

隣邑との距離は福州府へ約二百四十清里(大義渡迄百六十清里陸路大義渡より福州迄

水路八十浬里) 涵江司へ二十浬里水陸兩路あり涵江司より埔尾三江口に至る各七浬里水陸兩路あり仙遊縣治へ約五十浬里水陸兩路あり泉州府治に至る約百六十浬里あり運賃の標準に供すべき材料なし福州興化の來往は悉く旱路に由りて水路に由らざるを以て船客運賃の標準に供すべきものなく又水路に由るの荷物は船主船長の買積に屬するを以て運賃の標準に供すべきものなし陸路運搬に使用する苦力賃は期節に依りて高低あるも大概一日四五十仙の間にして近地に使用する短工は一日二三十仙なるが如し而して近地短工に比し他の高價なるは宿泊料を見込みたるものなり三江には未だ舳板駁船の一定したるものなし船舶に使用する飲料水は三十担につき五十仙に定めたるは山東船の例なりと云ふ興化府附近の民情及興化福州間瀛船航海の利害興化府附近市街村落の荒敗したる跡を觀る毎に之れを土人に質すれば即ち曰く臺灣が日本領土に歸したるためなり其理由を説明して曰く臺灣が日本領土に歸せざる以前に在つては興化附近より臺灣人が嗜好する日用品を齎し歸路には臺灣米を購入し來りて之れを地方の粗米に供したるを以て却て福州よりは安價なる米を喰ひたるに現時は臺灣米の輸出は時に禁止せらるゝことあり故に安んじて臺灣貿易に従事する能はず止むを得ず粗米は福州に之れを仰く福州も亦た其幾部分は他方の輸入米を仰く地方なるを以て同地方よりは興化は常に一割六分六厘高價なる米價を拂はざるべからず加ふるに渡臺の船舶にして其航路を他に轉すれば從來臺灣に輸出したりし貨

易品は全く其販路を失ひ随つて其製造業者は職業を失ふに至れり市街村落の頽敗に歸する實に止むを得ざるなりと眞偽は固より知る能はざるも答ふる所殆んど衆口一に出つ

興化に於て婦人簪簪に使用する銀材は福建省中何れの地に出つるかど問ふたる時之れに答へたる主人は曰く福建省に銀坑あれば何を苦みて萬里波濤を越へて他邦に出稼きするの愚をなさんや簪簪の銀材は日本と墨西哥との銀貨を用ゆと又沿道驛站旅館の壁に落書したるものを見るに多くは千山萬水を渡るも妻子に離るゝも祖先墳墓の地を去るも金なきがためたりと其結句は大概不知何日か家族團圓の樂みを得んとは字句異りと雖も期せずして其意義を同ふするもの多し出稼人の意中も亦た憐れなりと謂ふべし

彼等出稼人が一ヶ年得る所の貯金福州に出稼きするもの一ヶ年二三十元香港臺灣に出稼きするものは同五六十元南洋印度に出稼きするもの同百元其中商業を營むもの草中日本内地に於て行商を行ふものは八百餘元新嘉坡に商業を營むものは數千元を得るものありと云ふ

興化福州間瀛船航海は彼我兩政府の交渉相纏まり何時開航に着手しても差支なきものと假定し緒て該航路は利益あるや否やを研究せんため當時諸氏の所見を聽きたるに其所説は大概左の如し

劉崇庚氏曰く見込なし

馮氏曰く將來毫も見込なし

閩報館主曰く聞く所にては或は見込なからん
 領事曰く右に同じ
 海軍駐在官曰く營業の利害は知らず興化は海濱にあらず三江口は遠淺なり港灣とし
 ては泉州は興化に優れり
 劉某氏曰く飲本には至らざるべし
 ケープロトーマス氏曰く一ヶ年の辛抱にて利益を見るに至るべし
 諸氏の説にしてケープロトーマス氏を除きては利益ありと斷言したるものなし福州輪
 船会社が調査したる貨物輸出入表に就て之れを研究するに其第一表には由埠頭通
 江貨物共計四十万担一千籃一千五百包とあり而して該荷物は實際運送せらるゝ相違
 なきも果して將來輪船の搭載貨物に算入するを得べきや否や
 調査する所に依れば米穀を除くの外悉く山東省の帆船が遼東に於て買積し水先人を
 得るため閩江の埠頭に寄航し之れを乗組ましめ海壇海峡を通過して三江口に到り之
 れを賣却し空船或期節に依りては厝船物を積入れ閩江に歸り木材を買積して遼東に
 開帆するものなり
 米穀に至りても山東省の帆船が木材を天津遼東地に賣り豆と豆餅とを買積し之れを
 上海寧波地に賣却し茲に米穀を買積して閩江の埠頭に寄港し海壇海峡を通過して三
 江口に到るものなり
 此調査にして果して相違なくば輪船の搭載貨物に算入する能はざるものとす又試み
 に該貨物の數量は果して確實なるや否やを研究するため通江司商人と三江口海關吏

とに三江口山東船一ヶ年の出入數を問ふたるに通江司商人は百三四十隻と海關吏は
 百二三十隻と假りに百四十隻となし其積量を千八百担滿載したるものとなして計算
 すれば總載數二十五万二千担を得たり
 第二第三表の數量は果して事實なるや否やを研究調査するに別に據る所なく唯だ第
 三表に附記したる路上行走來往人丁毎日約二百餘人ある此の二百の數字より算出
 たることを確めたり成程二百餘人の苦力が雨天を除一ヶ年三百日片道行走一人一担の
 荷物を荷擔すれば六万餘担往返兩道二百餘人なれば三四の十二万餘担の數を得るべ
 しと雖も若し毎日路上行走人丁二百餘人より増減あれば隨つて荷物の數も増減を起
 すは必定なり吾輩が旅行したるは砂糖輸出の最中にはあらざるも表中記載の荷物と
 認むべきものを荷擔したる苦力に出會したるは毎日四十八に滿たす若し一ヶ年雨天
 を除き毎日片道行走苦力六十人とすれば三、六の一萬八千担往返兩道にて三万六千担
 ならざるべからず然れども何れの計算も豫想推測に過ぎざるを以て其數量の確實な
 るを欲すれば長期に渉るの踏査をなすにあらざれば之れを知る能はず
 諸氏の所説と調査推測とに依れば決して利益ある航路とは謂ふべからず
 興化福州航路を開始すれば茲に忽ち苦情を喚起するは豫め曉知せざるべからず其次
 第は市街村落の頽敗は人民が産業を失ひ他方に流浪するより來るとは興化以南福建
 沿岸に於ける多數人民の泣き言なり地方官は漁船航海に若し相應の荷物あらんか盛
 金收入の減少を思ひ名を人民が産業を失ふを防ぐに借り種々の巧辭を以て人民を煽
 動して妨害を加ふるとは今日支那の現狀に照して有り得べき事實なりとす

福州興化間外國船航海に對する法律上の研究
 福州南臺より閩江を下り海壇海峽を経て不開港場たる興化の三江口に航路を開かんと欲すれば如何なる法律規定に據るべきか日清通商貿易條約に依れば斯かる不開港場に入りて貿易を行ふものに對しては密商として處分すべき規定あり然らば其他如何なる規定に依りて之れが特權を得らるべきか差當り内河章程に依りて研究するの外なるべし其第一項及び芝罘議定書の第四項とを以て内河(インランドウォーター)なる字義を解釋すれば福州興化間に航海するも敢て面倒なる研究交渉を要せざるものゝ如しと雖も然れども該規定の第二項第三項と逐次に解釋を重ね來らば疑義其間に生し沿岸航海(コーストナビゲーション)は遂に該規定に於て許されたるものにあらざるを知るべし

此疑問に對し諸氏の意見を問ふたるに其答ふる所左の如し
 一福州領事曰く疑義の間にありて充分なる後援を要す
 二閩報館主曰く正當に解釋すれば福州興化間の航海は内河章程に依る能はず
 三海軍駐在官曰く北清に先例あり其先例を調査すべし
 四ケープトゥマス氏曰く法律規定の如何に依らず予は道臺と海關長との私交上福州興化間のみならず延長して福州興化泉州間航海の特權を得て之れを貴社に與へん
 五上海領事曰く北清の先例は其結果甚た好良ならず種々交渉の末遂に沿岸航海は許されずして支那人雇ひ船名義の下に航海を開始したり
 諸氏の答ふる所斯くの如し曲解をなさずして正當に研究すれば内河(インランドウォーター)

「ター」とは内地に於ける河湖及び港灣内に限られ決して沿岸迄をも含みたるものにあらざるや明かなり然れども既に邦土を強借したるものあり將に邦土を割取せんと欲するものあり餘り律義の遠慮は却て大方の笑ひを買はんも亦た知るべからず尙は看者の研究に資するため該規定の其譯文を添付す

清國內河瀛船航行規定(英一千八百九十八年改正)

一清國內地に航行せんとする内外瀛船は爾今其目的を以て特に條約港に於て登録を受けたるものに對し許可するものとす而して此等の船舶は本規定に準據して自由に各地へ往復するを得と雖も其航行區域は必ず「インランドウォーター」に限り清國領海の外に航進するを得ず

本規定の「インランドウォーター」とは芝罘議定書に於ける内地と稱するものと同一の意義を有するものとす

參照芝罘議定書第三章

第四項の二

税率表に附隨せる規則第七條に「インランド」に輸入するもの及び「インランド」に於て購入したるものどある此「インランド」の語は「インテリオル」に於て外國貿易の爲めに開かれざる海岸又河岸の地を云ふ而して支那政府は別に法律規定を制定し此施行を全ふするの權あるものとす

二其所屬の内外人たるを問はず海航船にあらざる商船にして開港場内を往復するもの及開港地より内地へ航行するものは必ず税關の登録を経船主の名義及住所瀛船

の名稱符字水夫の員數等其他法律上其國籍證書に記載の必要なる事項を詳記したる免狀を受くべし而して此免狀は税關にて年々之れを改め船主の變更したる場合或は航海を停止せし場合は之れを返却せしむ其免狀に對する最初の手續料は十兩にして其後書換をなす都度二兩を徴收す
 三に登錄を経たる漁船は税關に届出をなさずして自由に港灣内を往復するを得然れども内地に航行せんとするときは豫め其發着を税關に届出登錄を経ざる漁船は内地に航行するを得ず

○福州輪船公司貨物聚散取調書

○埠頭通江開航路貨物表

左の三表は福州輪船公司の取調書係るものなり依て参考の爲之を掲ぐ

品名	数量(福州一八秤)	運	貨原	輸出地	時	季
大豆餅	百斤ニ付		山東	山東	四五月の頃最も多し	
小豆餅	全		全	全	全	
北生餅	全		全	全	全	
落花生餅	全		全	全	全	
米	百三十斤ニ付		上海寧波及山東	山東	四季共にあり	
青豆	全		全	山東	全	
黃豆	全		全	全	全	
北生油	一罈(百餘斤)		全	全	全	

右諸貨一々年間の數量及運賃の總額を擧ぐれば大豆餅小豆餅北生餅及花生餅の四種は年々約三十万余担に達し其運賃三万余元米青豆及黃豆の三種は一々年約十万余担運賃約一萬三千元北生油及北豆油は總數約一千罈運賃一百余元烏棗以下の八品は其總數一千五百餘包運賃百九十五にして右諸貨一々年間の運賃總額は四萬三千二百九十余元に達すべし

○自福州到通江陸運貨物表

品名	担數(福州一八秤)	人夫	賃原	輸出地	時	季
香	百斤ニ付	九十仙	福州	福州	四季共に有り	
紅	全	全	全	全	全	

右の内糖類は一ヶ年の總額六万余担にして運搬費五万四千元を要し桂圓及荔枝の二品は約二千餘担運賃約千八百餘元洋銀は約五十萬元此運賃百五十餘元にして一ヶ年運賃總額は五万六千五百五十元なり

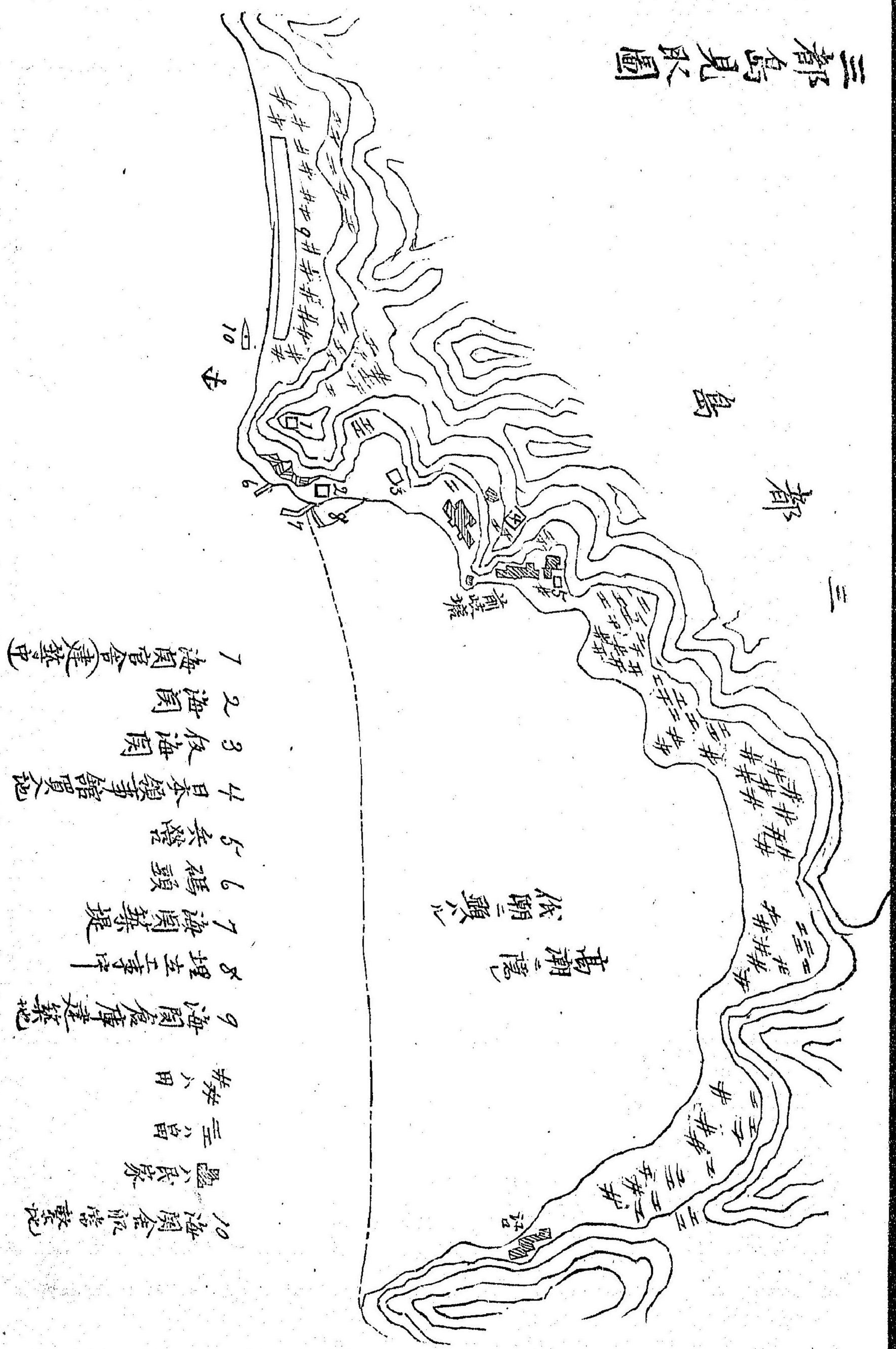
涌江福州間の陸路を往來する苦力は一平均二百餘人なり

〇三 都

三都は一に福海島と云ふ福建省福寧府寧德縣に屬し三都澳の中央にある周圍凡十二哩の小島にして福州より海路約百〇二哩錨地は島の南側と大陸との間にありて水深く波なくして四時安全の良港と稱せらる島中の人口は約八千にして多く農業を營み又漁業に従事す錨地に面する所を前岐塘と稱し二百餘の人家及兵營あり

一八九九年五月の開港にして以來日未だ淺きを以て諸般の設備全からず海關福海關と稱す及官舎も目下建築中にして築堤及碼頭あれども築堤の内部は壅塞して滿潮の時僅に民船を容るゝに足り碼頭は小にして只舢板を繋ぐに用ゆるのみ地所は海關の他我領事館を始め二三外商の購入したるあれども何等の工事を施せるものなく僅に稅務司マツクラム氏の所有地埋立工事に着手せるのみ他の地方との交通も至て稀にして海關にある外國人の爲一ヶ月二三回福州より小蒸氣船を發し郵便物及食料を送るゐると土人の舢板にて飛鸞碗窰等に交通するゐるに止まる本島にある商估は單に小賣商なるを以て大錢の通用なく賣買に兩の稱なし墨銀圓銀及廣東小銀貨は通用すれども銅錢と交換するに一弗に付九百八十文即福州との差八十文なり福州銀貨は猶多少の割引あり地價は田畑共一畝(凡二百五坪)六十弗より八十弗に至る但し海岸の

三都島見取圖



地は既に多く海關及外商の買収する所となれり
澳の沿岸附近にある都會は

福寧、人口約一万五千府城のある所にして繁華なり本島を距ると約五十清里其澳に臨む港を鹽田と稱す本島より二十清里の距離にあり

福安、人口約三萬縣城あり河に臨む河口の港を白馬河と稱す此地より福安に至る約三十清里三都より白馬河に至る約四十清里

寧德、人口約二萬五千縣城あり本島を距ると約十五清里
飛鸞、人口約二千五百縣城あり港口水淺く干潮の時は水深半呎に滿たす本島

開港地の對岸にあり此間約十三清里
東冲、拓洋堡の半島の南端にある港にして澳口を扼し沿岸來往の民船の碇泊所にして

又澳内民船の來りて貿易する所なり本島を距ると約五十清里
此等の都會と福州との民船の交通は極めて稀にして其運賃も明ならされども支那人

言ふ所によれば約一担一元二三十仙なるべしと而して昨年三都より遠船に積たる茶

のは一担七十仙なりしと云ふ人夫は食料自辨にて一日二十五仙内外大工同三十五仙

石工瓦工は三十仙より五十仙壁畫工は四十仙内外なり斯く工匠賃の高價なるは他方

より雇入するを以てなり民船にて茶箱六百個を積載し得るものは一日三四元にて雇

用するを得へしと云ふ
三都は前記の如く蕞爾たる孤島なるを以て産物と稱すべきものなく且附近都會との

交通未だ開けざるを以て此地を経て輸出入するものなく只昨年茶期に福州義和の買

辨鑄亭なるもの二萬元の株式組合を設け行名を廣順祥公司と稱し佛國瀛船海蘭號を借り四月末より福州三都間の航海を開始し其手によりて六千箱の輸出をなしたるのみ而して其後同瀛船は新航路なると資金不足の爲自然出帆及到着の期を誤り三都に送り來りし茶は空しく數日を経過するの已を得ざるに至り而も倉庫の設備なきが爲に收容の地なく遂に飛鸞に積送り陸路を採るに至り一度三都に來りしは約八万箱なりしも瀛船に積載せるは四回にして六千箱内外なりしと云而して鑄亭は四千元にて借入れたる瀛船を組合には八千元と報告したるを露はれ裡面に一大破烈を來し一方に於ては陸路苦力の反對運動ありたる爲内外の難局を支ふる能はず航行を廢するに至りたり輸入品は皆無にして海蘭號航行の時は數回にして旅客七八十名を搭載し來りたるのみなりしと云ふ

附近都會への輸出入品は輸入には石油、燐寸、金串、洋燐、石鹼、洋傘等あればとも極めて少量なり土貨にて福州より來るものは上紙、海産物、蠟、果物、白糖、木耳及工藝品等なり輸出には茶を主とし粗紙、烟草、茶油、砂糖、陶器及麥等之に次く、茶は福寧府附近に産し其季節は陽曆四月より十一月の間において之を福州に出すに若し海路民船を用ゆれば一担一元二十仙内外にて一二日にして達し得へきも陸路によれば一担三元五十仙より一元五十仙に至る運賃を支拂ひ四日を費す然るに猶其運搬陸路を採るに至りしは海路運搬をなすときは盤金を課する場合少く官吏の収入減少するを以て官廳より干渉して海上運搬を止めしめたるも民間にては其運搬の爲業を得るを以て陸路運搬を喜ひ現今福寧附近には二万有餘の苦力ありと云ふ福州に於ける仲買は生産地に於ける茶客(問

屋)に金を貸し茶客は又之を生産者に貸與し製品買入の契約をなし又一方に於ては苦力頭にも前貸をなし或は運搬費の歩合を取る等のとありて茶期に先ち既に一ヶ年中の運搬の契約をなすを常とす而して苦力等は福寧より茶を肩にし鹽田に出て夜船に投し澳を渡り翌朝飛鸞に達し再び陸路羅源を経て丹陽に出て丹陽より潘頭に至り潘頭より河舟により連江を折り對岸巖角に上陸し湯嶺を経て福州に入るを大路とし日々千を超ゆるの苦力陸續往來す、福寧より鹽田に至る三十清里鹽田より飛鸞に至る水路百八十清里飛鸞より丹陽に至る八十五清里丹陽より湯嶺に至る六十五清里湯嶺より福州に至る四十五清里とす

茶の運搬は斯の如き状態にあるを以て之を三都に出さしめ海路福州に出さん欲すれば先づ遙に茶期に先ち福寧福安等に人を派し茶客に説き或は官吏に賄し三都に出すの契約をなさしめ三都には倉庫若くは蘆船を設け之を收置するの手續を講せざるべからず其他の輸出入品に對しても第一に三都と内地の交通の便を開き三都に收容所を設くるにあらざれば之か運搬の依頼をなすものなかるべしと信す聞く所によれば招商局は既に本年二月より人を内地に派して契約をなさしめ又三都に地所を求め貨物蒐集の結果によりて倉庫を設くるの計畫ありと

昨年十二月二十九日を以て三都澳に於ける波止場其他内外人に便すへき設備の費用に充つる爲輸出入貨物に對し該工事の完成に至る迄の期間貨物税の二分の附加税をなすことなれり

三部の商業は前述の如く三部にあらすして附近の都會にあるを以て之を調査するにあらざれば毫も推定を下に能はざるものなれども時日の切迫の爲其地に至る能はずして三部及飛鷺にて開く所によりて筆を下したるを以て或は誤謬なきを保せず

○温州

温州は浙江省温州府永嘉縣治に属する互市場にして甌江河口を遡るに約二十哩の右岸に在り其地勢東南西の三面は頗る廣濶なる沃野にして北方は甌江を隔て對岸の峰巒を望み宛然小福州の觀あり城墻周圍四哩四門を開き溝渠四通以て城外と運運に便にす居民は土貨を製造するもの頗る多く従て外貨を需要すると多からず人家は約一万余人口十萬と稱す
甌江河口には二個の水路あり一を南峽と云ふ一を北峽と云ふ目下専ら航行するものは即ち南峽にして吃水十二呎以下の船舶は潮の満干に關せず進口すると得へし北峽は南峽に比し航行不便にして且つ淺水なりと云ふ甌江は處州府龍泉遂昌縉雲の三縣より發源し處州府城の西方に會し尙は多くの小溪水を受け南流して青田縣治を過ぎ温府治を経て海に注ぐ其舟楫の便は温州の上流二百五十清里なる處州府に至るの間吃水五呎の船舶を航行せしむるを得へし
電線は杭州より富陽、浦江、蘭溪、衢州、江山及浦城を經由して福州に達し當地には未だ電線の設あらず蘭溪より當港に達する二百十哩にして同地より處州を經電線を敷設するは敢て難事に非すと云ふ

郵便は近來支那郵政局の設立おれども私立信局の營業亦頗る盛にして上海より當港に達する郵政局の郵便は一ヶ月平均三回往復あり

當地は嘗て芝罘條約に由り千八百七十七年四月一日を以て通商港とかりしも未だ居留地の設なく洋人の當地に在留するもの十二名日本人二名あり日本人を除くの外は海關支領事館員及宣教師等なり

定期として當港に出入する遠船は只招商局所有豐順號の一あるのみ該船は上海より寧波を經由し一ヶ月平均三回の航行をなす其登簿噸數八百二十六噸速力十一哩吃水十二呎にして船内には船長機關長各一名運轉手機關手各二名の洋人を雇用す從來上海温州間の航船は輕吃水の普濟號にして豐順は天津航行に供したるものなりしも白河凍塞の爲交代して温州に來り目下己に河道開通を見るに至りたれども該船は吃水深きに由り尙當地航行を繼續し居れり開く所に據れば四五回航行の後再び普濟と交代して天津に航行すべしと云ふ

錨地は府城の北門外土人は之を雙門と云ふの江邊にして干沙の時も尙水深十五六呎に達するを以て遠船碇泊には毫も不便を感せず

陸上の設備は招商局所有を除くの外記するに足るものなし同局所屬の箱船は長さ二十七間巾四間半にして碼頭長さ約五十間廣さ二十間共に堅牢の築造なり倉庫は招商局所有二棟海關所屬一棟を除くの外別に此業を營むものなし故に同地商賈にして多數の荷物を有するときは自から一家を租借し之に充つるの慣習なり右倉庫の内招商局に属する者は支那風鍊瓦の建築にして同局構内に在り又海關に属するものは目下

改造中にて支那磚瓦を用ひ西洋風に建築し居れり招商局倉庫は庫入後一ヶ月間は倉敷料を請求せざる規定なれども當地には巨商なきを以て貨物の滞積すると少なく概ね荷受人に於て直ちに引取るの習慣なり又招商局は倉敷料を請求せざるも局内海關検査所あり倉庫迄の苦力賃は無論荷主の負擔なりと云ふ

貨物は総て碼頭に於て授受するの習慣にして貨物輸入の際は招商局雇用の苦力日傭を以て同局内に設置せる海關出張所に送て検査を了り各荷受人に引渡すの規定にして此際荷受人は苦力賃の支拂を要せず

當地に於て報關行の業を營むもの二名あり一は日本人一は支那人又招商局手代の此事務を代辨するものあり是等は皆輸出品元價五厘の口錢を要すと云ふ

水先人は當地に二名あり一は温州土人にして當地より上流青田に至るの間を専とし一は米國人「マニホクソン」なるものにして下流十五哩なる黃花園に至るの水先を業とす招商局漁船の該區内を往復する者は船長より往復五元の水先料を支給し外國軍艦は一定の賃銀を給與せず時としては八元乃至十元より吃水深き者は三十元を給するとあり

荷船は當地に於て常雇の者なく賃銀は積載貨物の個數と運搬の里程とに因て取定むるの慣習なり即ち温州の上流三十清里なる木材集積地より當地に達する船賃は松一寸板一丈(每一丈は十枚)十二文にして荷船の大なる者は每一艘二百五十丈より三百丈を積載するを得へし石船主の言に據れば三百丈を積載すべき大船は一日一元五六十仙にて雇用に應ずべく小形の者は八十仙乃至一元二十仙を要すと云ふ

當港は寧波を距る二百十哩上海を去る三百四十五哩にして船客運賃は當地上海間洋人上等片路二十五兩往復四十兩清人上等八元中等七元下等六元を要す

日常通用の銀貨は墨銀にして土民は之を紋洋と唱ひ貨物の價格を量るに總て之を用ゆ而して墨銀一元は通常大錢九百三四十文に相當し小錢九百六七十文に交換するを得べし小銀貨は江南及廣東鑄造のものを好み其十仙は九十四文乃至九十六文に相當す又海關銀兩一兩は通常墨銀一元五十二仙に當る其他坤洋と稱するものあり當地土民の偽造せるものにして一元の價格九十仙乃至九十一二仙に當り糙洋と稱するものは即ち「チップ」にして一元に付四五仙の割引あり又南洋と稱するものは洋銀を削減したるものにて其價格は總て量目に準す

苦力賃銀は每一人一日二百三十文にして食費自辨なり苦力頭は同二百五十文にして元苦力每一名より二三十文の口錢を取り貨物運搬及賃銀支給を管辨す大工石工及瓦工は伙食自辨にて二十仙雇主給與にて十三四仙なり小使の給料は伙食給與にして二十五仙自食にて三元半乃至四元を要す目下招商局漁船豐順號雇用の買辦は其給料一ヶ月百五十元にして部下二十余名の手代を使役し其給料は皆該金額内より支給し荷物及船客の賃銀に對しては別に口錢を得る能はざるの規定なり然れども該買辦は船客の數を虚報すると其食料を剝取するに由り每航五百元内外の收入ありと云ふ

當港上海間の航路は招商局の獨占にして同局漁船は毎月三回航行の豫定なれども時として二週乃至三週にして一航海をなすに由り貨物の滞積すると頗る夥しく從て客引及荷引の必要なし又荷主に對し戻し口錢を返給することなく殆んど招商局の弊

斷に任ずるを以て同地商賈及海關吏員は頻に日本海船の來港を勸誘し居れり又同局は前述の事情に由り戻し口錢を與へざるを以て平素取引ある商賈に對し別に切符を發給し免票客として上海及寧波に往復せしむ

招商怡和太古三公司は上海福州間航路の有益するを認め三公司共に福州航路を開きしも競争の結果共に不利なるを曉り協議の上招商局の專有に歸し其報酬として利益若干宛を兩公司に分典するの約あるは世人の知る處なるか上海温州間は當時兩公司に於て廻船を試みず爲めに温州航路の利は兩公司不明の間に斷斷するに至り從て其收入他航路に比し頗る有利なりと云ふ豊順船内買辦の言に據れば昨年度同航路に於ける荷客運賃總額は九万八千元にして過去三年前に比し實に二倍の收入あり而て同航路に關する諸費目を引去り純益三万余元の收入ありしと云ふ

當港は福州と同して自給自足の土地柄なるを以て外貨を輸入すること多からず土貨亦從て廉價なり聞く處に據れば土貨は上海に比し總て二割内外寧波に比し一割内外の廉價なり而て洋貨は上海に比し總て二割強の高價なりと云ふ

田地は一畝の地價十二三元より三十元に至る城内に於ける地所は一畝四十元乃至六十元の間在り雙門外即ち稅關及招商局所在の河岸は人家稠密實地少きも東門外に於ては廉價に賣與するものありと云ふ

金利信用貸にて一ヶ月一分乃至二分一ヶ年一割より一割二三分に至る質屋利子は大概一ヶ月二分より二分五厘の間在り又米價は一担に付三元七角より四元に至る

當地には寧波、江西、蘇州及福建の四會館あり就中寧波會館は最も盛大にして普通會館

事務を經辨するの外學人或は秀才にして當地官職に在る者を雇用し以て官府交涉事件及救濟事務を代辨せしむ寧波民船積荷に對し棉花を除くの外棉花は百二十斤包に付二十仙を課す二分の稅を課し干魚には一包四十四文普通商人には一ヶ月千文六百文及三百文の三級に分つて館費を徵す江西會館は江西商賈の手を經て陸路輸入する陶器五元に付四仙を課し民船に由て來る組陶器は一元に付四文を課す蘇州會館は蘇州船に由り運搬する木材一本に付三厘木炭一包に付六文木板一丈に付六文を課す又福州會館は民船積荷千元に付二元を徵すと云ふ

特産品の重なる者は木材、木板、竹、木炭、密柑、薪、牛皮、竹細工及雨傘等にして老酒及茶を製する又頗る多く又福州には上海を經由して葉烟草を輸出す米は當地に於て充分の收穫あるを以て敢て他港より輸入するを要せず其幾分は附近各地に輸出し居れり右の内木材、木炭及竹は處州及其下流なる青田地方より來るもの頗る多く温州産出の雨傘と共に上海を經由して北清に輸送すと云松板は日本産に比し厚く大抵一寸板なるを以て上海及北清地方に於ては床張として使用す又當府屬樂清縣よりは絹物、山繭、茶、藥材、麻、及硫化鉄を産し瑞安縣より鉄器及阿片を産し平陽よりは麻、鉄、茶、明礬、及藥材を産し泰順より鉄、麻、茶、及藥材類を出し玉環鎮より麻、藥材、阿片を産し又永嘉より茶紙、阿片、木綿、綿布、柑、藥材及麻を出す阿片培養は到處盛大にして四川産廉價の者輸入せらるゝに關らず寧波商人の手を經由して上海及廈門に輸出するものあり

當地は福州及寧波の間に介立し居民貧困なるを以て貿易の趨勢從て萎靡の憾なき能はず且北方、上海及寧波を除くの外は福州其他南部に向て漁船の航行するものなく他

港との關係甚だ蕭索たるを免れず然れども民船を以て輸出する土貨は年々増額して從是北方臺州及南部厦門との關係日に緊切なるに至れり又當地と寧波上海間の運費は非常に高價なるに關らず附近士民の洋貨を需要すること年々増進するを見れば民度將來の發達は疑を容れざるものゝ如し殊に附近各縣より鉄を産する頗る夥しきを以て洋式の製鉄業は最も有望なりと云ふべし尙昨年度に於ける輸入重要品は綿布類九万五千余反金屬類一万三千担石油六万八千ガロン阿片百二十担砂糖九千担染料一万七千両等にして其來路は上海及寧波を最とし厦門廣東香港之に次く又輸出額は上海及天津に輸出せる者最多く之に次くを厦門寧波杭州及香港とす其重要品は木材五万七千本、雨傘三十万本、木板百八十六万平方尺、密柑一万八千担等なり過去十年前當地及處州地方に於て需要する洋貨は寧波より陸路又は民船にて來りしも輒近温州に直輸するに及んで寧波に於ける棉布及毛織物の輸出入を減少し又一方に於て福州に於ける製茶の輸出を減少したり今内地轉輸の重要品を擧ぐれば綿布類は處州及青田に送れるを最多とし其他大荆桐山及平陽に轉輸するものあり綿絲は平陽及瑞安に送り鐵類は臺州を最とし其他平陽處州瑞安及樂清等に送る石油は龍泉平陽松陽及處州を最とし日本見布は亦龍泉を第一とし處州雲和平陽及景寧之に次く砂糖は龍泉及處州に於て需要するもの最も多しとす

昨年度に於ける出入船舶は入港漁船三十八艘出港三十八艘噸數計五万七千四百二十七噸なり

○寧波

寧波は浙江省寧波府鄞縣にある所の互市場にして甬江を遡ること約十三海里にして江の北岸にあり

此地姚江奉化江會流点に屬し下流は甬江なり而して甬江流域に濱する地方は地勢平坦にして且廣濶なるを以て耕耘に適し運河あるを以て漕漕に利し漕運に便す甬江沿岸の地は氷山にして氷室の數枚擧に暇わらず此の氷塊は盛夏の候鮮魚を氷詰として上海地方に運送するの用に供す

水路の關繫は南西は奉化江に由りて奉化縣治に通し北西は姚江に由りて餘姚縣治に通し尙ほ三個の堰を超へて百官鎮に通す曹娥鎮と百官鎮との間は曹娥江に横斷せられて直接舟楫を通する能はされども曹娥鎮より又運河に由りて紹興府治及び蕭山縣治を経て杭州府治の對岸錢塘江を隔てゝなる西興鎮に通す

電線は紹興を経て杭州に達し一つは分れて嘉興嘉善を経て上海に通す一つは分れて嚴州、蘭溪、衢州、江山浦城、建陽、建寧、延平を経て福州に達す

内地電信料は屢々記述したるを以て之れを略す日本との通信料は十字綴一語に付き九十六仙なり

郵便のことも屢々他港の部に記述したるを以て之れを略す

定期又は常設航路として漁船當港に出入するものは招商局及び太古洋行の上海線と招商局の上海温州線とあり上海線は日曜を除くの外毎日兩地を着發し上海温州線は毎月三回の便船あり其他は臨時の不定期なりとす

寧波を根據として附近に來往する漁船及び小漁艇は其數六隻にして左の五線なりと

す
 一 寧波餘姚線は小瀛艇利濟、利泰の二隻を以て毎日兩地發着其船主は姚密官輪公司なり
 二 寧波鎮海線は小瀛艇海龍一隻を以て毎日數回兩地を發着す其船主は寧鎮輪船公司なり
 三 寧波海門線は瀛船海門一隻(其登簿噸數は三百に足らざるものにして船首の底部に衝角を備ふる舊小砲艦なり)を以て鎮海、定海、普陀山、石浦、海門の各港間を隔日に發着す其船主は海門輪船公司なり
 四 寧波海門線は瀛船永寧(俗に新海門と名づく)一隻を以て(登簿噸數二百六十一噸)鎮海、定海、舟山、沉家門、海門の各港間を隔日に發着す其船主は永寧輪船公司なり
 五 寧波臺寧線は小瀛艇濟安(四十九噸)一隻を以て鎮海、定海、象山、石浦、臺寧の各港間を隔日に發着す其船主は濟安輪船公司なり
 今日聞き得たる各港の船客運賃は海門行下等八角普陀山行下等七角石浦行下等五角鎮海行下等二角餘姚行下等二角六分中等三角上等四角四分にして是等の地方に來往したる船客の數は一昨年は一万三千二百二十人なりしに昨年は三万八千六百八十一人に増加したり本年も尙ほ増加すべきの傾向あり
 當港に於ける民船は寧波、鎮海或は定海に於て登記を経るの規定にして當地より北部貿易に従事する者は彈船、三不像及四不像等の名稱を付し總て大形のものなり彈船は其構造舊式にして舳部方形船側に數多の圓形及魚眼を畫きたるものなり三不像及四

不像の兩種は共に新式にして艘行快速船員十六名より二十四名を使役す福州航行の者は烏船及白鯨殼と稱し船員八名乃至十二名を有す其他前江内の民船には白銅載百官船烏蓬船信班船烏山船及脚划船等の數種あり又海上航行の民船總數は約一千艘にして其十分の一は當地福州間の通商に従事し其内十分の二は南部福州と鎮江間の貿易を業とし十分の二は寧波鎮江間十分の一は當地と北清間の航行を業とし其他は附近温州、臺州及沿岸諸港を航行すと云ふ
 鎮地は府城の東方居留地の前面一帯の江邊にして太古、招商、濟安、永寧及密鎮の五公司に所属する五個の埠頭あり右の内招商太古兩公司所屬のものは共に頗る完全にして各其構内に倉庫の設備あり倉敷料は倉入後十日間は無料にして此期を経過するときは大箱一ヶ月六仙中箱四仙小箱三仙を要するの規定あり
 荷船は皆百官船と稱するものにして士民は之を以て石材を運搬するに用ゆ該船十噸内外積載の者は新造費三百三四十元にして一日備用の賃銀二元内外なり又六七担積の小船は新造費七八十元にして一日七八十仙にて雇用するを得べし
 當地より上海及温州に出入する荷客は大概府城内或は其附近のものにして彼等は各自公司に來りて輸出入の事を經辦するを以て航行の必要少なく太古怡和兩公司の買辦等は素常人を市内に派して荷客を集め居れり又右兩公司は内約により各其荷主に對し戻し口錢を返給せざるの規定なるを以て兩公司員關係人及同地巨商にして平素取引あるものには免票を發給し以て戻し口錢に換ふると云ふ
 當港招商局雇用の買辦は一ヶ月給料一百元にして部下二十八人を使用し別に船客船

貸百分の五の口銭を得へし
 聞く所に據れば昨三十二年度同局上海線の船客船賃總額は十六萬元にして買辦は其五分即ち七千元の口銭を得たりと云ふ又太古洋行買辦は一ヶ月同百元にして口銭歩合招商局と同じしけれども同行は其船客運賃七萬元に満たざるを以て得る所の口銭僅かに三千元余なりしと云ふ要するに招商局の該線は頗る有利なるか如し同局買辦手代の言に據れば昨年度同局荷物運賃二十万余船賃運賃十六萬元總計三十六萬元余にして諸費を扣除し尙十餘萬元の収益ありしと云ふ太古洋行の収入總額は詳かにせざるも収益僅かに二萬元に足らずと云ふ
 苦力賃銀は 食自辨にて二十五仙乃至なり目下招商局雇用のものは每名一日三十仙苦力頭は同給にて各苦方より二三仙の口銭を剝取すと云ふ石木工及瓦工は食料給與にて二百文内外自辨にて二百四十文なり小使給料は食料給與にて三四元自食にて五元乃至六元なりと云ふ
 米價は一担四元より四元二三十仙にして地價は田地三十元より四五十元に至る城外阜頭附近裏街の地は七八十元にして碼頭所在地には賣地なし太古洋行裏地は従前一畝百四五十元にて買得したりと云ふ當地洋貨は上海に比して一割乃至一割五分の高價なり又土貨は上海に比し一割内外の廉價なり
 金利は一ヶ月一分より二分に及び一ヶ年八九分乃至一割一二分なり
 質舖利子は一ヶ月二分内外にして抵當貸は大概同割合なり
 土人銀行は其數頗る夥しく重に杭州紹興上海及温州に支店又は代理店を有す皆其時

の相場に從て定期預及抵當貸しをなし或は爲替手形を發行す組織は合資のもの多く個人組織の者は其利子比較的高貴なれども信用少なく合資組織の者は日々銀折又は洋折と稱する日貸歩合を報告し其歩合一仙より時として三仙に至ると云ふ又當坐預は日歩五厘以下の割合にて貸越は平均一仙を要す又定期貸しは三ヶ月及六ヶ月にして其利子は月々の平均により徴收し銀行より借入の際は利子合算の約束手形を與へ期限後支拂し能はざる場合には先づ利子のみを支拂ひ別に第二期の約束手形を發行す此際は第一期に比し利子高き習慣なり又商品に對して貸出しをなすに當ては確實なる銀行家又は信用ある商賈の裏書を要す
 碼頭税は荷物一個三厘の割にて徴收し以て沿岸の修繕に充つ
 當港通用馬蹄銀は九八銀にして即ち上海兩と同質のものなり一元の銀貨は墨銀にして小銀貨は湖北江南及廣東鑄造の者を用ゆ右墨銀一元は銅錢(大錢)九百四十文に換へ小銀貨十仙は九十四文より九十六文に交換することを得へし
 特産品は米、茶、絹、絹、魚類、鹽、藥材類、烟草及阻粟等にして米は省内各地に産し茶は重に紹興寧波以南の地に産す棉は各地に於て培養すと雖杭州、紹興、及餘姚を以て最多とす絹物は當地附近は紹興及當地より出すと雖も遠く湖州嘉興及杭州より來る者多し魚類は沿岸各地に産し就中烏賊は當地の名産なり明礬は平陽地方の産出を宗とし販賣地は重に當港に於てす阻粟は餘姚及番山地方を最多とす又藤物及笠は寧波の特産にして其他當地の西南十五哩なる奉化縣は銀を産出するを以て米の收穫普通なるどきは當地に於て毫も銀の不足を感ずることなし

紡績所は光緒二十一年に於て創設せられ同年六月に至り瀛機の運轉を開始し目下一万七千〇四十八個の紡錘を用ひ一日平均九十担の綿糸を製作せるを以て逐年同品の輸入を減少し光緒十八年には其輸入一万六千九百四十四担なりしも昨年度は六千五百担に減少するに至れり

貿易は上海の好口に近接せるを以て土民の直接に洋人と取引をなすもの少なく殊に杭州開港以來著しき影響を蒙り爲めに萎靡不振の觀ありと雖元來當地は浙江省東部商業の中心にして杭州は西方内地商業の中心なるを以て杭州開港は重に西方内地輸出入を刺撃したりと論斷するを得べし昨年度に於ける同港輸入品の重なる者は阿片三千四百四十八担、綿布類(百〇)一万八千八百担、砂糖(三十一)一万一千三百担、海參(二千)百担、石油(二百八十九)七千七千ガ、昆布(一万二千八百担)等にして來路は上海、漢口及香港を最とし臺灣及厦門之に次く又輸出品の重なるものは明礬(八万六千六百担)、棉花(三万二千二百担)、落花生油(八千八百担)、老酒(一万六千八百担)、鰻(一万七千担)、干魚(一万〇百担)、藤物(百十六)万三千五百枚等にして輸出先は上海を以て最とし漢口、廣東、厦門之に次く又當港より内地に輸送する重要品は綿布類、鉄板、石油及砂糖等にして當地に輸送し來る者は繭及絹屑を最多とす

民船の沿岸貿易は亦頗る盛にして其内福州に往返する者は往路は綿、苧、荳餅、油等を運送し歸路は木材、陶器、紙、橄欖等を輸來す鎮江に至る者は紙、蓆、等を輸送し歸航には麥、牛骨、陶器等を積載す又北部天津及牛莊に至る者は紙及竹等を輸送し並及並餅を輸來す

○ 杭州

杭州は浙江省杭州府錢塘縣に属する通商港にして錢塘江の左岸に在り其地勢は東方杭州灣を距て遙かに舟山列島を望み南方は錢塘江の南岸丘陵起伏せるを見西方は即ち有名なる西湖の勝地たり城墻高さ四丈周回約十三哩にして通するに十個の大門を以てし居民は約六十万と稱す

錢塘江は源を安徽省徽州府歙縣治に發し東南流して浙江省境を通じ數多の小溪水を集めて東流し嚴州に至り衢州府より至るの衢溪に合し東北流して杭州府城の南に會し尙東流して杭州灣に注ぐ江口より杭州に至るの間は恰も廣潤なる煙筒形にして直ちに東北信風を容るゝに由り同季間は海水の侵入を受けること甚しく時としては潮流海波を起し一時間十五哩の速力を以て高さ十五呎に及び轟々として迅雷の進來するか如し土民は之を以て一大壯觀とし他省より來りて觀潮するもの織るか如しと云ふ

當地は嘗て太平賊の侵掠を蒙り大半破壊せられたりと雖現今は漸時舊觀を恢復し各種製造業亦從て勃興の勢あり各國居留地は大運河の東岸一哩の地に互り城墻を距る約四哩にして面積平方哩の四分の一を占む同居留地の對岸及棲塘の兩地には支那人の經營に係る二個の紡績所あり共に洋式の瀛機を適用し二万五千余錠を以て盛に製糸に従事す製糸は三十手より十六手に至る數種にして販路は寧波及紹興を最とす又絹布織造公司は宮中所用の綢緞類を製造し機數七千臺工手約二万八千名を使役すと云ふ國扇製造會社は亦工人數千名を有し製品の美麗なること支那第一と稱せらる

當地に於て陰曆二三月の候靈隱天竺兩寺の開帳に參する爲近傍各府より信徒の來集する者頗る夥しく例年十万を下らずと云ふ右信徒を搭載するの民船は一種の畫像を

有し船部より應部に至るの間總て極樂及地獄の圖を以て彩色し朝山進香或は天竺進香と大書せる黃旗を翻せり同時季に於ける進香客斯く多數なるを見れば此地に航行を業とするものは一考するの價値ありと信す

杭州府の運河は塘棲石門嘉興嘉善を経て蘇州府及び申江に通し蘇州に通するものは大運河にして無錫常州丹陽鎮江を経て長江に通し黃河を経て北京に通す然れども這は世人の夙に熟知する所なるを以て之れを省き茲には唯だ杭州府より錢塘江を跨げ西興より寧波に通する運河を述べん

運河は杭州より通するものにあらず錢塘江の右岸なる西興驛より起り蕭山縣治錢清鎮紹興府治陶越市等の諸市を經過して曹娥江の左岸なる曹娥鎮に終り曹娥江の右岸なる百官鎮より起り驛亭鎮五夫鎮及び石堰處家堰張家堰の三堰を經過して餘姚縣治に通す餘姚縣治より寧波迄は毎日小輪船の航行するあり西興曹娥間乗合舢板廿仙百官餘姚乗合舢板貨は船内上下棚ありて上棚三十仙下棚二十仙なり堰の通船料一隻に付九仙を要す

西興より曹娥鎮に至る約百五十清里百官鎮より餘姚に至る約七十清里餘姚より寧波に至る約百二清里なり

此運河は錢塘江に絶ゆる曹娥江に絶ゆる加ふるに石堰、張、三堰あるを以て貨物運送には充なる効力なし唯だ旅客か足休め乗合船と見て差支なし然れども絶對的貨物運送に不適當と云ふにあらず其載量堰を曳揚げ曳降すに船体に差支なき或る程度迄は其効用あるものとす

杭州附近には尙無數の小運河ありて貨物の運搬皆概ね之れに因れども年々其水量を減し杭申間の航路も亦年々不便を感じるに至る是を以て當地に輸出入する安徽茶も杭州の上流二十哩の處より船下し錢塘江畔の陸上げ場に運搬するは頗る困難なるを以て其費用亦隨て多額を要し竟に其輸出高に影響するに至れり

杭州府に於ける小輪拖船に嘉興及嘉善を経て上海に航行するもの十四隻其中七隻は大東瀛船合資會社に屬し他の七隻は清商戴生昌に屬す孰れも申杭兩地を日發航行す蘇州府に航行するもの本年迄は清商戴生昌に屬するもの三隻にして蘇杭兩地を日發するに過ぎざりしが本年より大東瀛船合資會社も三隻の小輪拖船を使用し同じく蘇杭兩地を日發航行せしむるの計畫なり又嘉興府を経て硤石港に航行する清商怡記所有の小輪拖船三隻毎三日目杭硤兩地を發船す而して船客運賃は當上海間上等二元中等一元二十仙下等六十仙にして客引戻しは上等四十仙中等二十仙下等十仙なり嘉興嘉間の運賃は杭申間運賃の二割引とす

杭州航路は蘇州上海間航路の如く船客を主とするものにあらずして貨物を主とし船客は従とするものなり而して申杭間貨物(茶)の拖船料は二元乃至二元八十仙にして阿片百斤入一函は一元五十仙乃至一元八十仙なり

荷物船一ヶ月の借切料は船夫共四十元乃至六十元にして小形の者は荷物二百五十乃至三百大形は五百五十乃至六百個を搭載するを得へし

銀貨鑄造一昨々年より開始し一昨年二月より獨逸技師を雇用するに及んで製貨頗る良好なり製貨の種類は一は一元、五十仙、二十仙、十仙、五仙の二種にして一日總計五万枚

金額約一万七千元に達すと云ふ又銅錢製造所は洋式の製貨法を折衷し熔爐二十一ヶ所を有し各爐一日四千個總計八万四千個を製出すと云

通貨は墨銀を主とし其一元は九百四十文より同七十文に交換するを得小銀貨は湖北鑄造の者を除き日本廣東及江南鑄造の各種を通用するを得へし

物産の重なる者は生糸、絹織物、團扇及鍋細工にして其他藥材、類漆、顔料等の産出殊に著名なり昨年度に於ける輸入重要品は阿片(千九百二十二担)、鉄(一万三千三百担)、錫(三千四百担)、銅(二千三百三十担)、荳餅(二十三万六千九百担)、荳(四十一万三千九百担)、アリン(五万三千六百担)、石炭(一万七千七百担)、燐寸(三十八万六千九百担)、石油(三百二十九万九千ガロン)、石鹼(三万余兩)、砂糖(三万九千担)、煙草(二万七千三百担)等にして輸出品の重なる者は茶(八万六千三百担)、絹物(四千二百担)、繭及絹糸(二千四百八十担)、團扇(三百六十七万七千)把、棉花(九千二百担)等なり

當地開港以前に在ては安徽省徽州府に於ける製茶は總て錢塘江を下て寧波に出て是れより外洋に輸出せりと雖も當地の開港せらるゝに及んで支那商は經費及時日の上に於て杭州より上海に運搬するの最も有利なるを曉得し逐年同地製茶の當地を經由するものを増加するに至れり

南清諸港貿易統計

梧州

輸出入額貳ヶ年間比較表

港名	年	輸出入		再輸出入		輸出入		再輸出入					
		先	後	先	後	先	後	先	後				
		度	度	度	度	度	度	度	度				
香港	明治三十一年	輸入	2,753,240	輸出	1,148,129	再輸出	6,346	輸入	1,368,963	輸出	3,963,390	再輸出	3,790
		合計	2,753,240	輸出	1,148,129	再輸出	6,346	輸入	1,368,963	輸出	3,963,390	再輸出	3,790
三水	明治三十一年	輸入	10,354	輸出	79,779	再輸出	364	輸入	26,098	輸出	41,303	再輸出	
		合計	10,354	輸出	79,779	再輸出	364	輸入	26,098	輸出	41,303	再輸出	
合計	明治三十一年	輸入	2,763,594	輸出	1,227,908	再輸出	6,710	輸入	1,395,061	輸出	4,004,693	再輸出	3,790
		合計	2,763,594	輸出	1,227,908	再輸出	6,710	輸入	1,395,061	輸出	4,004,693	再輸出	3,790
内國品	内國ヨリ	輸入	2,457,768	輸出	1,148,129	再輸出	3	輸入	477,394	輸出	3,963,390	再輸出	
		合計	2,457,768	輸出	1,148,129	再輸出	3	輸入	477,394	輸出	3,963,390	再輸出	
外國品	外國ヨリ	輸入	305,826	輸出	99,750	再輸出	6,343	輸入	891,569	輸出	0	再輸出	3,790
		合計	305,826	輸出	99,750	再輸出	6,343	輸入	891,569	輸出	0	再輸出	3,790

輸出入額港別表

(表中内ノ右側ハ外國品ヲ示ス、左側ハ内國品ヲ示ス)

出入船舶港別表

港名	種別	明治三十二年		明治三十一年	
		入	出	入	出
香港	船	二九五	二九七	一九六	一九八
三水	船	一三三	一三六	九七	一〇三
廣東	船	五七六	五〇〇	四九六	四八七
肇慶	船	一八	一〇一	三三	三三
悅城	船			三	三
江口	船			一	三
內地口岸	船			七	一
内地方	船				
ドイ	船	二二	二〇		
封川	船	五	五		
德慶	船	八	六		
パク	船	五	四		
ホリ	船	一〇	二		
甘竹	船		二		
合計		一、三三二	一、三三五	八〇八	八〇八

船客出入表

港名	種別	明治三十二年		明治三十一年	
		出	入	出	入
香港	船	五	七九	三	三
江門	船		四		四七
廣東	船	二四二	二四一	二二	二六
甘竹	船	三、四六三	二、七二五	六、一八二	一六
九江	船	四三九	三七七		一六
三水	船	四、三三一	三、六〇一	六	三、八二八
肇慶	船	四、三七四	三、六三三	四	二、六三九
祿步	船	一三八	一〇〇		一
悅城	船	四八八	三七七		
ルクト	船	四二八	七三三		
德慶	船	七	三、六二二	二	二、四二六
ドイ	船	七、五四〇	六、八五三		三
封川	船	三、〇五三	二、五八六		
合計		一、三三二	一、三三五	八〇八	八〇八

輸出入重要品對照表

品名	明治三十二年		明治三十一年		品名	明治三十二年		明治三十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出		輸入	輸出	輸入	輸出
金	一、四三		一、六〇〇		麥粉	二、四		二、七	
綾木綿	二、九四		三〇		金菜	七		九	
綿布類	四、三				燐寸	三、〇〇		一〇、七六	
綿糸	六、六		六		石油	二、八四、四三		六、五〇〇	
毛織物	六、四		四		干柿	二、七		三	
鐵	一、六		六		籐	七		七	
干鮑	八		二		米	一、〇七			
薑	六		二、九		昆布及淡菜	六			
檳榔子	一、〇六		一、〇七六		素麵	五		一、五	
棉花	二、五		二		乾鰯	五、四		四	
海參	七		三〇		白蠟	三		八	
錫	七		三三		藥材	一、四			
鹽魚	三		三						

德慶

輸出入額二ヶ年間比較表

種別	明治三十一年		明治三十年	
	輸入	輸出	輸入	輸出
外國品	一〇、四四		四、七九	
內國品		六〇	一九	八、七三
合計	一〇、四四	六〇	四、九八	八、七六

輸出入額港別表

港名	明治三十一年		明治三十年	
	輸入	輸出	輸入	輸出
三水	一〇、四四		四、四	七〇
廣州		六〇	八四	八、〇一
合計	一〇、四四	六〇	四、九八	八、七六

尙一昨年度當港ヨリ三水及廣東ニ對スル輸出入額ヲ千分算ヲ以テ比例スレバ

左ノ如シ

船客出入表

年度	明治三十二年		明治三十一年		合計
	出	入	出	入	
港名	外人	清人	外人	清人	
封川	六				
トレン		二六三			
甘竹		四七			
ルクト					
悅城					
香港					
華慶					
合計	八五	一、六二五	一、六二五	四五三	九九〇
東					
廣					
水		一、〇〇〇			一、〇〇〇
種別	出	入	出	入	
項目					
輸出入		一、〇〇〇			一、〇〇〇

輸出入重要品對照表

品名	明治三十二年		明治三十一年		品名	明治三十二年		明治三十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出		輸入	輸出	輸入	輸出
綿糸	二四〇		四		紫麵	一九		六	
干鮑					白蠟	三			
檳榔子	一六				蘭		一、九二		
鰻魚	一〇								
鹽粉	六		四						
麥粉	六		四						
金菜	六		二						
燭寸	三、〇〇		九、四						
石油	一六、〇〇		六、二五〇						
昆布及淡菜	五		七						
乾鱈	三		四						